

令和3年 第3回

甲佐町議会 9月定例会会議録

令和3年9月10日～令和3年9月14日

熊本県甲佐町議会

令和3年第3回甲佐町議会（定例会）目次

○9月10日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 監査委員の報告について	6
日程第6 認定第1号 令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	9
日程第7 認定第2号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	49
日程第8 認定第3号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	54
日程第9 認定第4号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	58
日程第10 認定第5号 令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について	61
散会	63

○9月13日（第2号）

出席議員	64
欠席議員	64
本会議に職務のために出席した者の職氏名	64
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	64
開議	65
日程第1 一般質問	65
散会	116

○9月14日（第3号）

出席議員	117
欠席議員	117
本会議に職務のために出席した者の職氏名	117

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
開議	119
日程第1 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて	119
日程第2 同意第3号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	120
日程第3 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	121
日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について	123
日程第5 承認第7号 専決処分の報告及び承認について	124
日程第6 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について	125
日程第7 議案第46号 甲佐町過疎地域持続的発展計画について	127
日程第8 議案第47号 甲佐町債権の管理に関する条例の制定について	134
追加日程第1 発議第3号 専決の指定について	137
日程第9 議案第48号 甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	139
日程第10 議案第49号 甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について	140
日程第11 議案第50号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	141
日程第12 議案第51号 甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	142
日程第13 議案第52号 甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について	146
日程第14 議案第53号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)	147
日程第15 議案第54号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	156
日程第16 議案第55号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)	157
日程第17 議案第56号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	158
日程第18 発議第2号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について	160
日程第19 議員派遣について	162
日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	162
日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	162
日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	162
閉会	163

9月10日（金曜日）

令和3年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和3年9月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 9月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月10日 午後4時15分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 田中孝義 5番 森田精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 監査委員の報告について

日程第6 認定第1号 令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第8 認定第3号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第9 認定第4号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第10 認定第5号 令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和3年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましても、マスク着用のうえ指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、田中孝義議員、5番、森田精子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） 先の定例会において付託を受けておりました令和3年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る8月30日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日9月10日から14日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告、令和2年度甲佐町一般会計各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算の認定、11日及び12日議案調査のため休会、13日は一般質問、14日は人事案件、承認案件、報告案件、過疎地域持続的発展計画について、条令案件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定をいただきますようお願い申し上げ報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日9月10日から14日までの5日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの令和2年度甲佐町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の認定について、同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号、甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、承認第5号から承認第7号までの専決処分の報告及び承認について、報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について、議案第46号、甲佐町過疎地域持続的発展計画について、議案第47号から議案第52号までの条例の制定について、議案第53号から議案第56号までの令和3年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、今年の夏は台風9号の通過後、季節はずれの長雨に見舞われ九州から本州にかけて至る所で線状降水帯による記録的な大雨となり河川の氾濫や土石流などによる多くの被害が発生をしております。

幸いにも本町におきましては、大きな被害は発生しておりませんが、地球温暖化が起因といわれる気候変動により中国河南省やアメリカテネシー州など世界各地で自然災害が頻発している状況を見ると、今後におきましても台風や大雨などの自然災害に対して、常に

危機感を持ちながら対応していかなければならない状況となっていると感じているところ
であります。

また、新型コロナウイルス感染症の状況におきましては、ご存じのように第5波の感染
拡大が発生をいたしました。本町におきましても陽性者の発生が確認されており、県保健
所により感染をされた方々への対応が図られております。最近になりまして、いくぶんか
減少傾向にありますけれども、新たな変異株の発生など、まだまだ気が抜けない状況下に
あります。

このような中で町といたしましては、まずはワクチン接種を最優先課題として多くの町
民の方々へ早期に接種することを目標に進めているところでございます。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、認定案件が5件、同意案件が2件、承
認案件が3件、報告案件が1件、計画案件が1件、条例案件が6件、補正予算案件が4件、
以上22件となります。

まず、認定案件といたしまして、令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算、他4件の各
会計の歳入歳出決算の認定についてを、同意案件といたしましては、現固定資産評価審査
委員会委員の美濃田恵一氏が、令和3年9月30日で任期満了となるため、後任として本
田一誠氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

また、現教育委員会委員の渡邊眞彰氏が、令和3年10月17日で任期満了となりますが、
再び同氏を教育委員会委員に任命したく議会の同意を求めるものでございます。

承認案件といたしまして、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の
報告及び承認、他2件、報告案件といたしまして、財政健全化判断比率等の報告について、
計画案件といたしましては、甲佐町過疎地域持続的発展計画の策定について、条例案件と
いたしましては、甲佐町債権の管理に関する条例の制定について、他5件をご提案いた
しております。

補正予算案件といたしましては、まず令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）に
ついて、歳出については、主に人件費や前年度からの繰越額の確定に伴う調整、また新型
コロナウイルス接種や災害復旧などに関連した補正を行っております。

歳入については、令和2年度の決算により歳計剰余金の処分による繰越金1億3,143万
8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金2,624万4,000円、公共土木施設
災害復旧費負担金4,200万円などを追加し、歳入が歳出を上回る5,224万5,000円を財政調
整基金繰入金から減額し、総額で2億7,300万7,000円を増額補正し、補正後の総額を76億
2,638万6,000円といたしております。

次に、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和3年度介護保
険特別会計補正予算（第1号）、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）につきましては、歳出では主に過年度分の国県への返還金及び、その他の予備費の
増額等を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国
民健康保険特別会計では、1,677万円を増額し、総額で14億9,913万3,000円、介護保険特

別会計では、6,073万円を増額し、総額で16億730万4,000円、後期高齢者医療特別会計では、219万6,000円を増額し、総額で1億6,528万4,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案ご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 監査委員の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第5「監査委員の報告について」を議題とします。

豊永代表監査審査委員には、決算審査意見書の報告を求めます。

豊永代表監査委員。

○代表監査委員（豊永康法君） おはようございます。

これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度甲佐町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況並びに水道事業会計決算について審査に付されましたので、森田監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

それでは、皆様に配布してございます令和2年度各会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず第1の審査の概要でございます。

審査の対象は、（1）各会計歳入歳出決算書、具体的には甲佐町一般会計歳入歳出決算書、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、介護保険特別会計歳入歳出決算書、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、水道事業会計決算書でございます。附属書類としまして、令和2年度甲佐町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

審査の期間は、令和3年7月21日から8月5日まで、実質延べ8日間で行いました。

審査の場所は、議会棟、監査事務局及び委員会室でございます。

審査の手続きでございますが、7月20日付けで町長から審査に付されました各会計歳入歳出決算書、附属書類及び関係諸帳簿その他証書類等を照合し、併せて関係職員から説明を聴取し、計数の正確性、予算の執行状況、財政運営について審査を実施しました。

さらには、例月現金出納検査等の状況も参考に審査を実施したところでございます。

第2の審査の結果でございます。一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算書及び政令で定める附属書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、決算の概要及び意見は次のページからとなっておりますが、最後のほうのページ、23ページと24ページが結びとなっておりますので、ここを朗読して報告とさせていただきます。

ます。

第9条、結び、令和2年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。下表、下のほうに第27表というのがあります。財政構造指標の推移である。経常収支比率は85.9%と、これまで88%前後で推移していたが、改善されている。次の財政力指数も0.32とわずかではあるが改善されている。実質公債費比率も前年と比較して0.1ポイント改善され、6.3%となっている。この比率は高いほど財政硬直化の一因となるものとされている。

実質公債費比率が改善された要因として、町税及び地方交付税の増加によるものである。

財政調整基金は、13億133万5,000円と前年を9,977万6,000円上回っている。地方債現在高は113億216万6,000円と、平成28年度の熊本地震以降伸びを示している。今年度は、町税等の増加により各指標で改善傾向を示しているが、地方債残高や公債費は上昇傾向により更なる安定財源の確保が必要になる。

財政運営にあたっては、地方債の動向にも注視しながら、今後ともより一層の自主財源確保に向けた取り組みを行う必要があると考える。

表の下でございます。平成28年に発生した熊本地震、6月豪雨に関する災害復旧工事が全て完了し、また仮設住宅が撤去されるとともに、地域支え合いセンター事業も終わりを告げた。一方、震災から復興事業として位置づけられた熊本甲佐総合運動公園整備事業では、サッカー場とテニス場が先行して供用が開始され、交流人口の増加を目指した交流拠点施設整備事業では、井戸江峡交流拠点施設と古民家交流拠点施設の指定管理による運営が開始された。令和元年度に完成し入居が始まった子育て支援住宅の整備も相まって、町の様相が様変わりしている。

このような中、全国に広がった新型コロナウイルス感染症により町内でも住民参加型のイベントや直接町民に接する機会の多い保健介護事業などが縮小や中止となるなど、大きな影響を受けたが、知恵と工夫により様々な事業に取り組み一定の成果が得られたものと評価する。

その一つとして、税込確保に向けての取り組みにおいては、この新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地方税の減収に転じる自治体もある中で、税込が前年よりも8.1%の伸びを示している。

個別要件は、いろいろと挙げられるが税込確保に向けての関係職員の日頃の取り組みの評価が大きかったと評価している。

また、新型コロナウイルス感染症の早期収束が見通せない状況の中でも対策はしっかり行っていかなければならない。令和3年度ではあるが、当町における予防接種事業は順調に実施されたと受け止めている。関係職員の頑張りに感謝するとともに、今後も健康に配慮しながら適切な運営に努めていただきたい。

令和2年度決算について、数字上懸念されるような数値は見られないが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないこと、地球温暖化が原因といわれる異常気象により、い

つどこで大規模な災害が発生するかわからないこと、さらに新型コロナウイルス感染症対策として、国が膨大な支出を行っていることが、今後、地方財政へどのように影響してくるかわからないことにより、町の財政状況は先が見通せない状況にある。このことから、特に財政調整基金については、さらに積み増しておくことが肝要であるとする。加えて、過疎地域の指定からはずれることが予想される10年後を見据えた町政運営に取り組まれない。そして、最小の経費で最大の効果を意識しながら、町民の不安を払拭し安全・安心で住みやすい町づくりに引き続き健闘されるようお願いする。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 以上で、豊永代表監査委員による令和2年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

ここで監査委員に対して何か質問ございませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 公債費がですね、かなり膨らんでいるわけですがけれども、この実質公債費比率ですがけれども、この数字が高いほど硬直化というふうにありますけれども、どこら付近までいったら硬直化になるのかなというふうに思ったので、その点をお聞きしたいのとですね。

特に、財政調整基金については、さらに積み増しということを特に強調されておりますけれども、監査委員として、ここら付近については、財政状況を見たいいろいろ状況がありますけれども、どのくらいまで積み上げたらというふうな思いがあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 豊永代表監査委員。

○代表監査委員（豊永康法君） 実質公債比率につきましては、先ほど報告しましたように6.3%、これがどれくらいまでいったら危険かというようなことは、何パーセントというのは後ほどまた出てくるとは思いますが、財政健全化の指標でもいろいろ危険な数値あたりが示されておりますので、その基準を参考にいただければと思います。ただ、そこまではまだ随分と余裕があるものということで認識しております。

それと、財政調整基金の積み増しについては、先ほど3点ほど、今後の先行きが見通せない状況について、3点の理由を挙げましたが、この辺の状況がもう少し見えてくれば、そんなに用心する必要はないかと思いますが、やはり最近の水害、予想されない水害等を考えたりしたときに、やはり余裕があれば財政調整基金は積み増ししておく必要があるんじゃないかということで、提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

ページ9ページのその他の1の補助金についてということで、「観光協会に対して補助金返還が必要だったと考える」というふうにありますけれども、これをもう少し、ちよっ

と詳しく説明があればと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今、質問した件につきましては、決算の認定のところで、また改めて質問をし直したいというふうに考えます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質問もないということで、監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して両監査委員への深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

日程第6 認定第1号 令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、認定第1号「令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、認定第1号、令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。歳入歳出総括表になります。説明は、款と収入済額でいたします。

款1、町税、収入済額、10億2,017万2,563円。款2、地方譲与税、6,967万4,000円。款3、利子割交付金、44万5,000円。款4、配当割交付金、193万4,000円。款5、株式等譲渡所得割交付金、192万円。款6、法人事業税交付金、446万5,000円。

次のページをお願いします。

款7、ゴルフ場利用税交付金、982万7,351円。款8、地方消費税交付金、2億2,824万4,000円。款9、自動車取得税交付金は0円です。款10、環境性能割交付金、448万8,000円。款11、地方特例交付金、1,254万9,000円。款12、地方交付税、25億5,069万1,000円。款13、交通安全対策特別交付金、98万7,000円。款14、分担金及び負担金、4,193万3,525円。款15、使用料及び手数料、7,494万2,481円。

次のページをお願いいたします。

款16、国庫支出金、29億5,187万1,610円。款17、県支出金、6億8,238万2,617円。款18、

財産収入、240万722円。款19、寄附金、9,951万3,500円。款20、繰入金、2億2,990万9,969円。

次のページをお願いします。

款21、繰越金、2億707万6,939円。款22、諸収入、9,607万9,459円。款23、町債、10億3,255万2,000円。

歳入合計です。収入済額が93億2,405万9,736円です。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表になります。これにつきましても、説明は款と支出済額で行います。

款1、議会費、支出済額、7,642万9,704円。款2、総務費、21億5,813万6,232円。款3、民生費、19億6,618万6,639円。款4、衛生費、5億7,404万3,579円。款5、農林水産業費、2億6,939万5,804円。

次のページをお願いいたします。

款6、商工費、1億7,014万5,656円。款7、土木費、10億5,165万5,935円。款8、消防費、3億1,935万8,067円。款9、教育費、10億3,594万6,838円。款10、災害復旧費、2億2,578万4,943円。

次のページをお願いいたします。

款11、公債費、9億5,894万5,231円。款12、諸支出金及び款13、予備費につきましては、支出済額は0円でございます。

歳出合計です。支出済額、88億602万8,628円です。歳入歳出差引残額が5億1,803万1,108円で、このうち基金繰入額が3億円となります。令和3年9月10日提出、町長名でございます。

失礼しました。13ページのところで、最後に私が「歳出合計」というところを「歳入合計」と言い間違えております。言い直します。

歳出合計です。支出済額、88億602万8,628円です。

それでは、219ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。区分と金額を読み上げます。

区分1、歳入総額、93億2,405万9,736円。2、歳出総額、88億602万8,628円。3、歳入歳出差引額、5億1,803万1,108円。4、翌年度へ繰り越すべき財源が（2）繰越明許費繰越額として、3,658万3,000円。（3）事故繰り越し繰越額として、1万円、合計の3,659万3,000円。5、実質収支額、4億8,143万8,108円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額3億円。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引いた1億8,143万8,108円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で説明が終わりましたが、しばらく休憩します。

50分から再開します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。主要施策成果一覧表からも質問することができます。

まず、歳入から款1、町税から款15、使用料及び手数料、15ページから29ページ下段まで、何か質問ありませんか。15ページから29ページ下段までです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 地方交付税なんですけれども、資料を見ますとですね、随分増えているわけなんですけれども、この中にですね、交付税措置、過疎債等も交付税措置という部分がどのくらいあるのかですね、そういったものが増えたのか、この増えた理由というのをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時57分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 大変お待たせしました。

ただいまのご質問につきましては、令和2年度から熊本地震による災害対策債の償還が始まっております。そういうことで、災害対策債については、交付税算入が95%ということなんですけれども、そういった部分で、その分が交付税に加算されているというのが主な原因となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

主要施策成果一覧の12ページ、ふるさと納税について、ちょっとお聞きします。

9,413万500円ということで、非常に伸びをして町としては嬉しいことなんですけど、実質郵送料とか返礼品代とか、いろいろかかると思うんですが、町に実質入る額は幾らになりますか。

○議長（宮川安明君） 田中議員、あとのほうでそれ出てくるから、その時に質問していただけますか、よろしいですか。

ただいま15ページから29ページ下段までで質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款16、国庫支出金から款17、県支出金、29ページ下段から

49ページ下段まで、何か質問ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 36ページですけれども、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業ですけれども、これがですね、補助金が入ってるんですけれども、それがあとの支出の中でですね、どこに出てるのかというのをちょっと教えていただきたいのですね。

それから次のページですけれども、要保護、準要保護ですけれども、これが増えているのか増えてないのかですね、そこら付近の動向をちょっとお尋ねをいたします。

それから、42ページですけれども、平成28年度熊本地震復興基金交付金というのが5,000万円近くあるわけですけれども、この補助金ですね、交付金ですね、今後どのようなようになるのかですね、ちょっとその点について、3点ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すみません。お待たせしました。

歳入における乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業の補助金4万1,000円が歳出ではどの部分かというご質問かと思えます。

歳出においては、4・1・5の母子保健推進費、133ページ、134ページになります。この中で乳幼児の健診の委託料あたりで補助を使っているという状況になります。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 要保護、準要保護が増えているのかということですが、この38ページの資料はですね、これは同じような名前がありまして、これは熊本地震の分のみということで、小学校が2人、中学校が2人ということですが、これとは別に要保護、準要保護が増えているのかといいますと、全体的にですね、ここ数年は増加傾向にあります。ちなみに、令和元年が総数で94名でしたけれども、令和2年は99名というような数値になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、主に宅地復旧にかかった費用の補助ということでございますけれども、これについては、ほぼ終了という状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。ありませんね。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

ページ49の財産収入ですが、項の財産運用収入で、当初の予算から補正がかかって452万6,000円マイナスになってます。ページをまたぎますけど、財産貸し付け収入というふうな主な項目になっていると思いますが、内容について、ちょっとよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 佐野議員、款17までで県支出金までですので、その次が財産収入で、その次のところ。

○6番（佐野安春君） はい。

○議長（宮川安明君） ありませんね。では、次にいきます。

次に、款18、財産収入から款23、町債、49ページ下段から71ページまでで何か質問ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 失礼しました、先ほどは。

18の財産収入で、財産運用収入、当初予算から補正で452万6,000円マイナスとなっています。目（もく）を見ますと、財産貸し付け収入というふうに主な内容になっていると思いますが、この内容について、ちょっと教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、52ページの財産収入の土地・建物貸し付け収入195万9,071円の内容ということで、よろしいでしょうか。

これにつきましては、建物ですね、旧第3庁舎、今は甲佐町土地改良区に貸しております。それと、駐在所ですね、そういった建物・土地の貸し付け及び自動販売機の貸し付け収入になります。このうち一番多いのが自動販売機7台分の貸し付け収入で、140万7,269円となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 56ページですけれども、特別会計繰出金ということで、介護保険と国保から繰り入れてありますけれども、これは普通こういうふうにするのか、理由があるのか、私がちょっと調べてないものですから申し訳ないんですけど、ちょっと教えていただきたいのとですね。

それから、64ページですけれども、平成28年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業というのがあったんですけれども、これがですね、返還金というのが発生しておりますけれども、これがなぜ、どういうふうにして発生したのかですね、その点をお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず56ページの介護保険特別会計繰出金883万2,822円について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、令和元年度決算に伴いまして、一般会計から繰り出しをしていただいていた金額を精算し、多くもらっていた分を一般会計に戻し入れをするという金額に

なります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 経営体育成事業の返還金でございますけれども、これにつきましては、震災での農業用倉庫を建てられた分でございます。これについて、いくつか協議がずっと長年続いておりまして、1件、電動シャッター部分が対象にならないということで、今回、一部返還ということが生じたので、今回返還金のほうを受け入れているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 先ほど56ページの国民健康保険繰入金について、ご質問がありましたけれども、こちら介護保険の特別会計繰入金と同じような意味でして、一般会計から特別会計に繰り出していた令和元年度の清算分ということで、内容的なものについては、職員の給与費等の清算というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 53ページの寄附金のことでお尋ねします。先ほどのふるさと納税事業で、9,413万500円の伸びをして非常に町としては嬉しいことと思います。ただですね、これが丸々町のあれになるとは思いません。郵送料とか返礼品代とかいろいろあると思いますが、大体どれくらいが実質に残るのでしょうか。お願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。

ふるさと納税給付金については、9,413万500円ということで、これに伴います、議員おっしゃるとおり経費がかかります。経費につきましては、約5,300万程度で、町に収入といたしましては、4,100万程度、大体43%ぐらいが町に残るとい形になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今、43%が町に実質残ると、それでは、そのお金は、どんな事業に使われているのか、ちょっと教えてください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） ふるさと納税につきましては、寄附をされるときに、地方の振興または子育て支援とかいうメニューがございます。そのメニューを選んでいただいた、そういった分についてはですね、そういった関連の事業に使っていくということで、基金を有効活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 簡単で、割合的に、こういう分がこのぐらいというのはわかりま

すか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、一応メニューごとの割合ということでございますけれども、令和2年の基金残高の割合について、ご説明いたします。

四つメニューがございます。まず、ふるさとの景観保全についてが34.1%、安心・安全な町づくりが6%、子ども育成が24.5%、特に指定なしが35.4%という状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 款18、財産収入から款23、町債までで質疑を行っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に歳出です。歳出については、おおむね款ごとに行いたいと思います。まずはじめに、款1、議会費、73ページです。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款2、総務費、75ページから107ページ上段までで何か質疑ありませんか。総務費について、質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

総務費の中に入るとは思いますが、統計調査費ということで、主要施策成果一覧の10ページにもその関連ということで、国勢調査の結果が一部載せてありますが、この国勢調査の人口、世帯数と町のホームページで見ます人口、世帯数というのが、かなり開きがあるんですが、どう考えたらいいかというふうに思いまして、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 国勢調査の数字と町のホームページ等の人口と差があるということなんですけれども、国勢調査に関しましては、住民票とか、そういったところの住民登録には関係なく甲佐に居住されている方ということで調査しますので、若干の差は出てくるかというふうには思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番。

人口のことについて、今、説明がありましたけど、世帯数でいえばですね、かなり700ぐらい違うんですね、こういったものは、どう考えればいいんですか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 世帯についても、住民票上は同一世帯になっていても、実質調査のときには別々に暮らされているとか、生活形態が違うというようなところで別々にするときもあるし、逆に世帯は別個になっていても、居住の調査の中で、いろいろ区割りがありまして、そこでは一つの世帯というふうに考えると、そういったものもありますので、調査の段階で調査をされる方とか、そういったところで聞き取りによって若干変わってくると思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。

84ページですね、負担金補助金及び交付金の中で、火の国未来づくりネットワーク1万円という、金額は1万円なんですけど、まずは、この団体はどういった団体か教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） まず、火の国未来づくりネットワークの団体というか、これにつきましては、民間地域づくり団体の相互の交流及び地域づくり団体と自治体との連携を促進するために作られた団体ということになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。

その団体がですね、昨日の熊日新聞によりますと、この火の国未来づくりネットワークの男性職員が不正経理によって800万円着服していたということが掲載されています。

本町においても、こういった団体、そして協議会、いろんなところに負担金補助金等を支出しているわけですが、こういった不正等があった団体においてはですね、脱退しなさいとか、そういったことは言いませんが、チェック体制の強化といいますか、説明を求める何なりの対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議員おっしゃるとおり、今、新聞報道になっているところでございますが、それについては、火の国未来づくりネットワークの中で協議をされております。今後の対応については、今、協議中ですのでということで、今、自分たちも報道に出ている部分ぐらいしか状況は入っていませんので、今後どのように対応されるかを確認しながら、町としてしかるべき対応をしていきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 総務費について、質疑を行っております。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 80ページですけれども、旧御船法務局自動交付機設置負担金が45万6,000円支出されているんですけれども、これは他の自治体がですね、どこの自治体が負担をしているのかということをお聞きします。

84ページですけれども、あと1点。移住支援助成金ということで、100万円ありますけれども、これはおひと方なのか、ちょっとそこら付近をちょっと確かめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 旧御船法務局自動交付機設置負担金ということでございますけれども、これについては、現在法務局については、熊本地方法務局のほうで一括して、そこがエリアで統合されておりますけれども、これについては、自動交付機を設置するというので、旧御船法務局の管内での市町村による、それぞれの負担金ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 83ページの移住支援助成金の件ですけれども、100万円については、1名の方になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 主要施策一覧の13ページのことで質問させていただきます。

まず、その前に船津の運動公園、並びに交流事業あたりにつきましては、その成果については議員の中には、これに反対するような意見もありました。そういう中であって、先ほどの監査委員の報告によれば、かなり成果があったと、町の様相も一変したんだというような形で、かなり成果があったという先ほど報告がございました。

そういう中で、私が考えるのは経済効果ですね、経済効果を今後考えていかなくちゃいけないというのがあります。ただ、コロナ禍ということもあって、このことはちょっと勘案しなければなりませんけれども、この13ページに交流拠点事業で井戸江峡には7,000名ぐらい、古民家のほうには3,000名ぐらいの入り客数があったというふうな報告がござりますけれども、これが当初、町が思っておられた見込みとはどのように違いがあるのか。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。

当初計画してあった分からの実績ですけれども、実績につきましては、町が当初計画していた分よりも大幅に増大していると考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 大いに成果が上がったというふうに執行部のほうでは考えておら

れるんですね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、本田議員おっしゃるとおり、町としまして担当課としては成果が上がったというふうに捉えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そこら付近もう少し、どういうふうな経済効果なのかというのをちょっともう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 経済効果というと、町で把握できる部分は若干少ないんですけども、入り込み、交流人口の増という形でいきますと、町が当初計画していたよりも大幅に増加したということで、町としては、担当課としては成果があったというふうに考えているところです。

また、それだけ宿泊等、来られていますので、その分の利益等については、十分あがったというふうには考えているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 総務費について、質疑を行っております。75ページから107ページ上段までです。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

税務のことについて、ちょっとお尋ねいたします。

ページ数でいきますと、97ページですかね、町税費という項目がございます。手元の主要施策成果一覧になりますと、16ページのほうですけども、この中で徴収事務についてうたってありますけれども、徴収事務について、新規滞納案件の早期解決、滞納累計案件の簡潔に向けた滞納整理のための取り組みを行ったと書いてございます。この中の表の中で、真ん中からちょっと下ですけど、搜索、事案数が2件ということになっております。

今回の決算の資料とか監査委員さんたちの報告の中も見ましたが、その中で現年分の収納率及び滞納繰り越し分についても一定の成果が出ている旨の報告を受けております。この中で搜索件数が2件というのは、過去のこともちょっと私もわかるんですけども、以前は年間ですれば、搜索件数はもっと多かったような気がいたします。

特に、他町村と連携しての搜索ということで始まったと思うんですけども、搜索をせずに一定の効果が出たということであれば、それに越したことはないと思うんで、搜索以外について、どのような、何とかなる勧奨といいますかね、そういったことをされたんで、現年とか滞納繰り越しの収納率が上がったのか、その成果の内容について、少しお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 徴収事務に関しましてのご質問ということですけども、去

年の搜索件数、令和2年度、搜索件数2件ということで、例年に比ばまして件数としてはですね、かなり少ない件数になっているところですよ。

これに関しましては、去年ちょうど春頃からコロナが発生しましてですね、その関係で甲佐町含めて、郡内、上下郡内もですね、まず前半は、ちょっと搜索は控えるようなことで、できておりません。後半も、それを引きずったままというところですよけれども、そういったことで、そういう最終的な処分がでないということのかわりにですね、現年分ですね、現年の滞納が新しく発生したようなやつを早めに手を付けるようなことで、徴表確認して出ているやつがあれば、すぐに臨戸ですとか電話をするとか、そちらのほうの取り組みに特化したところで、その結果で現年の徴収率は率としては上がっているというような、全体的にですね、という結果になっているところと考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 総務費について、質疑を行っております。

ほかにありませんか。

次に、款3、民生費、107ページ上段から125ページ中段までです。

民生費について質疑をお願いいたします。107ページ上段から125ページ中段までです。

何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

116ページ、目、地域改善対策費の中で負担金補助金交付金の中で、人権啓発活動補助金128万6,346円というのがあります。

前年度を見ますと、これ350万というふうになっていたかというふうに思います。そういうふうマイナスになった状況と補助金、主な内容で結構ですので、どのように活用されているのか、教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権啓発活動補助金について、お答えいたします。

まず、全日本同和会熊本県連合会甲佐支部が令和2年度におきまして、12の事業を計画をされておられました。その中で6事業は実施をされております。6事業が中止と、全国大会が3回とか九州大会とか、県の大会とかというのが中止になっておられます。

全日本同和会におかれましては、70万3,504円を支出されているというような状況です。

それから、部落解放同盟熊本県連合会甲佐支部におかれましては、27の事業を計画されておりました。11事業が実施されておまして、16の事業が中止と、これにつきましても全国大会、九州大会、県の研修大会あたりが中止というようなことで、58万2,842円の支出ということになっております。

それに伴いまして、両団体の清算をしましたところ、全日本同和会が104万6,496円、部落解放同盟の甲佐支部につきましては、116万7,158円の不用額が出たということで、このような金額になっているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 112ページですけれども、シルバー人材センターの運営費、運営補助金ということで、80万出ているわけですから、今ですね、この運営状況をどうかというのをちょっとお聞きしたいのとですね、その上にふれあいセンター掃除機6万9,600円と書いてありますけれども、すみません、これは1台なんですか、2台なのか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず、ふれあいセンターの掃除機でございますが、これは竜野と白旗の分2台購入しております。2台分でございます。

それと、シルバー人材センターですが、シルバー人材センター年度計画、年間計画を立てられますが、現在、毎月実績について報告はいただいておりますが、大体計画どおり見込みどおりの事業が受注があっているというところでございます。

ただ、以前の議会でもご質問があったかと思いますが、シルバー人材センターの登録会員数というのが、なかなか伸び悩んでいるというようなこともありますので、町としても周知活動等を行った上でですね、会員数の増、それと受注作業の増の一助になればというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 民生費について質疑を行っております。

107ページ上段から125ページ中段まで、民生費について質疑を行っております。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。主要成果一覧の33ページに、介護予防サポーター養成講座を実施し、28名が受講され、27名へ介護予防サポーターとして認定書を発行したとあるんですけれども、この1人認定されなかった理由が答えられるなら答えていただいて、受講されたのに、1人だけ認定され、理由があつて来られなくなったとかも、そういう事情もあるかもしれないんですけれども、もし答えられるのであれば答えていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 介護予防サポーター養成講座につきましては、1回のクルーといえますか、1講座10回だったと思います。基本10回全部受けていただくことが条件ということになりますが、欠席された場合、次の回に早めに来ていただいて前回の分を補講を受けていただくというような対応もしております。

そういう中で出席日数が足りなかった方がおられたということで、その方については、残念ながら修了書をお渡しすること、サポーターとして認定することができなかったということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款4、衛生費、125ページ中段から137ページ中段まで、何か質疑ありませんか、衛生費です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 134ページですね、フッ素塗布委託料が2万4,000円支出されているわけですが、今このフッ素塗布がどのように行われているのかですね、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） フッ素塗布の状況ということでございますが、今、保育園から小学校、中学校までというところでフッ素の関係は行っているところでして、まずフッ素塗布につきまして、1歳から4歳児に4カ月ごとに希望者のみの実施をしているというところでございます。

あと小学校、中学校におきましては、洗口ということになりますので、フッ素塗布については、1歳、4歳児ということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 衛生費について、質疑を行っております。125ページ中段から137ページ中段まで、衛生費、何か質疑ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） この主要成果一覧の40ページに不法投棄の対策費が書かれておりますけれども、これは実際問題対策費はどのくらいかかったのか、どれくらい支出されたのかをお教え願えませんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 不法投棄対策といたしましてでございますが、シルバー人材センターに委託をしまして、2名体制で月3回町内をパトロールしつつ、不法投棄ごみの回収を行っていただいております。

令和2年度の実績でございますが、クリーンセンターに持ち込んだごみが790キログラムです。

すみません。680キロでした。申し訳ありません。

それと別にですね、クリーンセンターに持ち込めないごみのほうをストックしまして、産業廃棄物の処理業者のほうに委託している分がございますので、ちょっと誤差が出てまいまして申し訳ありません。

シルバー人材センターの委託料につきましては、57万4,984円で、クリーンセンターのほうには、10キロ100円の処分料を払ってます。

それと、産廃業者に頼んでる分についてはですね、不法投棄のごみと別のごみも一緒に出しておりますので、金額的には正確な金額が出ません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） クリーンセンターには、10キロ当たり100円、ということは6万

8,000円、違う、680円。

〔「6,800円」と呼ぶ者あり〕

○12番（本田 新君） 6,800円、はい、それはわかりました。

あと産廃業者に出した金額は、今、手持ちに資料がないからわからないということですか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） というわけではございませんで、建設課さんで道路で拾われた不法投棄ごみとか、町でクリーンセンターに持ち込めない、役場から出た持ち込めないごみとかを一緒に処分してますので、区分して計量していればわかるんですけども、全部まとめて処分しておりますので、割合とか数量、金額がわからないという状況です。

今後は、わかるように工夫したいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 最後に一つだけ、この不法投棄は、これは年々増えているとか、年々減っているとか、実績はどういう傾向にあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） クリーンセンターに持ち込んだごみの量については、減っておりますが、公費解体をしたあと、片付けが行われてなかった廃棄物とかを震災後片付けておりましたのがありますんで、全体的な量、完全な道路とか公共用地とかに落ちてた不法投棄ごみの推移については、はっきりわからないというのが現状ですけども、不法投棄対策としまして、今後は町内のどこにどういうごみが落ちていたかというのをきちっと記録するようにして、傾向を分析しながら対策を進めていきたいと思っています。今後、細やかなデータ収集に努めることとしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。138ページの熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会負担金に413万ありますけれども、この協議会の中で、今後の方針ですね、具体的に用地買収等が進んでいるのか、そのあたりのどのあたりまで今進んでいるのか、今の進捗をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 用地買収については、順調よく進んでおりまして、ほぼ出来上がりつつある。ただ1件だけ相続の関係で、どうしてもすぐには解決できない部分がありますんで、その点については、司法書士の先生方をお願いして、今作業を進めていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。ただいま町長よりですね、順調に進んでいるということまで

ございますけれども、今後の方針というか、総合的な部分については、熊本市とか、そういった部分の受け入れとかもあると思いますので、流れはあると思いますが、買収の終わったあとの計画ですよね、そのあたりは、今どういうふうな進み方になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 熊本市とのいろんなやり取りについては、まだ具体的なところまでの取り決め等については、あっておりません。

全体的な進捗の流れとしては、当初考えていた、ご存じのとおり計画すると延びているというような状況にあるかというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

衛生費について、質疑を行っております。

本田議員。

○12番（本田 新君） 130ページに浄化槽の設置補助金がありますけれども、4,200万ほど計上され、決算が報告されておりますけれども、令和2年度においては当初予算はどれくらいで、それについての比較対照をされた上で担当課として、今後どのように考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 浄化槽の令和2年度の予定でございますが、75基補助を出したいということで計画しておりましたが、実績は60基にとどまっております。

現在の町長マニフェストでは、令和5年度末までに浄化槽の普及率といいますか、生活排水の処理率を75%まで上げたいということを目標に掲げております。

令和2年度末の普及率が67.1%となっております、残り3カ年度で1年度あたり2.6%上げなければ届かないというような状況です。

令和元年度から2年度について、差が2%でしたので、今以上に補助を出すといいますか、設置を進めていかなければならないという状況です。

令和2年度から補助金の拡充をしておりますので、これについてPRを積極的に行って目標達成に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 昼食のため、しばらく休憩します。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款5、農林水産業費、137ページ中段から149ページまで、何か質疑ありませんか。
農林水産業費、137ページ中段から149ページまでです。

○議長（宮川安明君）

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。141ページです。141ページの一番上でございます。

農業委員会委員の費用弁償、それから農地利用最適化推進委員という、この費用弁償がありますけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、その内容の仕事と申しますか、どのようなふうに分けられて仕事をされてるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

農業委員会委員、それと農地利用最適化推進委員の業務の内容ということでございますけれども、まず農業委員会農業委員につきましては、従前からございます農地等の3条、4条、5条等の許可関係、それと農地法の改正によりまして、農地の集積集約等の業務、それと耕作放棄地解消等について担われております。

農業委員さんにつきましては、甲佐町全域を見ていただくというような内容になっております。

それと農地利用最適化推進委員、この委員さんにつきましては、農業委員さんと違いまして、許可権がございません。ただ、この最適化推進委員さんは校区割り、地区割りをしておりまして、そこの中で活動をしていただいて、耕作放棄地の解消であったりとか、農地の利用集積を現場で担っていただくような役割となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 農地利用最適、行政区を担当されて、それを一応どういうものを作るとか、そういう感じをずっと見て回るというような、そして、それを報告されるということですね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 最適化推進委員さんにつきましては、現在のところ定員が11人でございますので、全行政区におられるというわけではございません。

ただ、そのいくつかの地元について担当していただきまして、特に、農業委員さんと一緒に活動されるときもございますが、最適化推進委員さん個人で活動される場合もございます。議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 私もその点はですね、ちょっとお聞きしたいと思っていたところだったんですけども、推進委員さんというのはですね、各行政区ではないというふう

に言われましたけれども、どういうふうにして選任をされているのかお伺いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農地利用最適化推進委員さんの選任ということでございますけれども、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会のほうで選任をしております。この農業委員さんのほうにつきましては、町長が選任をし、議会のほうで承認をいただくという形をとっております。

両方とも推薦、それと公募という形をとっております。そこで申し込みがあがってきたところについて、評価委員会を開きまして、その中で適格性を判断し、そのあと最適化推進委員さんのほうは、農業委員会のほうで選任をいたしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、鳴瀬です。

同じく農業委員会について、ご質問をさせていただきます。

ただいま農地利用最適化推進委員の要件とか、そういった選任について、説明がございました。

今度、次回議案の中でも農地利用最適化推進委員の定数について、現在11名ということですが、これが改正になるという議案もいただいております。

これについて、ちょっと質問なんですけれども、今、手元に主要施策一覧表のページ45ページにおいて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

ここに45ページについては、農業委員会で執り行う業務として、農地法5条の許可申請の表が書いてございますけれども、この中の下のほうに農業委員さんが14名、推進委員さんが11名ということで、うたっております。推進委員さんにつきましては、これは農業委員会に関する法律及び同施行令ですか、特に施行令のほうで農地面積に対しての人数が確定するというのをちょっと読んだことがありますけれども、そうすると農地面積が減ったことに対して人数が減ることになれば、上の表を見ると5条の転用については、宅地だったり雑種地、工場用地、店舗、一番下には太陽光用地ということがございます。

特にお尋ねしたいのは、雑種地と太陽光用地でございますけれども、面積的に特に雑種地が17,123平米、それと太陽光用地として、5,682平米ということで、まあまあな広さの面積が転用をされておるということでございます。

このような感じで別用途に農地がなっていけば、当然面積要件で下がるのであれば人間は下がるということが考えられますけれども、特に、この太陽光の用地というのについては、国が進める脱炭素化ですか、これを進める上ではクリーンエネルギーの推進ということで、非常にいいことだと考えますけれども、農地法だけじゃなくて、おそらく農地の山間部の農地と隣接する山林も、おそらく転用というか開発されていきよると私は認識するんですけど、その辺については、農地法以外で山林についても担当課としては何らかの形で関係をされているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

太陽光発電について、おっしゃいましたとおり農地の場合であれば、農地の転用ということになりますので、農業委員会の許可5条になりますので、県の許可のほうが必要となります。

一部山林についてということですが、山林で太陽光発電等をされる場合には、1万平米を超える場合について、山林の開発許可というのが必要になってまいります。それについては、町のほうにもその情報はきますけれども、基本的には県、県のほうの許可ということになります。

一部、山林を太陽光発電、開始されている部分もございますので、それについては、県のほうで確認をされ、例えば、この間の大雨等について、その例えば法面の崩壊であったりとか、そういうところについても全部見回りは行われているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

142ページの農業振興費になります。委託料です。宮内地区山椒（さんしょう）生産組合業務委託料100万円ということで、支出してありますけど、この委託業務の内容とですね、あとは成果等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、宮内地区山椒（さんしょう）生産組合業務委託料について、お答えいたします。

これにつきましては、以前からお話してまいりましたとおり、宮内地区において、山椒（さんしょう）の植え付けのほうを今しております。

令和元年度で40アール、そして、令和2年度で31.1アールということで、71.1アール現在作付けをされております。

以前の議会の中でもお話しましたとおり、山椒（さんしょう）自体が採れるのが約5年程度、実が収穫できるまでかかると、それまでの間に採れたときに、すぐにそれを製品化すると、そういったことを目標としまして、昨年度100万円の業務委託を行って、その賞品開発のほうをしていただいております。

成果といたしましては、商品について2商品、山椒塩、山椒ラー油、議員ご存じのとおり、ろくじ館のほうでも販売されております。それと町内の飲食店において、この山椒を使ったレシピの開発ということで、2件、開発が行われているというような成果でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 農林水産業費について質疑を行っております。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 144ページですけれども、生産組合育成助成金というふうにあ

りますけれども、これはこういった形で出されるのか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

生産組合育成助成金というところで、生産組合といいますのは、農機具の共同利用組織になります。現在のところ、10組織が現在ありますので、そこに対して、その運営の補助というところで、1組織あたり2万円支出をしているというようなところがございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。142ページの農業次世代人材投資事業資金、以前は青年給付金だったですかね、というような名目でやってたと思うんですけど、主要成果一覧の43ページの中では、令和2年度は新規3名で今7名に支給しているということなんですが、今まででわかる範囲で結構ですけども、支給した延べ人数で継続して今されている方が何名いらっしゃるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農業次世代人材投資事業について、答弁させていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、令和2年度で3名、新規就農者がいらっしゃいます。

現在のところ、令和3年度で1人認定をしております。

令和3年度まで合わせて現在まで19の方が認定新規就農者ということで認定をしております。

そのうち、現在農業をまだ営まれている方というのが17名、1人は離農、1人は転出、拠点を甲佐町から移したということで、1人減になっておりますので、2人が減っていると、17名が現在農業をされているというところがございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういうことですね、17の方が継続されてされているということで、非常に喜ばしいことではないかなと、この趣旨に沿って頑張られているのではないかと思いますけれども、この場でなかなか、どういうふうに成功されているとか、どういうのを扱われているというのは言えないこともあると思うんですけども、そういった事例をですね、甲佐町の中で今からずっと残していただいて、新規就農者の、新規3名とか4名とかが今後もっと増えるような取り組みをしていただきたいと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 議員おっしゃいますとおりだと思います。もちろん作付けに関しましては、いろんな種別でされております。例えば、通常の利用型の作物をされている、野菜をされている、花をされている、いろいろあります。無農薬でされている、通常農業をされている。そういったところにつきましても、今ずっと今年も中間ヒアリングというのを行っております。その中で、今現在の経営状況、そういうところで今確認

をいたしております、そこについて県のほうからの営農指導も入っております。そういったところのデータを蓄積しながら、今後は発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

ページ150ページの委託料で、グリーンセンター用地測量業務委託料がありますが、内容について教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

このグリーンセンターの用地測量業務委託料と申しますが、これは繰越事業でございますけれども、県の復興基金を使ってしている部分でございます。

グリーンセンターの土地について、ずっと筆界未定の状態で行ってまいりました。そこを今現在、復興支援住宅、それとグリーンセンターの建物自体が被災いたしまして、建て替え等を行っております。

今回、グリーンセンターの建物自体で地方債を借り入れするときに、その開所をしなければいけないというところで行ってまいりましたので、全て時効取得、その土地についての時効取得を行って、その後、現在のグリーンセンターの建物部分、それと災害公営住宅の部分、それと残り2カ所ということで、測量をして、そして分筆、合筆の登記をいたしたところの委託料になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 148ページに農地の自力復旧事業補助金というのがございます。

これは地震からの自力復旧の補助金ということで、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農地の自力復旧事業補助金、議員おっしゃいますとおり熊本地震による農地の法面の崩壊であったり、田面の不陸の整正、そういったところについての補助になります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） この事業は、いつまでというか、今後も続けられるのかどうか、その点について、どのような考えでおられるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） この事業についての今後ということでございますけれども、今回、令和2年度で4名の方、5筆について、この補助を使って復旧のほうをされております。

ただ、この5筆につきましても、明らかに地震によって被害が出たということが確認が取れた部分になってきます。地震からかなりの年月が経っております。その間にも大雨等がありまして、その崩れた要因が地震なのか雨なのかというのが判別ができない部分というのがかなり出てきております。これにつきましては、県のほうの復興基金を使った事業、ひいては国庫補助金が入っている事業でございますので、明確な地震による被害ということが確認できなければ、なかなか出すことができないと。令和3年度の予算にも予算組みはしておりますけれども、ただ、それを実際に活用できるのかということ、かなり難しいような状況ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） これは決算ですので、今こういう質問をしたらどうなのかわかりませんが、国費というか、行政による二重補助はできないと、一度助成をして事業を行った、例えば農地なら、またそこに上乗せしては、なかなか二重にはできないという一つのルールがありますよね。ただ、その最初の補助事業でやった補修がうまくできなかったと、問題点が残っているという点があるならば、それについて、どのように考えておられるのか。

例えば、1例です。1例を言わせていただくと、農地が地震によって段差ができたというか、それをならしたという事業がありました。その事業をやったから、その農地については、更なる助成はできないと、よくありますけれども、その工事が、なかなかうまくいっていないとか。

または、その前に、その農地がかんがい用水パイプを埋め込んだという事業をやった、そのパイプを壊したと、壊してやっているけれども、当時は農家の方が問題にされず、最近になってそういったことをよく言われる方が出てきているものですから、私もちょっと心を痛めているんですけれども、そういった場合は何か手だてがあるのかなのか。その点について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 実際、その農地の災害復旧をして、その不具合で、例えば農地に水がのらないとか、そういったケースがあるということも幾つか聞いております。

それにつきまして、実際復旧からもう何年も経過しております。何回か作付けをされているというのがほとんどであると思われまます。

実際、作付けをされておるということは、もうそこで作ができていうことになりますので、そこについて新たにどうこうするというのは、なかなか難しいと、ただ、その状況を実際に見てみないと、何ともこちらのほうもわかりませんので、それにつきましては、個別にお話をさせていただき、たしかにできるかできないかということ、なかなか判断が難しいので、実際に現地を見て、その判断は行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

150ページの鳥獣被害防止緊急捕獲対策推進事業補助金、まえ免許の取得とか補助金とか、いろいろ町のほうも努力してやっていただきました。その辺の利用率とか、またその後の獣害被害は増えているのか減っているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、有害鳥獣関係のご質問となりますので、まずは免許の補助ですね、これにつきましては、今年度から補助制度を創設いたしまして、集中しているところです。

ただ、今現在のところで免許の取得補助についての申請はあっておりません。

もう1点が飛び地等による3戸以上の取り組みができないところでの電気柵の補助というところも新たに作っております、現在1名の方が申請をされているところでございます。

それと捕獲頭数、被害の状況ということでございますけれども、これが令和2年度でいきますと、イノシシの成獣、親でございますが、157、それと幼獣、うりぼう、これが50、それとシカが33、サルがゼロ、これは捕れておりません。それとカラスが19ということで、令和元年と比較しますと、若干減っております。

今年、令和3年度につきましても、今現在9月の現在でございますけれども、昨年の令和2年度の捕獲ペースと比較すると、少のうございます。これにつきましては、もちろん電気柵がかなり広がりを見せておりますので、その効果もあるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 農林水産業費について、質疑を行っております。

ありませんか。

次に、款6、商工費、151ページから157ページ中段まで、商工費について、質疑を行います。何かありませんか。151ページから157ページ中段までです。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

156ページの委託料、交流拠点施設指定管理料で1,533万7,000円計上されておりますが、ご存じのとおり、交流拠点施設は井戸江峡、それから古民家と2施設ございますが、これは両施設を合わせた金額ということでしょうか。もし分かれているのであれば、それぞれの内訳を教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、お答えいたします。

これにつきましては、議員おっしゃるとおり、2施設の分になります。内訳になりますけれども、1,533万7,000円のうち、備品購入が1,002万4,000円になっております。この備

品につきましても、古民家交流拠点施設が144万8,000円、井戸江峡交流拠点施設が857万6,000円という形になります。あと、うち植栽の部分もありますので、古民家に植栽を行っておりますが、その部分が138万8,000円という形になっているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの157ページというといいんですかね、負担金補助及び交付金の中で、観光協会の補助金ということで、72万3,424円がございすけれども、これにつきましては、午前中にございました監査委員さんたちの意見書の中をちょっと引用させていただきますけれども、この監査委員さんたちの報告書の9ページですけれども、「観光協会に対する補助金返還命令が必要だと考える」という、あとのほうをちょっと読んでるんですけど、これにつきましては、緑川スポーツフェスタが中止され、おそらく元年度のが2年に繰り越ししてきて、2年度もちょっとできないと、なかったというようなことに対して、今後適切な処理をお願いすると、補助金返還命令が必要だと考えて、今後適切な処理をお願いするというので、意見書が出されておりますので、それからすると、観光協会の補助金というのが72万3,000円ということであります。実際のところ令和3年度ですけれども、これもできるかできないか微妙なところだとは思いますが、こういったご指摘を監査委員さんたちから受けられて、この返還命令に対して町は、どのような考えを持っておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。

今、鳴瀬議員がおっしゃるとおりでございます。スポーツフェスタの部分が繰り越しをしたという部分での返還をすべきじゃないかということのご指摘をいただいているところです。

令和元年度に実施を、まず行う予定でしたので、その部分、観光協会としましては、スポーツフェスタの部分で町の補助金400万を充てるようになっております。その部分で開催に向けて準備を行ってましたので、開催費にかかった準備金が約144万程度ありましたので、その分の差し引きの256万程度を2年度に繰り越したという形になります。

本来であれば、その事業を精算するところですが、一応3月末ということでギリギリまで待つて的中ということになりましたので、その部分を含めまして、2年度で開催予定のスポーツフェスタ等々精査をしてということで、観光協会としては考えられたというところで考えております。

なので、その2年度も申し訳ございませんが、このような関係で中止になったということで、それにつきましては、令和3年度、今議員おっしゃるとおり開催が見込めるかという部分については、今年度3月に3年度は3月にですね、4年3月に開催の方向で今準備を進めておりますので、その動向を踏まえたところで対応していくように担当課としては、観光協会に指導等を行っていきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） この緑川スポーツフェスタにつきましてもですね、立ち上げの段階においては非常に苦慮をされたと、私もそう思っておるんですけども、春夏秋冬を通じて観光、こういったフェスタ等を行って観光人口を増やしていこう、交流人口を増やそうじゃないかというのは、町長の思いでもあったと考えております。

特に、緑川スポーツフェスタ、それと鮎祭り、商工会さんがされる蚕の市、それと初市、こういった甲佐町を代表するようなイベントも、ことごとくできないような状況になってきております。その中で、事業自体をやめていくというのは非常に心苦しいと思うので、やめはされないと思うんですけども、やっぱりこういった予算的なものも見ていきながらですね、また新たに何かを立ち上げるとというのが非常に難しいことでもございますので、予算の配分については十分精査をされながら、ぜひできるような方向でですね、頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議員おっしゃるとおり、担当課としましては、観光協会と連携を図りながら事業開始、実施等に向けて協力していきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款7、土木費、157ページ中段から171ページ上段まで、土木費について、何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二です。

ページ166ページの委託料、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料132万1,062円計上されております。これは多分おそらく今年7月、静岡県熱海市で発生した土石流を受けてのことかもしれませんが、こういった盛り土がされてる所があるということは、場所はどこなのかということと、もし複数あれば町内に何カ所ぐらいあるのか、教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

この大規模造成地変動予測調査業務委託料ということは、熊本県のほうが航空写真において、まず盛土をされた地形を選定されまして、そこで出てきた箇所を町が調査をするという事業でございます。

その一時スクリーニングで出た箇所は、西寒野地内の桜の丘周辺と、その反対側の西寒野川の国道の反対側ですね、それと田口の宇城鉄筋組合の箇所、それとJA上益城の本所、

それと津志田地区のシンザンという会社の裏あたりが抽出をされたということで、その後、町のほうで変動調査を実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 場所については、今お聞かせいただきましたが、そういった盛り土をされている所の周辺住民の皆さんには、ここが盛り土をされてますということは通知のほうはされてるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 地域の住民の方には、お知らせはやっておりません。関係地権者あたりには調査に入るときの通知は差し上げております。それと地元区長さんあたりには通知を差し上げております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時38分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今、甲斐良二議員の質問と関連しますけれども、以前から指摘されたということで、大規模盛り土については、今、建設課のほうから説明がありましたけど、それ以外に盛り土をされている箇所というのは存在しないんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それ以外に存在しないかということは、小規模な盛り土造成地は存在いたしておりますけれども、今回調査をした盛り土の面積が3,000平米以上ですとか、傾斜度が20度以上とか、そういった特定の要件に該当するところを地図、もしくは航空写真で抽出されて選定をして調査を実施したということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 竜野の上早川の御船町と隣接する場所にもですね、大きな盛り土があって、前回の大雨で一部崩壊している部分も下から見て確認できると思うんですけど、ああいった場所は下の住民からは不安視する声も聞いたりしますが、大丈夫なんですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 上早川の部分ということでございますけれども、さっき鳴瀬議員の質問の中で、ちょっと答弁いたしましたけれども、あそこの部分については、林地

開発の対象地でございます。これにつきましては、県のほうで全て許可を出されて、今回の大雨のときにも県のほうから全て向こうのほうに現地確認をされて、その業者の方もお話をされております。

一部、若干崩れている部分がございますけれども、国有地にかかる部分で若干崩れている部分というのでも確認されました。それについては、またそのほうの確認を取られている状況でございます。県のほうも雨が先だっただいぶ長期間続きましたので、何回か向こうのほうにも行かれて業者さんともお話をされているというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

県のほうで許可をされた林地開発ということで、県のほうで状況については、確認されているというお話でしたけれども、県のほうだけの調査で町としては特別、調査とかはされないということですかね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 森林の開発につきましては、全て県のほうの担当ということになりますので、もちろん何もしないわけではございません。うちのほうも現地のほうにまいりましたし、そこでお話もしております。

ただ、全て指導になりますと、県のほうで指導をされるというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。163ページの道路橋りょう費の中で、道路新設改良費が163ページにありますども、主要施策成果一覧の中で、47ページに町道大町塔ノ木線改良工事、測量設計委託と終点部排水工事と移転補助とありますけれども、起点と終点のことをされたということでございますけれども、今後、中身、中というか、用地交渉等の計画もありますけれども、どのぐらいの計画で町としては考えられているのか、この道路5カ年計画については、5年ごとにと計画でございますけれども、随分と乗っている路線でございますので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいま荒田議員のほうからありました道路新設改良費の大町塔ノ木線については、ここに載っている分につきましては、先ほど起点と終点部分の測量設計費と排水路の工事だったんですけども、今後の計画といたしましては、路線測量が完了しておりますので、ある程度の道路の線形、測量値あたりが出ましたので、地元説明会を開催する予定にしておりましたが、こういったコロナ禍の中で、開催時期を区長あたりと今現在打ち合わせを行っているということと、物件の移転補償費あたりの委託を今後実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町道の改良とか舗装とかあるんですけども、ちょっと1点お伺いしますけれども、里道の問題ですよ、里道は本当に住民の生活道路として、日常、普段に利用されているわけですけども、町道も、そうではありますけれども、里道関係がですね、やっぱり傷んでいるというんですかね、今は高齢化も進んでからですね、やっぱり原材料支給で行政区でやるというのが、なかなか困難な場合もありますし、そういった点ですよ、これはあくまでも原材料支給で、やっぱり行政区がやらなくちゃいけないのか、広さとかですね、やっぱりいろんな条件によってはですね、これは町が代わってするとかということというのはですね、やっぱりそういった部分というのが、私は結構あるんじゃないかなというふうに思うんです。

やっぱり中に入りますと、かなり舗装が傷んでがたがた道だったりというのが結構あるのでですね、そういった点については、一般質問の中でも答弁もあったかもしれませんが、申し訳ないですけども、再度まとめ答弁をお願いできますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 里道等の補修につきましては、現在では原則として区の方をお願いをしているところです。区の方にはですね、重機借上ですとか、原材料支給をして、その補修を行っていただいておりますけれども、なかなか、そういったことができない区もありますので、町としては、今後、今現在、狹隘道路事業とかですね、そういったことを創設しておりますので、それに見合う要件のところは町のほうで工事をする場合もありますし、今後、区の方においてもですね、建設業者あたりに委託をされて、そういった補助あたりを使いながら対応を一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

今後のそういった里道の補修については、いろいろ区と話し合いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

主要施策一覧のページで48ページ、47ページと関連しますが、交通安全施設整備事業で、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ、最後に区画線というのがありますが、区画線というのは、これは横断歩道だとか白線、そういったところということでよろしゅうございますかね。

6,903メートルされているということで、かなりの距離をされたというふうに思いますが、町が考えて、あとどのぐらい整備が必要なのか、その予定とかはありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 交通安全施設の白線とか外側線、横断歩道については、今回行っている箇所につきましては、主に通学路で横断歩道が消えている所とか、外側線が消えている所を主に行いました。

今後どれくらいあるかということにつきましては、年々老朽化が進み、どんどん増えて

きますので、非常に通学路で交通量の多い危険な場所から先に計画的に進めていきたいというふうに考えております。事業量については、把握はしていません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 主要施策成果一覧の48ページ、河川の整備事業というのがございますが、前、河川の浚渫工事でも一般質問をさせていただきましたけど、国と県と町で緑川の氾濫に対する協議会を設置したというお話で、その時、船津の馬門川の排水ポンプを国に要望するという課長からのお話でございましたが、その辺の進捗状況をちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 馬門川の排水ポンプは、国のほうにはですね、未整備堤防の堤防が完成した後に、馬門川が締め切られますので、そこに付けられた樋門のときに排水ポンプの要望を現在行っております。

まだ、堤防が完成しておりませんので、進捗については、また完成後の設置というふうになると思われます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に、款8、消防費、171ページ上段から179ページ中段まで、消防費について何か質疑はありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

174ページ、一番下の工事請負費、防火水槽新設工事ということで、繰越事業で実施されておられます。主要施策成果一覧を確認いたしますと、昨年度4カ所設置工事をしてあるということでございます。

この防火水槽、耐震性貯水槽の整備につきましては、町のほうでは設置基準というものを設けておられて、その設置基準に準じるように年々整備工事のほうを進められていると思います。

令和2年度末段階で、充足率は大体何パーセントぐらいになっているのかということでお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、消防水利の充足率について、お答え申し上げます。

消防水利の充足率につきましては、以前から消防力の基準というのがございまして、基準水利数は221基、水利数が今212基で、充足率は95.92%ということになります。

そういう状況ではございますが、昨年度、委託料にも書いてありますけれども、消防施設等整備計画というのを新たに作っております。その委託の中で消防水利の状況をちょっと調査を行っております。その結果、防火水槽が178基中40立米基が171基という状況になっておりますけれども、この場合の水利の基準の考え方が若干変わっておりまして、甲

佐町は200メートルのメッシュに区切ります。まず四角にですね、その中に建物が一つでも存在するメッシュ数と消防水利があるメッシュ数というのを数えまして、それで計測した結果、消防水利が存続するメッシュ数が184カ所（戸）、建物が存在するメッシュ数が566.5カ所というところで、これでいうと率が32.48%というふうに極端に減ってまいります。こういう考え方もございますけれども、基本的に町には自然水利とかですね、ほかに消火栓あたりもございますので、また、町のほうでメッシュを見ながら、今後、防火水槽を設置する必要があるところをちょっとあたってみました、担当課のほうでですね。今必要なところは、その状況を見たら、15号基は今後また必要だろうというような状況でございますけれども、また今後、住宅開発とか、いろいろな状況も変わってまいりますので、その状況を見ながらですね、また防火水槽の設置については考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ちょっとあれなんですけど、今の防火水槽ですよ、水槽だから水をためてるんですけども、それで、例えば消防車1台で消火をした場合ですね、時間的にどのくらいかかれば、水槽の水を全部使いきるのかとかいうか、使いきるのにどのくらい時間がかかるのかとかいうのをちょっと参考までに。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 一応、防火水槽の基準が40立米です。40トンでございます。消防車というか、小型ポンプとか、いろんな機械があそこに座って水を吸い上げるんですけども、大体20分ぐらいですかね、二、三十分ぐらいでなくなると、その間に後続組が来て、その防火水槽に他の防火水槽とか消火栓から注水したりですね、2口、防火水槽には汲み口がありますので、そういった形でしていくということでございますので、一概に機械の性能によって水の出し方によって変わってきますけれども、次の後続組が来るまでの間ぐらいは持つような計算で、40トンというような計算はしてあるという状況です。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番です。

176ページの委託料のところに、排水機場整備調査実施測量設計委託料というのがありますが、これは実施される予定の場所とか説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 区の排水機場整備調査実施測量設計委託料につきましては、整備箇所につきましては、下横田地区の分になります。

現在、船津の馬門地区のほうの調査を昨年度の事業でやっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

先ほどの防火水槽で消火栓についても、ちょっとお伺いします。

防火水槽も今後15基必要ということで、消火栓あたりもですね、甲佐町も自然の水利もございしますが、なかなか取りづらいところもあります。

私の知り合いのところでも、「うちの土地を使ってもよかけん付けてもらえんだろうか」というような、前、総務課長にもしたことがございます。その辺の考えのほうをちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 消火栓につきましては、先ほど調査をしましたと申しましたけれども、その結果においては、全消火栓が241基ございまして、うち地下式が184基、地上式が57基ございます。

基準となる消火栓というのは、大体、口径が150ミリ以上の水道管についている消火栓というところが基準の消火栓になりますので、そういうことになってくると、ごく少数というふうな形になります。

基準には満たないけれども、初期消火に必要な消火栓ということで整備はしております。今、整備を町がしてるのは、道路改良とかいうときに合わせて、下の水道管あたりを布設替えとかするときに、一緒に消火栓を変えたり、地上式に取り替えたりしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

ページ数178ページの一番上です。職員手当等、時間外勤務手当279万7,436円計上されておりますが、ここの時間外手当が、ほかの時間外手当と比べまして突出しておりますが、これは何名分の時間外手当でしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

この時間外手当なんですけれども、ちょっと何名分かは、今資料がないのでわかりませんけれども、これは災害の関係の対応のときの待機職員の時間外手当となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

ちょっとページがまた戻ると思うんですけど、176ページ、先ほど佐野議員も質問されましたけれども、委託料の中で排水機場の整備ということで予算の執行がされておりますけれども、先ほどの下横田地区ということで、建設課長からご説明をいただきました。これは、たぶん下横田のほうは、内田川か竜野川の箇所かなと、私は判断しますけれども、もうちょっと上流に目をやっただいて、南谷川、湯田川、特に湯田川については、この前ですね、まだ日は長くないと思うんですけども、JAさんのスタンドの裏から、

あの辺が朝からちょっと通ったら道いっぱい濁流が国道にあふれて、その水が郵便局の方にも、甲斐1番議員がおられますけど、甲斐議員のほうの自宅の方にも濁った水が流れていって、消防団の皆さんが非常に苦慮して活動されておる状況を目の当たりにいたしました。ということは、その辺にも排水機場を考えておられるのか、もしくは国道443号線の改修に合わせて何かされようと思っておられるのか、その点について説明をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

農協、JAさんの前の湯田川がございませけれども、先日、越水を起こしたということで、その影響で下流のほうまでですね、水が冠水したということですが、湯田川につきましては、排水機場を設置する予定はございません。吐き出す所が大井手川ぐらいしかないということで、特には予定はしておりませんということと、あと湯田川の内水対策については、調査の実施をしておりますので、何らかの対策が必要で国道443号線の改良工事、歩道の整備が予定されておりますけれども、そちらとあわせてですね、当時ボックスを改修したらということも検討を今現在しておりますが、その調査結果がですね、下流の河川改修も行わないとボックスだけ改修しても効果がないということ、大井手川の増水のとときには流下能力の低下につながってですね、そこでもボックスを広げるだけでは目立った効果は出ないということがありますので、今後対策としては上流あたりに、これは案ですが、遊水池を考えたりですね、下流域の流れを流下能力を上げることによって、湯田川等の越水対策にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

そういった大町のほうの樋管のほうに排水機場を考える案は、対策の案として一つは持っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、建設課長が最後に言われましたけど、大町のほうに、それは緑川のほうに、おそらく排水機場かなんかで抜くという、強制的に排水するというような考えですよ、というのは、それについては国交省へんとの協議とか、1回ぐらいはされたことはございますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 毎年ですね、国土交通省のほうには要望活動を行ってございまして、その中には排水機場の設置要望をしておりますし、町のほうでもこういった考えがあるということで、内水対策協議会あたりもつくって、その辺の甲佐町における内水対策のいろんな対策案を国交省の方とも一緒になって考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。この成果一覧の7ページの下、消防に関することということで7ページ、8ページにありますけれども、ポンプ車を小型ポンプに替えるということ

でございました。これは今、ここ近年こうやってポンプ車を小型ポンプ車に替えるということで、今現在、ここ2年ぐらい出初め式、通常点検、操法競技、そういうのもございませんけれども、今、甲佐町にポンプ車が何台あって、小型積載車が何台あって、今後でもすね、このポンプ車が小型積載車に移行されるような思いが、古くなった場合です、ポンプ車が、そういう考えがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 決算の状況ではなくて、今の状況でお答えしてよろしいでしょうか。

今の状況がですね、ポンプ車のほうが北部地区がですね、ポンプ車を小型ポンプに令和2年度で更新しておりますので、1台減っております。

それと宮内地区についてが、今年度もう団員が2名しかいないような状況で、ポンプ車も全然動かないような状況でございますので、小型ポンプを導入して、小型ポンプだけを消防小屋において、自主防災あたりで活用していただくような形でございますので、そこでも1台減りますので、現在ポンプ車は東西寒野の1台と岩下の1台の2台という状況でございます。

小型ポンプについてが、普通車が21台、積載車が5台という状況でございます。ポンプ車においては、今は東西寒野については、数年前に更新して新しいポンプ車が入っております。岩下地区においても、今ポンプ車でありますので、ポンプの更新、また更新時期になってポンプ車にするのか、小型ポンプにするのか、そういったことは、またそこでちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防費について、ほかにありませんか。

ありませんね。

しばらく休憩します。15分から再開します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款9、教育費、179ページ中段から211ページ中段まで、教育費について何か質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 196ページですけれども、地域未来塾というのが予算支出されておりますけれども、どのような現状指導が行われているかということをお聞きしたいのとすね、それから202ページの川平キャンプ場についてなんですけれども、たまたま今、改修とかです、修繕とか行われてすね、ざっと計算するだけでも400万以上予算があがっているわけですけれども、一方です、利用客はといいますと、20万にも満たない

改修後について、ということで答弁をさせていただきます。

まず、未来塾のほうですが、令和2年度につきましては、コロナ感染の拡大を受けまして、例年水曜日に中学校のほうで夏休みの期間中に行っていたところですが、コロナウイルスの感染拡大を受けまして、令和2年度につきましては、8月26日から3月18日の間の毎週水曜日に実施をしてきたところであります。

回数につきましては、18回、教科につきましては数学と英語、対象者につきましては、中学生の1年生から3年生まで37人ということで、令和2年度は行ってまいりました。

以上になります。

続きまして、川平キャンプ場の改修工事につきましてです。

こちらにつきましては、施設の竣工から20年以上経っているところであります。施設の老朽化が進行してしまっていたので、こちらについては、現地のほうで調査を行いましたところ、トイレの不便性、また、手すりの腐食等の経年劣化が確認されましたので、今回の改修工事となったところであります。

トイレの不便性につきましては、和式を洋式のほうに変えているところでございます。今後につきましては、利活用の向上を図るために、令和2年度途中11月からですね、期間営業から通年営業のほうにも入っております。

今後につきましては、指定管理者の導入も視野に検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） すみません、1カ所、訂正させてください。

私「指定管理」と申し上げましたけど、正確には「委託をしている」ということです。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 続けて、申し訳ございません。

182ページにですね、G I G Aスクールのサポーター委託料というふうにありますけれども、このG I G Aスクールのサポーターですよね、この方たちがですね、サポーターの人たちが何名いらっしゃるのかですね。そして、その方たちがですね、どういった資格といますかね、資格とかですかね、そういったのが必要なかどうかですね、ちょっと先生たちとかですね、今の子どもたちも非常にパソコンの扱い方については大人よりも上をいくような子どもたちもいそうですね、そういった点ではサポーターたちの力量というんですかね、どこら付近をあれして採用されているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） このG I G Aスクールのサポーターでございますけれども、これは、I C Tサポートセンターというところに委託しておりまして、この方たちが行う内容としてはですね、昨年入りましたI C Tの使い方、それと教職員等にですね、使い方を教えるとか、保護者あたりにマナーですね、そういうのを教える。

それと一番大事なのはですね、これを使ってどういう利活用ができるかということでございますので、継続して教師や児童生徒と話をしながら、こういったものの利活用ができるようにサポートするというような仕事でございます。

人間としてはですね、そこに四、五名いらっしゃいますけれども、そこで代わってされているというようなところでございますけれども、これについては、1人が専属して付くというような形でいいと思います、交代しながらですね。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。207ページ、体育振興費ですね、208ページにあります熊本甲佐10マイル公認ロードレース大会ですけれども、昨日の新聞でしたですかね、2年連続で中止ということでございました。

その周知をされるには会議をされて、どのような意見が出て、今このコロナ禍の中です、今やっちはいけないというような、大体意見の中身がどのような内容が出たのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 10マイルの開催の有無につきましては、今年度ですね、まず6月に実行委員会を開きまして、その際はコロナの状況が回復するだろうということで開催の方向で会は閉じたところであります。

ただ、その折にコロナの状況次第では、もう一度実行委員会を開いて、開催の有無を決定するというようになっておりました。

現状ですね、コロナ感染拡大のほう収束しない中で、事務局としても、どうしても開催するということで、検討をしたんですが、日本陸連の協議再開に係るガイダンスという中に、密集、3密を避けるということがございました。うちの会場、ホール、研修室等もあわせて、大体250名前後ぐらいの許容かなということで考えますと、通常開催した場合に、700名から800名の選手、役員等が入れますので、密の回避がまずできないこととあわせて、10マイルに関しましては、これは大会44回、平成30年の大会ですが、10マイルで179名の選手が来られていますが、ほとんどが県外からの選手ということで、県境をまたぐことも開催の条件の中に入っていましたので、どうしても県外からというところを各団体の方がですね、今はできないだろうということでありまして、今週の水曜日、委員会の中で中止が決まったところであります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 主要施策成果一覧の56ページ、食育の推進のところからお尋ねをしたいと思います。

給食のことが書かれてありますが、町の食材を始め熊本県産をできるだけ活用するというように書いてありますが、こういったところでは、例えば町の食材、県産、どれぐらい

の割合があるかというような統計はあるのかどうか。

また、外国産の食材なんかの統計があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 統計、数字としては今のところございませんけれども、主に国産のものを使用して、その中でも地産地消ということで、甲佐のろくじ館でありますとか農協、もろもろのところを使っております。

これにつきましては、食材の発注は給食センターが直接行いますので、民間の委託は、それについてはやっておりませんので、今申し上げたとおり、できる限り地場産のものを使いまして、地産地消を推進して季節感のある給食を提供するように心がけているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） できるだけというのがなかなか抽象的ですね、やはりどれぐらいは、町内産、県内産ということですね、ある程度の把握は必要だというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） わかりました。

今後はですね、統計、数字として残していきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時32分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款10、災害復旧費から款13、予備費まで211ページ中段から217ページまで質疑をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今日の質問、答弁の中で災害復旧に関して被害が地震であったか、大雨であったかというのは判断がなかなか難しいということなんですけど、それが地震であれば補償があるというお話だったかなと思うんですけど、そういった場合の判断というのは、例えば農業関係でいえば、農政課がされるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農地の自力復旧の助成金ということで、これについては先ほ

ど述べましたとおり、国の国庫補助金を県のほうで受け入れまして、県が復興基金、基金に積み立てております。その中から各町村に出す分ということでございます。

農地の関係に関しましては、町の農政課のほうで確認を行います。もちろん、先ほど言いましたように、そこが熊本地震で被災した影響で崩落しているのか、そのあとの雨の状況で崩落しているのか、現地を見に行きまして、わからない場合には、その関係者、区長さんであったり、そういったところの情報を全部聞きまして、そこで、あくまでもこれは地震で、やっぱり昔からなっていたということで確証がとれた場合には申請することも可能だと思われまます。

ただ、今回今年度までが基本的には令和3年度で最後ということになりますので、そこについても慎重な判断が必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） これは建設課でも農政課でもいいんですけども、昨今の豪雨とかいうようなことですけれども、非常に短時間に雨が降って、おそらく採択基準は変わっているのかが、ちょっとお尋ねせんとわからんとですけど、時間雨量が20ミリだったり、24時間雨量が80ミリというのが、以前の定義だったと思うんですけども、そのような雨量なんというのは、もうあつという間に現在の異常気象では超えてしまうと思うんですよ。そうした中、地元の被災を受けられた農家の方とか河川、公共的な施設も一緒ですけども、ほとんどの災害が採択基準は満たしてくるような条件になってきたと思うんですよ。そういったのが住民の方たちは、なかなか理解されないと思うんですけども、特に農政関係は補助金の裏打ちとして受益者負担が出てきますので、災害には該当する、しかし補助金の決定までには時間がかかって、災害に出そうか出すまいかというような非常にジレンマがあると思うんですけど、その辺の採択基準が、このまま以前のままなのか、それと、そういった受益者負担に対する町からのアプローチというか、どういったところまでは補助ができるんですよというように、採択に前向きにされているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 災害復旧の基準でございますけれども、議員おっしゃいました基準から今のところ変更はあつてございません。

ただ、時間雨量と昨今の集中豪雨というところで、ほとんどがその災害の基準に乗るようなケースがほとんどです。実際そこについては、各区長さんあたりに現地を確認していただいたり、もちろん農政課のほうも現地を確認してまいります。積極的に取っていきたいというふうには考えておりますけれども、1カ所当たりの金額の要件というのもございますので、そこに乗らない部分というのが若干多いということもあります。

あと受益者負担金、受益者負担金につきましては、補助を差し引いた残りの2割というのが基本になります。最近では、ほとんどが地震以降、豪雨に関しましても激甚災害の指

定がほとんどされておりますので、90%を超えるような補助がきております。そういうところで、受益者負担もかなり低く抑えられておったということです。

今年につきましては、梅雨の入り、5月に1回大雨がきまして、そこで崩れた部分につきましても、今回1カ所、2カ所ぐらいあるんですけれども、それについては今のところ、まだ激甚の指定はされていない、ただ8月の豪雨に関しては、激甚の指定になるというような情報もきておりますので、そこについては、受益者負担については若干安くなるだろうと、その受益者負担金を少なくするような町の支援というものについては、現在のところですね、それについてはないというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、公共土木施設災害復旧費についても、ご説明したいと思います。

採択基準については、農政課同様ですね、変わってはおりません。公共施設の災害復旧についても、1カ所当たりの事業費が60万を超えなければ、公共施設災害復旧費とはなりませんので、あとの災害の度合いを見てですね、60万を超えるようであれば全てを災害復旧事業として出すように取り組んでおります。

それと今回の雨でですね、11カ所程度の災害復旧が今回も出ております。

以上となります。

○議長（宮川安明君） ありませんか。ありませんね。

最後に、本予算全部について何か質疑はありませんか。本予算全部です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

本予算全部ということですね、まず令和2年度につきましては、熊本地震からの復興期という中でコロナ禍ということも重なって、行財政を運営するにあたっては非常に大変な状況だったかと思えます。そういった状況の中で、冒頭で豊永監査委員からの報告でもありましたように、結びの中でですね、これは意見書の23ページになりますけれども、財政構造指標につきまして、経常収支比率であったり財政力指数、また財政調整基金など、そういった面で、いろいろ改善された面が見られるということになっております。

それから、意見書の10ページだったですかね、意見書の10ページのほうを見ますと、普通会計における収支状況ということで、表が載せてありますけれども、この単年度収支を見ましても令和元年度につきましては三角（△）、マイナスの3億3,800万円程度ですね、それが令和2年度におきましては、1億3,600万円程度の回復をみせているというような数字になっております。

そのようなことから、このように改善が見受けられますけれども、こういった要因でこういった改善が見られたのかということで、町のほうは、どのように分析されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 訂正させていただきます。先ほど私が「本予算」というふうに申

しましたけど、「本決算」でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、甲斐議員の質問について、お答えさせていただきます。

監査委員さんの意見書にあるとおり、単年度収支でございますけれども、令和2年度と令和元年度の差が約4億7,000万円ということで、プラスに転じているということでございますけれども、要因的には、まず町民税が8,000万程度増加しているということと、地方交付税につきましては、災害対策債等の交付税算入等の増により、2億2,000万円ほど増えております。

それと更に、ふるさと応援寄附金が、8,300万円ほど増加しております。

歳出につきましては、コロナ禍ということで、いろんな事業ができなかったという部分もあって減少もございますけれども、いろんな工夫をしながら歳出削減、効率的な財政運営に努めておりますので、その結果、令和2年度については、プラスに転じたということで分析しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

ただいま総務課長のほうからご説明いただきました。いろいろ要因等は分析されているということですが、これは先ほど鳴瀬議員のほうからも質疑でありましたけれども、税の徴収につきましても、現年度分を見ますと99.2%ということで、非常に頑張りが見受けられるんじゃないかと思えます。

それから今、総務課長から説明がありましたように、いろんな面で行財政運営の改善について、執行部一丸となって頑張っておられる姿というのが見受けられるんじゃないかということで、私は評価したいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町長にお尋ねします。

過疎債がですね、7割が地方交付税措置をされているということで、この過疎債は、どこでもあるわけじゃないわけですね、いろんな公共工事なんかは自前でやらずにちゃいけないところ多いわけですが、そういった点に比べれば過疎債が使えるので、やっぱり財政的な観点ではですね、非常にプラスの面もあるかと思うんですね。

そういった点で、私がかねがねですね、子どもたちの子育て支援、それから医療費、学校給食、もろもろ子どもの関係の件についても質問をしてまいりましたし、高齢者福祉についても、たまたましてきたわけですが、そういった点で、やっぱり医療費、子どもの医療費なんか、今ここは15歳までですけど、18歳までが主流になりつつあるわけですね、上益城郡内はそうではありませんけれども、そういった点で、やっぱり郡内で、どこよりもですね、甲佐町は子育て支援も進んでいる、高齢者福祉も進んでいるとい

うふうにですね、できてもいいのではないかなあというふうに思うんですけど、そういった点で町長においては、このように甲佐町も子育て支援も進んでいるじゃないかというふうに言われるのかですね、そこら付近については、私は、もっともっとですね、やっぱり過疎債が使えるのであれば、もっとそこら付近を充実をさせたものであってもいいのではないかなあというふうに思うんですけども、そういった点で町長の認識をちょっと最後にお伺いいたします。

○議長（宮川安明君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 2 時 47 分

再開　午後 2 時 48 分

○議長（宮川安明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君）　ただいまの質問については、これまでも過去においても一般質問でも、また予算の審議の中でも、私の考え方を述べてきたつもりですけれども、その中で、とりわけ過疎債についてのご質問でありますので、ちょっと中身を少しお話させていただくと、この過疎債についてもハード事業に使える分と、それからソフト、近年ソフトウェアがあるんで甲佐町の場合は、5, 100万ほどをこのソフト事業に充当させていただいているということで、その中でも保育料の軽減であったり、それから子ども医療であったり、そういった分野についても利用させていただいているということでありますので、ご指摘のように、ソフト事業の中でも使える部分については、ちゃんと手だてをやらせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本予算に対する反対者の発言を許します。

間違えました。申し訳ございません。決算でございます。決算についての反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君）　6番、佐野です。

令和2年度、甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

款、民生費、目、地域改善対策費の中の人権活動補助金については反対です。

令和2年度は、コロナ感染症拡大のために各種の研修会や研究大会が中止となった影響で、二つの同和運動団体への補助金は削減はされておりますが、この運動団体への補助金は、熊本県内、すでに熊本市、山鹿市、玉名市などでは支出をされておられません。

法務省の人権啓発活動強調事項では、第1に女性の人権、第2に子どもの人権、第3に高齢者の人権、第4に障害を理由とする偏見や差別をなくそう。そして、第5に同和問題、部落差別を解消しよう。以下、17項目までが掲げられています。国の人権を守る立場にある法務省の掲げる人権問題の捉え方と町の掲げる人権問題の捉え方には違いがあります。日本国憲法第14条には、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とうたっております。憲法14条にもありますように、人権問題は大変重要であります。人権問題の冒頭に、同和問題を掲げることは、国の示す方向との違いがあります。この点に関して、私は考える必要があるというふうに思っております。

以上で反対討論を終わります。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 認定第1号、令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定についてでありますけれども、長時間にわたり審議した結果、各議員の方々より質問、出つくしたと思いますので、納得されたかなと思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号「令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 賛成多数。よって、認定第1号「令和2年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について」は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。3時5分から再開します。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 認定第2号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、認定第2号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 認定第2号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和2年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。

款1、国民健康保険税、収入済額2億5,019万6,217円、款2、使用料及び手数料12万1,800円、款3、国庫支出金152万9,000円、款4、県支出金10億6,715万6,114円、款5、財産収入2万68円、款6、寄附金0円、款7、繰入金1億6,933万6,751円、款8、繰越金1,971万3,641円、款9、諸収入277万9,554円、次のページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額15億1,085万3,145円です。

次のページをお願いいたします。

令和2年度歳出総括表、歳出です。款と支出済額で、ご説明申し上げます。

款1、総務費、支出済額3,159万635円、款2、保険給付費10億2,695万6,203円、款3、国民健康保険事業納付金3億9,824万7,357円、款4、共同事業拠出金165円、款5、保健事業費1,496万9,225円。

次のページをお願いいたします。

款6、基金積立金2万68円、款7、諸支出金229万8,696円、款8、予備費0円、歳出合計、支出済額14億7,408万2,349円、歳入歳出差引残額3,677万796円、うち基金繰入金1,000万円、令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額15億1,085万3,145円、2、歳出総額14億7,408万2,349円、3、歳入歳出差引額3,677万796円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額3,677万796円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1,000万円、5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました2,677万796円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページ、款1、国民健康保険税から17ページ、款9、諸収入までです。歳入全部について質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 監査意見書からでもよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） よろしいですよ。

○6番（佐野安春君） 12ページの第14表、国保税徴収状況の表を見ますと、平成30年、令和元年、令和2年というふうに3年分が載せられておりますが、徴収率は年々上がっていると、この表で見るとあります。それと収入未済額は、だんだん金額的には減ってきているということで、いろんな努力をされての結果だというふうに思いますが、これからの見通しについては、どういうふうにお考えかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 国保税の徴収状況の今後の見通しということでございますけれども、現年度分の徴収率、これは年々伸びてきているところでございますけれども、見

通しというよりは、計画といたしましては、わずかながらも前年を上回っていくようなことで努力をしていきたいというふうに考えているところです。

不納欠損額に関しましては、これは計画的に徴収ができない案件と、徴収ができる案件を見定めたところで、1件1件丁寧に片付けていくということで考えておりますので、これは着実に減らしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、税務課長から話がありましたが、ちなみに今年度の徴収計画はどれだけですか、何パーセントですか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 今年度の目標ということでございますけれども、これに関しましては確認しまして、後ほどご回答させていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。

19ページ、款1、総務費から33ページ、款8、予備費までです。

歳出全部について質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国保の中で本年度2年度については、基金が3,700万取り崩してあるわけですが、そういった点で数字だけ見ても、なかなか中身がわからないので、そこら付近について全体として、どうだったのかというのをお願いをしたいのとですね、1人当たり医療費が非常に、これまで国保会計の悪化の一つとしてですね、甲佐の場合は医療費が高いと、1人当たりのですね、そういった問題が兼ねてよりあがってございましたけれども、そういった点で医療費の問題でですね、推移といたしますか、横ばいなのか下がっているのか、改善されているのかですね、そこら付近をどうなのかということと、それから今まで国保の健診は74歳までですけれども、75歳から後期高齢者になりますのでですね、そういった点で節目健診が出ていますけれども、節目健診がどうなっているのかですね、たぶん60歳までだったというふうに思うんですけれども、それが74歳まで健診をですね、国保の中で健診をするのであれば、やっぱり早期発見、早期治療というのがですね、やっぱり一番大事なので医療費の改善にもつながるわけですので、60歳で切らずに74歳までであればですね、これを60歳から65歳、70、74歳とかですね、ちょっとこれをですね、節目健診を増やしたらどうかなというふうに思いますので、その3点についてお尋ねします。

議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時19分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 井芹議員の質問にお答えします。

まず1点目、基金についてご質問があったんですけども、基金の運用的なものになるかと思えますけれども、令和元年度から令和2年度にかけて、この決算書に出ておりますけれども、基金を3,700万円取り崩した形で、令和2年度は運用をしております。

国保の財源的に非常に厳しいというところがありまして、できるだけ基金を活用する形でというところで、令和2年度については3,700万円取り崩して運営をいたしました。

今後の見通しについてということですが、すみません、手元に今年度の資料を持ってきていませんでしたけれども、今年度も数千万円、1,000万円は今年度末で基金を積み立てたんですけども、またそれを数千万円取り崩す形で予算計上をしております。

国保の会計自体は、現場としては非常に厳しい状況になっております。

それから、1人当たりの医療費ということですが、保険給付費の実績額と加入者数ということで、手元にある年度別の資料でお話をしますと、平成28年度から令和元年度までは、年々少しずつですけども、1人当たりの給付費額というのは減少しております。平成28年度については、37万5,401円で減少傾向にあります。平成29年度が37万5,505円、平成30年度が35万232円、令和元年度が36万1,727円ということで、横ばいか、もしくは減少傾向ということなんですけれども、令和2年度については、1人当たりの給付費が37万1,442円というふうになっております。

担当課として分析しておりますのは、被保険者全体は年々減少傾向に被保険者、加入者ですね、は減少傾向にありますけれども、1件当たりの高額な請求ですね、レセプトの請求金額なんですけれども、1件当たりの高額な治療を要するといえますか、そういう請求が少しずつ増えているというところも一つの要因ではないかというふうに分析しています。そういう重症化予防というところで、健診とか保健指導とかを取り組むべきというふうには考えてはいます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 私のほうから節目健診のことで、お答えいたします。

国保の節目年齢である40歳から60歳までにおいて、5歳刻みに40、45、50、55、60歳というところで被保険者を対象として、人間ドック形式の節目健診を実施しております。

なお、ちょっと前ですけど、平成28年度から対象年齢を35歳も新たに追加したところで

す。

健診においては、熊本市内の2カ所の健診機関、日赤の熊本健康管理センターと高野病院総合健診センター、どちらかを選択して受診いただいております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） すみません、先ほどの佐野議員のご質問についてお答えした

いと思います。

特に、この現年分の徴収率に関しましては、町長マニフェストのほうで、令和5年度までの計画ということで、そういう目標を持ったところで取り組んでいるところでございます。令和3年度の今年度目標の中で97.4%ということで、現年度分はですね、令和2年度分の実績が97.21ですので、率にしますと0.02%の増を考えているところでございます。ただ、その金額といたしましては、調定額が伸びておりませんので、50万円程度の金額的には増になってくるかというふうに考えているところでございます。0.2%ですね。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すみません、先ほどの節目健診の年齢の引き上げということでございますけれども、今60歳までということで行っておりますが、引き上げについては、担当課としては今のところ考えておりません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。

認定第2号議案、国保の令和2年度の決算についてですけれども、国保税の負担の重さは、社会的な問題となっているところでございます。全国知事会なども、国保が抱えるこうした問題を指摘し、国にその改善を求めています。

今決算でも国保税の1人当たりの負担は9万2,000円となっています。加入者の多くが200万円以下の所得であり、この負担の重さは命や暮らしを脅かすものになりかねません。今、全国では負担軽減と子育て支援のため、子どもの均等割りを減免する自治体も増えています。町においても、住民の暮らしや健康を守るために、国の負担の引き上げを求めるとともに、負担軽減に向けて議論を尽くすべきだというふうに考えます。

現状では、決算認定に賛成することはできません。反対いたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

認定第2号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、ただいま反対討論の中で、制度的なものの反対という部分が出ておりますけれども、本決算においては非常にこの厳しい運営状況の中で、単年度実質収支的には赤字ではございますけれども、本来ならば、それを解消するためには税率を上げるしかないん

ですが、一生懸命現状維持というか、厳しい中でも財政運営をされております。その中でも徴収率の向上についても上昇しております。その中での決算認定でございますので、何ら異議なく認定することに同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、認定第2号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定しました。

日程第8 認定第3号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、認定第3号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 日程第8、認定第3号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書、1ページをお願いいたします。

令和2年度歳入総括表です。款と収入済額でご説明申し上げます。

款1、介護保険料、収入済額2億7,581万2,620円、款2、分担金及び負担金27万8,900円、款3、使用料及び手数料2万9,200円、款4、支払基金交付金3億7,524万円ちょうど、款5、国庫支出金3億9,438万1,867円、款6、県支出金2億736万9,525円、款7、財産収入1万9,033円、款8、繰入金2億5,036万6,299円。

次のページをお願いいたします。

款9、繰入金9,019万9,805円、失礼しました。款9、繰越金9,019万9,805円。款10、諸収入782万8,003円。

歳入合計です。収入済額16億152万5,252円です。

次のページをお願いいたします。

令和2年度歳出総括表です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款1、総務費、支出済額4,398万9,893円、款2、保険給付費13億5,832万5,950円、款3、財政安定化基金拠出金0円です。款4、地域支援事業費6,742万7,412円です。款5、基金積立金4,001万9,033円です。款6、公債費0円です。

次のページをお願いいたします。

款7、諸支出金3,254万1,286円、款8、予備費0円です。

歳出合計、支出済額15億4,230万3,574円です。歳入歳出差引残額5,922万1,678円です。
令和3年9月10日提出、町長名です。

次に、41ページをお願いいたします。

41ページです。実質収支に関する調書です。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額16億152万5,252円、2、歳出総額15億4,230万3,574円、3、歳入歳出差引額5,922万1,678円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円です。5、実質収支額5,922万1,678円です。この金額が次年度、令和3年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳入全部について、質疑をお願いします。9ページ、款1、介護保険料から21ページ、款10、諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、鳴瀬です。

また決算意見書の監査委員さんの決済意見書のほうからですが、ページの15ページに介護保険特別会計がうたってありますけれども、この中で不納欠損額175万5,000円について、44人で主に時効による処分ということで報告がなされております。主なものが時効による処分ということでございますので、時効が成立する前にですね、何らかの勧奨のようなのが必要じゃないかと思っておりますけれども、町として、どのような考えをお持ちなのか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 今回、今年度ですね、不納欠損で処理をさせていただいております。主な理由は、今議員のほうからありましたとおり時効によるものということで、介護保険料につきましては、議員各位ご存じのとおり、基本は特別徴収、年金からの天引きということになります。ただ年齢到達をされた年の年度につきましては、普通徴収ということになりますので、納付書でお支払いをしていただくということになります。残っております滞納になりますのは、年金から引けるので普通徴収の方が主になりますが、当然残っている分については、戸別訪問であったり電話催告であったりしておりますが、どうしても納付できない、納付していただけない分については、納付勧奨は行っておりますが、残って時効が成立したものについては、不納欠損処理をさせていただいているというところでございます。

当然、不納欠損をしますと納付されなかった方が、実際に介護保険のサービスを使おうとする時に不利益になりますので、そこら辺の制度的なことについても、町民の方にはご説明をした上で納付のお願いをしているところですが、どうしても納付いただけない部分を不納欠損処理をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

同じく意見書の16ページで、上のところですがけれども、介護の認定者が775人いらっしゃるって、そのうち介護のサービスの未利用者が142人ということで、約5人に1人がサービスを受けられてないという状況だと思いますが、こういったサービスを受けられない理由とかいうのは把握はされていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 今回の定例会にあたりまして、昨年度の定例会の会議録を見てきたわけですが、昨年度も同様のご質問をいただいております。

昨年度、ご質問の中ではサービス利用料の支払いができないんで、使いたくても使いたくない方がいるんじゃないかと、そこら辺は把握しているのかというようなご質問でございました。

昨年度もお答えしておりますが、これは介護保険制度が発足しました当時からでございますが、実際に介護認定を受けている方と、サービスを利用されない方というのは必ず毎年おられます。昨年も百数十名だったと思います。医療機関等に体の調子が悪くていかれたときに介護サービス、介護保険制度のお話が出て、あらかじめ受けておくといいますか、実際、今は使わなくてもどうにか自分で自立した生活ができるけど、いざ使おうとしたときに認定調査、認定を受けないとサービスを利用できませんので、あらかじめ受けておくという方がおられるだろうと、お守りみたいなかたちで認定を受けられる方がおられるというふうには考えております。

それと、ご質問にはありませんでしたが、利用料の負担がということにつきましては、昨年もお答えしておりますが、町のほうにサービスを使いたい、認定も受けている、サービスも使いたい、でも利用料が自己負担分が払えないんで使わんとよというようなお話はですね、町のほうには聞こえてきておりませんし、ケアマネージャーさんあたりからも、そういうお話は聞いておりませんので、ゼロではないと思いますが、そういう方は、もしおられたとしても非常に少ないだろうというふうに考えております。

主なものは、お守りの、あらかじめ取られている方が多いのが実情だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。

23ページ、款1、総務費から39ページ、款8、予備費までです。歳出全部について質疑をお願いいたします。

最後に、本決算について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 認定第3号議案、令和2年度の介護保険の決算についてですけども、令和2年度で第7期の介護保険事業計画が終了いたしました。

今年度、2021年度から2023年度の第8期介護事業計画がスタートをいたしております。これまで事業計画の見直しのたびに介護保険料は引き上げ、ほとんどが引き上げられております。

また、食費、居住費、利用料の引き上げ、補足給付の見直しなど、ますます負担は増えているというふうに考えます。

先ほど課長は、負担が重くて利用したくても利用できないと、そういう声は、ほとんどないというふうに言われましたけれども、果たして、今、高齢者の方たちの所得、国民年金が多いわけですので、そういった中での介護保険の保険料、利用料というのは、やっぱり重さを私は感じていらっしゃるというふうに思いますし、さっきの答弁については、本当に住民の声を反映しているかなというふうに、ちょっと疑問を持った次第でございます。

甲佐町でですね、そういった中で、しかし、「介護保険料の負担が重い」という声も私たちが常々聞くわけですけども、そういった中で、甲佐町が初めて保険料の引き下げを実施したことは、本当に評価すべきだというふうに思っております。

しかし、依然として保険料は高い水準にあるというふうに考えます。皆さんも、それは実感しておられるのではないかというふうに考えます。

令和2年度においては、準備基金も12億円になっております。町の高齢者の皆さんが安心して暮らしていただくためにも、誰でも等しく使える介護保険にすべきだというふうに思います。そういった点で、町には負担軽減に向けた更なる努力を求めたいというふうに思いますし、負担増と給付抑制の制度にあたっては、決算の認定については賛成することができません。反対とします。

議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの準備基金の件で、数字を間違っておりましたので訂正をさせていただきます。「12億」と申し上げましたけれども、「1億2,000万」です。

申し訳ございませんでした。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 認定第3号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入である介護保険料の徴収率については、現年課税分については、99.29%で、前年度より0.25ポイント上昇。また、滞納繰越分についても徴収率11.14%で、前年度より3.88%の上昇となり、介護保険会計全体としての実質収支も5,922万1,000円のプラスであることから、引き続き健全な運営に努めるとともに、あわせて令和3年度より第8期の介護保険事業も始まり制度の理念である高齢者の健康増進や介護予防活動の推進など、更なる向上を目指し努力されることを希望し、認定第3号について同意いたします。

○議長（宮川安明君） これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、認定第3号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時57分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 認定第4号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、認定第4号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） それでは、認定第4号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度、歳入総括表、歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。

款1、高齢者医療保険料、収入済額9,833万9,500円、款2、使用料及び手数料7,200円、款3、寄附金0円、款4、繰入金5,505万9,122円、款5、繰越金174万9,487円、款6、諸収入413万755円、款7、国庫支出金3万9,000円、次のページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額1億5,932万5,064円です。

次のページをお願いいたします。

令和2年度、歳出総括表、歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款 1、総務費、支出済額146万2,047円、款 2、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 5,167万7,322円、款 3、保健事業費395万7,648円、款 4、諸支出金 3 万300円、款 5、予備費 0 円、歳出合計、支出済額 1 億5,712万7,317円、歳入歳出差引残額219万7,747円。

令和 3 年 9 月 10 日提出、町長名でございます。

次に、21ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額 1 億5,932万5,064円、2、歳出総額 1 億5,712万7,317円、3、歳入歳出差引額219万7,747円、4、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、5、実質収支額219万7,747円、5 の実質収支額219万7,747円が、次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳入全部についての質疑をお願いします。

7 ページ、款 1、後期高齢者医療保険料から13ページ、款 7、国庫支出金までです。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。

15ページ、款 1、総務費から19ページ、款 5、予備費までです。

歳出全部についての質疑をお願いします。

鳴瀬議員。

○4 番（鳴瀬美善君） 4 番です。

またこれも同じく、監査委員さんからの決算審査の意見書の17ページからのお尋ねですけれども、広域連合からの受託事業として、後期高齢者の健康診査の受診率は、年々わずかながら増加にあると、しかし対象者が2,030人に対して受診者は404人、また歯科口腔健康診査については、同じく2,030人に対して受診者は85人で4.2%ということで、監査委員さんからの結びとしてですね、今後、受診率が大きく伸びるような対策を講じられたいと、その際、健康推進課との連携も考えてはどうですかということで締められておりますので、担当課並びに健康推進課として、このような制度の運用の推進についてのお考えを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 歯科検診の受診率向上に向けた取り組みということですけれども、現在、町の公式ホームページとか広報紙、あと組回覧ですね、各行政区ごとの組回覧で歯科口腔検診の受診勧奨及び検診の重要性について周知はしているところで、ただ受診率が低いということで、県全体としては、令和 2 年度は1.45%ということで県全体も低いところではあるんですけれども、町としても4.2%程度ということで、低いということは、現状に間違いありません。

ただ、今後も現在の取り組みを継続しつつ、検診の重要性、また検診を受けないことに

よる将来の影響などについて示すなど、広報の仕方をもう少し工夫したいと考えております。

また、健康推進課との連携については、健康推進課のほうにお願いします。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 住民生活課との連携により、受診率向上を図っていきたいというふうには思いますけれども、具体的に後期健診結果説明を行っておりますけれども、その時に受診者に対して歯科口腔検診の受診勧奨を行っていくならばというふうには思いますし、先ほども周知の部分でホームページや広報紙、組回覧、防災無線等も利用できたらなというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。歳出全部について質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

最後に、本決算全部について何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

認定第4号、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

保険料率は2年ごとの見直しが行われ値上げが続いております。さらに、今年6月は一定の所得にある人の医療費自己負担分が1割から2割に引き上げられております。保険料の値上げと医療費自己負担分の値上げは、高齢者の暮らしを追い詰めるものになっていると考えます。これまで家族のため、地域のため、日本の発展のために尽力された高齢者の皆さんに手厚い支援をすることが必要と考えます。

以上、申し上げ反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

認定第4号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、本会計全体としての実質収支も219万7,000円のプラスであることから、引き続き健全な運営に努められるとともに、高齢化が進む中であっても高齢者の方々が安心して健康な暮らしを営んでいくことのできる大事な制度であります。

事業の取り組みにつきましても、健康保持増進事業の推進をはじめ、介護予防事業との連携を図り、誰もが健康で安心して暮らせる制度として、更なる向上を目指されることを願い、認定第4号につきましても、同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、認定第4号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第5号 令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、認定第5号「令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 認定第5号、令和2年度甲佐町水道事業会計決算書について説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。区分の款及び決算額のみ読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出、収入です。

第1款、事業収益、決算額1億6,840万1,728円です。

支出です。第1款、事業費、決算額1億5,474万7,985円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款、資本的収入、決算額2億872万378円です。

支出です。第1款、資本的支出、決算額2億2,218万3,745円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,346万3,367円は、当年度分消費税、資本的収支調整額1,346万3,367円で補填いたしております。

次のページをお願いいたします。

財務諸表、令和2年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。7ページの下から3行目に、当年度純利益を表示しております。当年度純利益は373万4,971円であり、前年度繰越利益剰余金9,786万554円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億159万5,525円となっております。その他の財務諸表の説明は、省略させていただきます。

令和3年9月10日提出、町長名です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑は、本決算全部について質疑を行います。何か質疑はありませんか。

本決算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

認定第5号、令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてでございますが、認定については、何ら異議なく賛成いたしますが、各会計の決算審査意見書の中でも監査委員のほうから有収率の減と、最後のほうには運営のことで「水道料金改定が通年で反映されたことにより、昨年度の純利益282万8,000円から373万5,000円となっていると、今後の運営については、水道料金改定により短期での経営安定は図られているが、人口減少等により、給水量の減少が予想され、中期的な経営の安定を図りたい」ということで述べられておりますので、そのあたりも十分今後の運営に検討していただいて、賛成の意見といたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号「令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号「令和2年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

○議長（宮川安明君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日11日及び12日は議案調査のため休会、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後4時15分

9月13日（月曜日）

令和3年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和3年9月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 9月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月13日 午後2時56分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 開議 9月13日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせの通り、一議員あたりの質問時間を概ね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、5番、森田精子議員の質問を許します。

5番、森田精子議員。

○5番（森田精子君） はい、5番です。改めましておはようございます。5番、森田でございます。

一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず1項目めの熊本甲佐総合運動公園周辺整備についてでございますが、現在までに、サッカー場、テニスコートと整備が終了し、両コートとも供用開始されております。

新型コロナウイルス感染症の影響で一時利用期間を中止したこともあり、入り込み客数も計画より現状では少なかったとお聞きしておりますが、ナイター利用も含め、土日ともなると、町内はもとより県内外からも来場され、かなりの賑わいを増してきているような状態です。

私の知人で鹿児島からサッカーの試合にたびたび来られている方々も、グラウンド状態がすごく良く、試合をしていて気持ちよくプレイできたと言っているというお話をお聞きしております。

そういう中で、震災からの創造的復興のシンボルとして早期完成を目指す町長の発言もあっており最終年度の、令和4年度完成を目指している状況であると思います。

現在、管理棟や野球場、また、今後ソフトボール場等の整備予定ですが、今、感染の収束はまだ見えておりませんが、新型コロナウイルス等の影響はなかったのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは、熊本総合運動公園整備工事における新型コロナウイルス等の工事への影響はあったのかというご質問についてお答えいたします。

現在、熊本甲佐総合運動公園の工事につきましては、先ほど議員の方からもありましたとおり、管理棟、野球場、ソフトボール場の工事を進めているところでございます。

受注者すべての業者の方々に新型コロナウイルス等の影響がないか調査をしたところ、資材の確保の面、人材確保の面で確認したところ、現在のところは工期に遅延が生じるような事象は起きておらず、コロナウイルスの影響はないことと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 現在のところ、資材確保の面や人材について影響はないということですが、それでは、整備事業について計画通りに現在進んでいるのかどうかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、熊本甲佐総合運動公園は、令和4年度の事業完了を目指し、工事を進めております。現在発注している工事としましては、野球エリア工事を令和3年12月の完成予定。ソフトボールエリア照明柱設置工事を令和4年1月完了予定。また、ソフトボールエリアの給水電気配管、照明設備工事が令和4年1月完成の予定。それと、ソフトボールエリアの本体工事の整備工事が令和4年3月完成予定としております。また、管理棟新築工事については、現在着手をして、令和4年2月完成予定で工事を進めております。

現在、供用を開始しておりますサッカー場、テニス場、それと令和3年度末には野球場、ソフトボール場が完成し、3年度末にはすべての施設が完成する予定でございます。

また、令和4年度には、ソフトボール場から上流側の区間において芝張り等の周辺整備を実施し、事業を完了する予定としております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今、課長から説明がありましたけれども、現在計画通りに令和4年度すべての事業完了を目指しているということで順調に進んでいると思います。

事業が完了すれば、総合運動公園活用方法についてスポーツ交流人口は増えてくると思いますが、町の活性化につながることを意識的に計画すべきではないかと考えます。

以前、2番甲斐議員も、団体で来られたときの合宿所の受け入れについて質問をされております。その当時町長は、キャンプ場を利用したところでの合宿などもできるかなという思いもあり、長期的な考えでは、できるならそういう施設が欲しいという考えを持ち合わせていると答弁されております。そういったつながりを含め、今後、この総合運動公園を合宿場などを含めて、町の活性化にどのようにつなげていくような考えができるのかをお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 団体利用の利用者の合宿所などの施設についてお答えしたいと思います。

森田議員おっしゃるとおり、団体利用者受け入れ体制作りは必要なことと考えております。

しかし、本町には団体が宿泊される施設がないために、現在は井戸江峡、交流拠点施設COMMON I DO E、また、川平キャンプ場を合宿所として利用する事は可能だと思っております。

ただ、合宿をして総合運動公園を利用される団体は、夏の長期休暇等の実施をされると想定されますので、キャンプ場の利用シーズンと重なり、実際の利用は厳しいものと考えております。

また、町で合宿所、または宿泊施設を整備していくのは、財政的にも厳しいものと考えますので、今、本町では空き家が多く見受けられることから、民間団体等との連携を図ることで、古民家や空き家など、合宿所として利活用できるのではないかと検討したいと考えております。

次に、総合運動公園の利用で増えていく交流人口の活性化にどのようにつなげていくのかをお答えいたします。

町には総合運動公園をはじめ、町の観光施設の代表的なやな場、昨年オープンしました、先ほど言いました井戸江交流拠点施設、また古民家交流拠点施設、旧西村邸、賑わいを見せている津志田自然河川公園も含めた施設と合わせて、本年秋に国の指定を受ける予定の陣之内城跡を含めたイベント等を計画することにより、本町、今は点としてある施設を面として、面的な取り組みとしてさらなる交流人口の増加を図っていきたいというふうに考えております。

そのためにも、民間等、民間団体等を始め多様な活動に取り組まれている方々と連携したイベント開催の取り組みについて検討していくべきと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今、課長の方からの説明では、町も交流人口の増加を図っていくために、点としてある施設を面的な取り組みとしてさらなる交流人口の増加を図っていききたいというふうにありました。

その中には、現在ある施設を生かしていくことや、空き家対策、空き家などを合宿施設として民間と連携を図り、利活用をすることは、交流人口の増加にもつながっていくのではないかと私も思います。

民間でできることは、民間のノウハウを生かした考え方もあると思いますが、長期的での合宿施設についてどのように取り組んでいくお考えなのか町長にお聞きします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ご指摘の長期的での合宿施設の考えということでお答えになりますけれども、よく旧学校施設、小学校の跡地とかそういったものを利活用されて合宿場等に提供されているというような、そういった情報はよく聞き及んでいるところであります。

本町においても、総合グラウンドの利活用の推進を図る上、様々なイベント、それから大きな大会を誘致しようとする場合、その重要性が高いのかなというものもあります。

熊本市内から車で約30分程度で、移動的にはそう市内方面から来るまでには不便も感じないような地理関係にありますかとは思っておりますけれども、合宿等の検討がそういった施設があれば一層交流人口の増にもつながりますし、また、地元への経済効果等にも期待できるかなという思いもあります。

その一方で、先ほど地域振興課長がお話をしました通り、大型のそういう合宿等を受け入れるためには、ビジネスホテル程度のそういった宿泊施設も望まれるわけなんですけれども、これを町の方で主導でやっていこうとすると、やっぱりかなり無理もありますし、場所等のような候補地、適地についての情報提供等はできるかと思っておりますけれども、現実には少し厳しい面もあるかなと。

したがって、その空間を埋めるためにも、グランピングの施設、これも課長お話のように、シーズンによってはダブって使用ができない面もありますけれども、ちょっと工夫ができないかなという思いもあります。

それと、古民家の利活用ということで地方創生のいろんな考え方にもそういったところが最近出てきているような気持ちもありますので、民間事業者あるいはその関係者の方々と、そういった思いを持っておられる場合には一緒になってそういう国のいろんな制度資金、制度事業等の研究をしながらですね、一緒に前に進めるということは、町としても充分可能だというふうに思っております。

ただあの、最初からそういった大型施設を誘致するにも、あきらめる必要はありませんので、長期的な目から見ると、陣内城跡の国指定も、文化財というようなことにもなりましたし、甲佐町に対する関心度の度合いが、今後はこれまで以上に高まってくる、そういう思いもありますので、時代の要請に合わせながら、町としても取り組んで、そういうタイミングをですね、逸することのないように、いろいろ情報を聞きながら、町としてもそういった宿泊施設の誘致については臨んでいきたいという考えを持ち合わせております。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） まああの、御船町ではですね、来年の7月には企業の方が、会議室やレストラン、温泉施設などの複合型のホテルがオープンするようなこともあると聞いております。

やはり町長が言われますように、タイミングをみながらですね、民間団体などと連携を図っていただき、また地域の特色を生かせるような空き家も利用するなど、地域活性化を図る宿泊施設を目標にですね、取り組んでいただければと思います。

次に、この総合運動公園の管理についてお尋ねします。この管理については、今後、指定管理者での管理方針でいきたいというふうに今までお聞きしておりますけれども、活力にあふれるまちづくりを目指すための管理棟の利活用について、井戸江峡キャンプ場のCOMMON IDOEのレストランや、旧西村資料館跡のv i t oとも大変賑わっているように、管理棟の一部をですね、町の観光や食をアピールするなどのカフェなどで貸し出しをする場としても利活用できないか、そういう考え方はできるのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、管理棟を利活用した町の観光と、食のアピールなどについてお答えをしたいと思います。

管理棟には研修等ができる会議室や、観光情報、飲食店情報、特産品等の照会ができるブースを設置する計画でやっていくところで、議員をおっしゃいますとおり、COMMON IDOEにあるカフェ、キャンプに来られる方はもとより昼食などに来られる方もおられると聞いておりますので、管理棟の一部を、飲食ができるカフェなどが併設できれば、総合運動公園の利用者と合わせて交流人口の増につながり、先ほども答弁しましたように、管理棟では、観光情報や飲食店情報、物産品の紹介をすることで、甲佐町の観光施設や地域資源、飲食店など回遊してもらい、甲佐の良さを知っていただき、移住定住にもつながればというふうに考えております。

ただ、運動公園の管理運営につきましては、現在、社会教育課でされておまして、今後は指定管理制度を導入されると聞いておりますので、社会教育課と合わせて指定管理者と管理棟の利活用やイベント実施について協議していくことになっているというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今、ただいま指定管理者制度導入のお話がありましたが、再度、指定管理者運用方針に変わらないのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 総合運動公園の管理運営についてお答えをいたします。現在はグランドゴルフ場、グリーンパル甲佐については指定管理者で運営をしておるところでございます。供用開始いたしましたサッカー場及びテニス場につきましては、社会教育課の方で管理をしておるところでございます。

先ほど、建設課長のほうからの答弁もありましたが、令和3年度末までに現在整備を進めております野球場、ソフトボール場、管理場が完成する予定となっておりますので、令

和4年度4月からの供用の計画をしておるところでございます。それに合わせまして、令和4年度から総合運動公園の具体的な管理運営が必要となりますので、指定管理者制度によって管理運営を行うこととしております。

現在につきましては、指定管理者の選定にあたる準備のほうを進めているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 指定管理者のメリットとして、現在グリーンパル甲佐の管理でも、経費の削減、また職員の負担軽減にもつながっておりますし、民間事業者の活力やノウハウを活用することで経費の削減はもとより質の高いサービスの提供が期待できますので、利用者のニーズに対応したサービスの提供ができるように準備を進めていただき、効果的かつ効率的な施設の管理運営ができるよう準備を進めていただきたいというふうに思っています。

次に、総合運動公園周辺整備についての最後の質問になりますが、現在、管理棟裏に整備予定の船津地区防災ステーションについてお尋ねをいたします。

6月の部落文書回覧などで、「船津地区の皆さんへ」ということで整備に関するお知らせがっております。当時は国の方で説明会を開催される準備をされていましたが、新型コロナウイルス感染が落ち着いた段階で地元説明会などの開催を考えていると、理解と協力をお願いしますというような内容でございました。

今後、国の方で説明会が開催されると思うんですけども、現在予定をされている整備概要について、どういった計画になっているのかわかればお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、現在計画をされております防災ステーション整備事業についての概要を説明したいと思います。

緑川では、平成19年7月船津地区の洪水や、平成28年6月洪水で、甲佐町でも家屋等の浸水被害が発生しております。また、熊本県を中心に九州地方を襲った令和2年7月豪雨災害など、近年各地で発生している豪雨災害を受け、これまで国と町が連携し、地域の防災力向上につながる拠点整備を目指してきていたところでございます。

令和3年3月に緑川本線で初めてとなる船津地区河川防災ステーション整備計画が登録されました。これにより、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う拠点となる河川防災ステーションの整備を国土交通省と連携し進めているところでございます。

主な整備内容といたしましては、国と町で役割を分担しておりまして、国土交通省のほうで、盛土、造成、根固めブロック等の緊急復旧資材を備蓄、駐車場整備、ヘリポートなどの整備を行い、甲佐町の方が、水防センターの整備を実施することとしております。水防センターは、熊本甲佐運動公園管理棟と兼用する計画としております。新築はせずに、二つの役割を担う施設として考えております。

水防センターは、町が水防活動の拠点として、現場指令室や水防団待機の場所として機能を有する施設、それと水防ステーションと合わせて整備することが効果的であり、水防

活動を円滑に行うために設置するものであります。

また、水防センターを作ることにより、総合運動公園ではスポーツ等のイベントが開催される時には、臨時的な駐車場が必要ともなります。イベント時に不足する駐車場の不足分を寄与するものだと、対応していくものだと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 防災ステーションの整備事業の目的や整備概念については、国と町とで役割を分担していくということで今の説明で分かりましたけれども、先ほど申しましたが、地域には文書の回覧で周知があっているところですが、以前もありましたけれども、いろんな憶測が出たり、とても不安がっておられる地域住民の方々も多くいらっしゃいますので、今後、地元説明会を含め、町として防災ステーションをどういうふうに考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは地元説明会をどのように考えているのかということにつきましては、先ほど森田議員のほうからもコロナ感染対策のため現在状況を見守っているということでしたけれども、感染拡大防止の観点からですね、県内における感染状況が落ち着いた段階で地元説明会を開催するという考えに変わりはございません。これにつきましては、現在、国土交通省のほうともいつやるかをですね、現在協議中でございますので、落ち着いた段階に早く行いたいと思っております。

それと、船津地区防災ステーションの整備事業に対して町はどう考えるかということにつきましては、早期に事業がですね、完了するよう国と協力をして行っていきたいと思っております。

町では、これまで国に対して緑川河川整備促進の一つとして、防災ステーションの整備の要望を続けております。地域の防災力向上につながる拠点整備が、今回の整備が決定したということで可能になったというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 防災ステーションの整備につきましては、今の説明で地域の防災力向上につながる拠点の整備が可能となるということで理解もできました。その盛土整備に伴い、隣接する住宅地の内水被害が一番心配されていることを町はどういうふうに考えておられるのかお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今回防災ステーション整備に伴い、隣接される住宅地の方々についてもですね、この内水、盛土をされることにより内水被害に対しての心配もかなりされていると思います。排水対策についてもですね、いろいろと考えがなされて計画をされておりますので、地元説明会でもその折にですね、そのようなご理解をいただけるような説明をしていきたいと考えております。

具体的な排水路の整備といたしましては、防災ステーション内に流入する山側からの山水ですね、山水に対しては、山側に新たに側溝を設け、緑川に排出をし、そしてまた防災

ステーション敷地内の排水につきましてはですね、敷地内の外側に緑川のほうに勾配をつけまして、これも緑川の方へ排出する計画としております。

それと、盛土をすることによって、盛土と民地側に法面ができますけれども、その法面の下の里道の部分にはですね、の境界には、浸透側溝というのと浸透枡を設置しましてですね、地下へ浸透させながら流末の方へ流すというふうなことを考えておられます。それと、流れきれない水につきましては、緑川へポンプにて排水を行う予定としております。

このようなことをすることによってですね、排水機能は向上して、浸水被害もいくらかは軽減されるものと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 地域住民の内水被害についてはですね、これまでの状況から充分理解されてからの計画だとは思いますが。白川、緑川水源流域治水プロジェクトの取りまとめでは、氾濫できるだけ防ぐ、減らすための対策内容として、馬門川と県道今吉野甲佐線の交差点付近は、馬門側の断面不足と周辺地盤が低いことから、浸水被害が発生する。河川の流下断面確保し、ポンプ排水、遊水池整備検討を含め、内水対策を検討と記載されておりますけれども、現在その馬門川谷地区星の川団地周辺、また国の盛土計画を含め、調査の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは船津地区馬門川の浸水対策の調査について、現在調査を行っていることについてご説明申し上げます。

こちらは国土強靱化5ヵ年計画による緊急自然災害防止対策事業債を利用して、船津地区馬門川の内水対策整備メニューの検討を行っております。令和3年度9月より業務に着手をしております。令和3年9月現在は、稼働の状況を把握するための測量を実施しております。状況の把握後、内水被害の対策案を検討し、今年度中には対策の方法を編成していきたいというふうに考えております。

周辺の内水対策については、今回国で整備をされる防災ステーションの排水計画を、町で調査をして内水対策を合わせて行うことで、浸水被害のですね、軽減を図られていくように考えていきたいと思っております。

それと、船津地区河川防災ステーションの進捗状況はということですが、令和3年度より用地調査、用地協議、保証人着手をされております。用地協議の進捗にはよりませんが、国のほうでは最初に山側の山水の処理として、排水路整備から着手をしたいというふうな予定でおられます。それと、令和5年度をめどに防災ステーションの基盤整備、備蓄資材整備を全て完了される予定となっておりますけれども、こちらも用地の協議の進捗状況によって変わってくるものかと思われまいます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） ただいまの課長の説明で、用地の進捗状況で変わるということでしたけれども、今現在ですね、一部分で家屋の撤去や竹林の伐採をされております。で、その一部分を切っただけでもですね、すごく環境的に良くて、私もああ早く整備ができた

いかなというふうには思っているんですけども、令和5年度をめどに整備の完了予定というのですが、近年では人吉市の球磨川の氾濫をはじめ、大規模な浸水被害や土砂災害により多くの人々が家屋までなくしてしまうというような悲惨な被害が発生しております。

先月、美里町と甲佐町で防災対策強化の郡を越えた連携を深めるために、持続的な発展や防災対策の強化に向けて包括連携協定も結ばれております。このことから船津地区河川防災ステーションの利活用として防災訓練や防災学習、また避難所としても広く活用ができることは、自助共助公助につながることに思われますので、国に対して引き続き住民の意見を反映した協議をしていただき、緑川流域のモデルとなる防災ステーションとなることを期待して次の質問に入ります。

2項目めの交通弱者対策についてお尋ねをいたします。まず、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、ワクチン接種までの迅速な対応と丁寧な対応により、高齢者接種率が8月15日現在で92.6%と他町に比べ早く接種できていることは、安心安全面からも大変評価できることだと思います。

この新型コロナウイルスワクチン接種時のタクシー利用について、実施要綱に基づいて対象者の希望をとられたと思いますが、この事業を実施すると決められたことのいきさつについて、どういう課題があってタクシー利用補助を行うことになったのかをお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進議長（福島明広君） 新型コロナウイルスワクチン接種時のタクシー利用に対する補助事業取り組みは、どういう課題があって実施することになったのかというご質問についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種を希望される方の中には、自宅から接種会場まで自力での移動が困難な方や、運転免許を持っておられない方、また返納された方、また公共交通機関の利用や家族などの協力が難しい方などがいらっしゃると思います。

そういった方々にも早めにワクチンを接種していただき、より安全、安心かつ確実な接種を促したいという課題がございまして、指令を目的に実施することにいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、利用が減少していると思われる地元タクシーの利用促進にもつながるという思いもあり、新型コロナワクチン接種タクシー利用料金の支援事業の取り組みを行っているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） やはり自力での移動が困難な方というのは、接種会場までの不安は確かにあったと思います。この支援があって感謝しておられる方々も数多くいらっしゃると思います。ワクチン接種時のタクシー利用補助を実施することを、対象者の方々にはただいまの説明だとチラシ配布も行ってたということで、電話でワクチン接種申し込みの段階で送迎者が要るのかなど聞かれたと思います。ワクチン接種申し込みの段階できちんと説明が行われたのか、どういう受付であったかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進議長（福島明広君） ワクチン接種申し込みの段階できちんと説明をしたのかというご質問にお答えいたします。

65歳以上の方へのワクチン接種券を送付する際に、甲佐町新型コロナウイルスワクチン接種についてのチラシを同封しております。チラシにはワクチンの効果や副反応、申し込み受付期間、接種会場などの内容と合わせまして、送迎についての通知をしているところです。

その中に接種を希望される方で条件に該当される場合には送迎を行います。接種申し込みの際にはご相談くださいということをお記しておきまして、利用の条件は運転免許を所持していない、または返納し、公共交通機関の利用や家族などの協力が難しい方、という内容になっております。

このようにワクチンコールセンターへの接種申し込みの受付の時に、会場までの送迎が必要か不要かということをお尋ねし、送迎を希望された際には、希望の理由をお聞きした上で送迎の手続きの対応を行っているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） タクシー利用についてはですね、チラシや電話での受付の際に説明を行い、送迎の希望者には理由を尋ね対応しているとのことですが、数人の高齢者の方々から、タクシーの利用ができることがわからなかったのも、離れて暮らす親族に送ってもらうようお願いした。また、全く知らなかったなどともお聞きしております。

資料によりますと、利用回数も8月時点で556回と利用者も多くいらっしゃいますし、また、地元タクシーの利活用促進にもつながっていくとは思いますが、今後もわかりやすい丁寧な説明を引き続き行っていただき、住民の安心安全な生活を守るよう、支援していただきたいというふうに思います。

次に、地域コミュニティ復興に向けた基礎調査業務の分析及び検討はされたのかについてお聞きします。

ただ今の新型コロナウイルスワクチン接種タクシーを利用され、接種を受けられた方々も、関連する交通弱者対策につきましては、一般質問や予算審議でこれまでに私のほかに4名の議員が質問をされております。

昨年の6月議会で、地域コミュニティの復興に向けた基礎調査業務報告書をもとに質問を私もしており、繰り返しの質問になることもあると思います。現在、福祉課のほうでは障害者に対する移動支援事業が実施されております。屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援で、地域の特性及び当該障害者などの利用の状況に応じた、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出などの移動支援となっております。

交通弱者対策は、障害者及び高齢者などの交通弱者が、目的地まで移動する際の可動性の確保が町でも重要な問題となってきていると私も感じております。

地域コミュニティ復興に向けた基礎調査業務の分析及び検討は、ある程度の分析は終

了し、検討の段階に入っていきたいと昨年の6月議会で答弁がっておりますが、その後、課題や課題の改善、解決に向けた対応策の検討はされたのかお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 地域コミュニティ復興に向けた基礎調査業務の分析及び検討されたかということでお答えしたいと思います。

令和元年度に実施しました甲佐町地域コミュニティの復興に向けた基礎調査、これに関しまして、これまで内容の分析等を行いながら、町全体として高齢者の7割の方がこの地域公共交通を利用されていないこと、またバス停までのアクセスが不便な地域があること、全体的に地域公共交通の利用頻度が、依存度が低いというような結果が得られています。

また、最寄りのバス停まで300メートル圏域で57%、500メートル圏域で84%がカバーしている状況にもあります。

調査アンケートの結果、課題といたしましては、一部の地域で交通空白地が発生していること、また地形的な制約でバス停までのアクセスが不便、また公共交通の利用者減少と財政負担の増加、そういったものが挙げられているところです。

また、町営バスの利用状況につきまして、現在、曜日ごとの利用状況、また便ごとの利用状況、それと利用区間の調査など、そういったものの調査分析を行っているところです。

今年7月の運行実績といたしまして、全便数が496便ございますけれども、そのうち320便が乗客が0人ということで空運行ということになります。率として64.3%となっている状況でございます。また、利用される便が固定化しているような状況も見られているところです。

まずそれで、往復の利用ではなく、片道での利用も多くなっていることということもわかっております。

利用者の実態調査として聞き取り調査も現在行っているところであります。課題の改善、また対応策につきましては、町営バス路線の見直し、運行時間帯を含む体系の再編、また車両の小型化、デマンド方式の採用、過疎地域有償輸送というような事業もございまして、そういったものの導入など、先に導入された自治体や陸運支局等にも出向きまして、方策を現在検討しているところでございます。

また、免許証を返納者に対する支援についても検討を行っている状況であります。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 現在、高齢者ドライバーの交通事故が各地で増加傾向にあるわけなんですけれども、その主な要因、原因は、判断力の低下や注意力の低下などが指摘されておりますけれども、田舎暮らしは簡単に運転免許返納といっても難しいのが現実にあります。

高齢者にとって足は移動手段の一つで、特に交通の不便な宮内校区や龍野校区、乙女校区の一部の地域では、必要不可欠なものであると思います。

ワクチン接種のタクシーの利用状況によりますと、宮内校区が12件、甲佐校区が65件、龍野校区が51件、乙女校区が62件、白旗校区が63件と全校区の方々々がタクシー券を利用され、甲佐校区でも65件と、今後また利用者は増えていくのではないかというふうに思います。

やはり、このことから運転免許を持たない高齢者や障害のある方など、交通弱者に対する交通手段の確保が早急な課題でもあるのではないかと私は思います。

そこで、町営バスの維持運行を含め、町長の政策目標でもあります運転免許証返納者等に関する交通手段への支援検討は、町民の生活の安全安心や向上への効果にもつながっていくものと考えますので、今後、交通弱者に対する交通手段をどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、交通弱者に対する交通手段をどのように考えているのかというところでお答えいたします。

交通空白地域や免許返納者など、高齢者また交通弱者にとっては地域公共交通は必要不可欠な交通手段だと思っております。

本町には路線バスが2社、それとタクシーが2社、また町営バスなど公共交通機関が運行されているところですが、町営バスを含む路線バスは利用者が年々減少しております。免許返納者につきましても、年間に約30名の方が運転に不安があるというような理由で返納されているような状況にもあります。

高齢者が免許の自主返納をした場合、問題となるのは返納者の方々の移動手段になります。それまで自動車を移動手段として利用してこられた方々が急に運転ができなくなるということになりますと外出、買い物等が思うようにできなくなり、代わりの移動手段となるのはこの公共交通機関ということになります。

少子高齢化によって若い人の利用が減りつつあり、今後もこの公共交通機関につきましては厳しい状況が続くものと思われまます。

免許証の自主返納した高齢者に対しまして、公共交通機関の割引、また無料化などこういう支援制度を導入している自治体も、県内では今現在では26の自治体で実施されております。

移動手段を家族や知り合いに頼れない方々など交通弱者への支援につきましては、必要なものだというふうには認識しているところです。効果的、効率的で持続可能な地域公共交通手段の構築を現在検討しているところであります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ私のほうからも答弁したいと思います。先ほどから企画課長が答弁申し上げておりますとおり、地域公共交通、つまりは甲佐町の場合は町営バスの運行状況ですけれども、もう議員もご存知のとおり、やっぱり様々な課題と問題があるかというふうに思っております。そういったいろんな問題等を整理しながら、今後この地域公共交通のあり方を考えていくということになりますので、まあ様々な議論を出しな

がら、その方向性を探っているような状況であります。車両の小型化でありますとか、デマンド方式でありますとか、その他いろんな方法が考えられますので、そういった方針がある程度できた段階で今後のその交通弱者の支援をどうするかということ併せて考えていったほうが、より現実的な対応になろうというふうに考えております。

そういう中で、やはり免許証自主返納された方、特に困られるというのはやっぱり買い物をするときに非常に不便があるんじゃないかというふうに思っております。

前期の政策目標の中に「買物難民」という言葉はいかんよというようなご指摘をいただきましたので、「買物弱者」という言葉を使わせていただきますけれども、そういった方々に対する支援として、移動販売を考えてみたいという思いをずっと持っております。町内のいろんな関係者の方々にも担当課を通じてお願いした経緯もありますけれども、なかなか実現をしてこなかったということです。

そういう中で、彩甲さん、ショッピングセンター彩甲の後の事業を継承されたマルエイさんのほうとですね、いろいろ話をしながら、非常に前向きなお考えをいただきましたので、担当課のほうもいろいろ頑張って折衝してもらって、地方創生のそのメニューの中にもそういった項目も使っていいよというようなことでありましたので、その辺の内容の整理をした上で議員の皆さん方にも予算を提案しながら承認していただいた経緯がありました。

で、この移動販売については、広報こうさの中でも触れておりますけれども、非常に町民の方々が喜ばれている、そういう感触も得ておりますので、これはぜひ継続してやっていただければとですね、これからもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

総括的な話についてはですね、先ほど申し上げたとおり、方針がある程度定まった段階で進めていくということになろうかと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 交通弱者に対する課題の解決に向けた問題は、自治体単独だけで全てを満たすということには限度があると思っております。しかし、現場の問題点である住民の目的を満たす移動手段の必要性という課題は、早急に着手する必要があると考えます。

先ほど町長の説明にもありましたけれども、広報こうさ9月号には、交通弱者問題から買物弱者問題の課題もあり、移動販売が6月から実施をされていることを記事にされており、その題目にあったんですけども、「届いたのは買い物ができる小さな幸せ」というお題目がありました。これを読んだときに、私もすごく心温まるものを感じました。

地域コミュニティの再生や見守り活動にも期待されているというのは、現実には地域の方々からも、すごく助かっている、普通に会わない人たちとも会えて、また、買い物もできておしゃべりもできると、先ほど町長のほうも言われておりましたけれども、地域の方々も本当に喜ばれておられます。

しかし、やはりこの交通弱者問題は、安心安全なまちづくりの観点からも、早急に町のほうで方針が定まりますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで5番、森田精子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。10分間の休憩を取りたいと思いますので、11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹でございます。今回は次の3点についてお尋ねをさせていただきます。

1点目は生理の貧困問題について。2点目はコロナ対策について。3点目は船津地区の防災、河川防災ステーションについてお尋ねをいたします。

1点目の生理の貧困についてですけれども、長引くコロナ禍の中、経済的理由で生理用品が買えない、生理の貧困が社会的な問題になっております。

発端は、学生らの団体がSNSなどを通じて調査した5人に1人が、経済的理由で生理用品の入手に苦労したことがあるという結果でした。この問題は、テレビや新聞などでも報道され、大きな衝撃を与えました。こうした反響が国や自治体に対策を迫る声となり、学校のトイレへの配備など、その取り組みが全国的に広がっております。全国の取り組みなどの状況について、町として把握しておられましたら説明をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただ今の質問については、現段階で熊本県のもので、状況が把握してありますのでお答えいたします。

現調査段階では、熊本市、宇城市、宇土市、合志市、菊池市、長洲町、南阿蘇村など7つの市町村で実施されているというふうにお聞きしております。配備につきましてはですね、予算化しているものではなくて、いずれも防災備蓄していた物資を、それぞれの庁舎や保健センター、また学校などに配分されているというふうな状況でございます。

その中で、南阿蘇村につきましてはですね、企業、団体のほうからですね、寄付があったということがございますけれども、それもその企業、団体がですね、防災備蓄していた物資を寄付されたということをお聞きしております。

なお、防災備蓄の物資でございますので、大半は期間を限定してあったり、物資がなくなり次第終了するというようなことをお聞きしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 県内の様子はよくわかりました。全体、全県のもので、全国的なあれはありませんでしたけれども、数字的なものはですね、説明がありませんでしたけれども、政府のほうで調べた結果が報道されておりましたけれども、先ほど出ておりま

したけれども、5月19日現在です、全国で255団体、7月20日の段階では590、581団体というふうに、倍以上に広がっているわけですが、県内の取り組みは、今課長からご説明がありましたけれども、これは予算化したものを、またそうした災害のですね、時の生理用品を配布するというような取り組みについてはですね、様々でございます。

ご存知のように、新型コロナウイルスの感染拡大で、雇用の悪化は特に非正規で働く多くの女性に影響を与えています。またアルバイトができず困窮する学生など、女性や若者の貧困が深刻さを増して、自殺率の増加など大きな社会問題となっているところでございます。

こうした状況の中、政府の男女共同参画会議は、6月1日、経済的理由で生理用品が買えないという生理の貧困の顕在化は、女性や子どもの健康と尊厳に関わる重要課題として位置づけ、生理の貧困への支援を盛り込んだ男女共同参画会議の重点方針2021を決定をしたところでございます。

その中では、生理の貧困の背景にある事情に丁寧に向き合い、きめ細かく寄り添った相談や支援を充実させるよう、地方公共団体には促すとしております。

また、自治体が行う生理用品の提供の財政支援として、地域女性活躍推進交付金を、また小中学校への生理用品の配布については、地域子どもの未来交付金の活用を求めているところです。

熊日報道では、愛知県東郷町では子ども議会で学校のトイレに生理用品を常備してほしいという女子児童が訴え、町長は「気づかなかった視点だった。子どもの体が清潔で健康であることを第一だと考えれば、手を打つべきだったと感じた」として、トイレに生理用品を置き始めたと報道されておりました。

今回の件では、すでに家庭の経済的な事情で生理用品の交換を控えたり、ティッシュで代用したり、またネグレクトや母子家庭で言いにくいといった様々な事情を子どもたちが抱えている問題も浮き彫りとなっております。ぜひ甲佐町でも、甲佐町の子どもたちが等しく健康で衛生的な生活を保障するために、まずは小中学校へのですね、生理用品の配備を予算を組んでしっかりとですね、配備をしていただきたいというふうに思いますけれども、町の見解をお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ご質問の内容は、貧困問題等の対策としての恒久的な生理用品の配備ということだろうと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、現在はですね、市町村で参加して行っているところはないというふうに認識しておりますけれども、本町ではですね、トイレに配備という形ではございませんけれども、以前からですね、小中学校の保健室には、生理用品については常時恒久的に配備している状況でございます。

またですね、今年度につきましても、町民の方から甲佐中学校へ寄付がございました。その使途としてはですね、衛生用品と配布してございます。内訳としましては、全女子生

徒に生理用品を1パック、それと合わせまして、男女全生徒にマスクの1箱、それと歯ブラシ1本の配布を行っているところでございます。すべて衛生用品に充ててというようなことでございます。

それと、郡内ではですね、益城町が期間を限定して試験的に取り組みを考えているというふうなこともお聞きしております。2カ月間の限定じゃないかというふうなことでございますけれども、検討しているというところでございます。それと、山都町でもですね、これから検討していきたいというふうな話をお聞きしております。

本町におきましても、他町の取り組みを見ながらですね、関係者の中で充分検証、それと協議を行っていききたいというふうなことを考えているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） このことについては、私のほうからもですね、少し考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

現在、学校教育課長からもお答えしましたように、甲佐町内の中学校においては、保健室に生理用品を配布して、保健室で必要な児童生徒に提供をして、これは現在、どこも似たようなことを行っていると思います。

コロナ禍の中で、生理の貧困というこの言葉をよく最近は目にする機会が増えてきております。特に、大学生などがコロナ禍の中でアルバイトができずに、生活費に困窮して生理用品が手に、入手に苦労したことがあるというふうな一定の調査結果もあるようでございます。

児童生徒への経済的な困窮、援助といたしましては、就学援助制度として要保護、準要保護の保護者に対し、経済的援助を行っておりますけれども、生理の貧困、この問題は家庭の経済的な問題だけではないように考えております。思春期の子どもたちにとって、不安とか悩みは多くあります。特に生理や性の悩みを相談できずに、一人で悩んでいる子ども多いというふうに思います。各校に配置をされております養護教諭、養護教諭の先生がそのような子供たちの良き理解者であり相談相手となっており、またそうあるべきだと考えております。

保健室で生理用品を提供する際に、困りごとや悩みごとはないか、子どもたちの心に寄り添っていく、そういうことがとても大事だというふうに思います。今後とも町内外の養護教諭で組織しております養護教諭の研究部会と教育委員会が連携をいたしまして、児童生徒、とりわけ女子児童生徒の性や生理の悩み、困りごとにどう寄り添っていくか研究を深め、個別のニーズの把握に努めるとともに、子ども一人ひとりの奥底にある課題に最善の対応ができるよう取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今教育長から答弁がありましたように、やっぱり子供の一人ひとりがですね、抱えている問題が今回の問題でですね、浮き彫りに可視化されたといいますか、そういった状況だろうというふうに思います。

そしてまた、少し、そういった点では答弁では私の方が申し上げたい視点とはですね、

少し違っているかなというふうに思います。保健室に置いてあったとしてもですね、何十人と子どもたちがですね、そういうふうに毎日そこにいただきに来るというわけではありませんので、たまたまいろんな事情があった場合に、保健室にもらいに行くというなんだろうというふうに思いますけども、保健室のそうした取り組みというのはですね、教育長が言われた取り組みと合わせてですね、非常に大事だというふうに思うんですけども、ある所ではですね、いや、ある所というか、このトイレトペーパーと同じようにですね、私はこの生理用品をですね、トイレに配備をしてほしいというのがですね、一番の願いなんですね。やっぱり誰に気兼ねなくですね、やっぱり保健室に行くと言ってですね、いろんな気兼ねがありますし、行かなければいけないという場合もあると思うんですけども、そういった点でやっぱりその臨時的なものではなくて、きちんとですね、やっぱりそういったいろんな事情を抱える子どもたちにも配慮をしたそういったですね、普通にトイレトペーパーと同じように配備をしてほしいというのが私のお願いであり、東郷町長の思いと決断のようにですね、甲佐町もこうした立場に立ってですね、実施をしていただきたいというふうに思っております。

次に、コロナ対策について尋ねをしたいというふうに思います。現在、全国的にも新型コロナウイルスの爆発的感染拡大から減少傾向にありますけれども、依然として医療の逼迫状況は深刻な状況です。が続いております。

第5波では、感染力の非常に強いデルタ株が主流になり、感染しにくいと言われた子どもへの感染拡大が急増いたしました。2学期の始まりを受けて、子どもの感染拡大が非常に懸念されているわけですが、これまで全国的にも小中学校の学習塾や保育園、学童保育等でのクラスターが発生し、熊本市内などでは、分散登校や時差登校、オンライン授業などコロナ禍の中で子どもたちの学びや生活が大きく変わり、子どもたちの心身に大きな影響与えているのではないかとこのように思います。

これは児童のみならず教職員の皆さんや保護者の皆さんも同じだということに思いますけれども、そこでお尋ねしますけども、今の県内でのですね、感染状況と、特に子どもたちのですね、感染状況についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、県内と町内の感染状況ということでお答えいたします。9月5日時点ではございますけれども、県内における発生、感染者の発生状況、感染者数におきましては、13,233人と発表されております。町内におきましても、年の初めのクラスターの収束後、落ち着いてきたところでございますけれども、5月の連休あたりからまた感染者の発生がふたたび出始め、これまでに93名ということで、本町にも報告されております。

子どもの感染状況ということでございますけれども、まず10代未満におきましては、町内は1人、県内におきましては921人、10代におきましては、町内が3人、県内が1734人、20代が町内が18人、県内において3294人という状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10歳以下もそうですけれども、10代、20代とですね、若い人たちの感染がですね、非常に問題となっているわけですけれども、9月4日の熊日報道では、4月から8月までの県内の公立学校の児童生徒と教職員ということで、内訳わかりませんがけれども、コロナに感染したのは505人で、昨年1年間の107人から5倍になり、第5波が襲った8月1カ月で、ひと月ですとね、345人と報じております

こうした中で、学校や保育園など十分な感染対策が行われているというふうに思いますが、その点町はどのように把握されているのかですね、そしてまた、学校ごとでの感染対策の課題等ありましたらよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校における感染予防の対策ということでございますけれども、これにつきましては、児童生徒のマスク着用や、石鹸での手洗い、これはもうもちろんのことでございますけれども、アルコール消毒等についてもですね、各教室ほか特別教室、理科室とか音楽室、美術室などについてもですね、行っております。

また共用部、トイレや更衣室、多目的室、エレベーターなど、こういった部分についてもですね、徹底して行っているような状況でございます。

また、換気対策につきましても、授業中はですね、窓は大体6から8カ所ぐらいですね、20センチ程度開けまして、授業を行っているところでございます。休み時間については、全開をいたしまして、十分な換気を行うなど、各学校でのですね、感染予防マニュアルというのを作成しまして、細心の注意を図りながら、感染予防対策を行っているところでございます。

また、一部の学校ではですね、定員上限に近い学級がありますが、そのような学級はですね、ホールなどの広い部屋に一時的に教室を移して授業を行うなどの対策を行っております。そのほかにもですね、健康観察しまして、登校前に担任の先生がですね、中学校においては事前にタブレットを持って帰っているタブレットについて、検温をした自分の体温ですね、入力して学校に送信しているというようなことで、十分な体調確認も行っているということと、給食を食べる時であったりとか、下校時、そういった時ですね、十分にアルコール消毒を行っているというようなことでございます。様々な工夫をしながら、感染予防対策を実施しているというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 感染対策についてはですね、皆さんの努力で万全を期しておられることがわかりました。今後ですね、換気などについてはですね、冬に向けての課題っていうのもですね、今後出てくるだろうと、違う場面がですね、出てくるだろうというふうに思いますが、子どもの感染を防ぐ上で、子どもの感染そのものがですね、家庭内での感染が圧倒的と言われているわけですが、そういった点でですね、子どものですね、感染対策についてお伺いしますが、保護者や教職員、保育士などがですね、ワクチン接種がですね、どういったふうになっているのかですね、現在のですね、接種状況について、そしてワクチンが足りない、様々なですね、国は11月まではですね、ワクチ

ン、国民の8割が接種できるようにしていくというような方針を打ち出しているようですが、今後の、現在のですね、踏まえて、今後の見通しなどについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 町内における新型コロナワクチンの接種の状況ということでご説明したいと思います。新型コロナワクチンの接種につきましては、接種可能な12歳以上の全ての対象者に予約受付を順調に進んでいる状況ということですが、一応8月31日時点での接種状況についてお答えいたします。

一応、65歳以上の接種率におきましては93.3%ということで、13歳から64歳までの接種率は59.7%、そのうちの13歳から15歳、いわゆる中学生の接種率におきましては54.2%という現状です。

12歳の接種対象者につきましては、8月までに満12歳を迎えられた42名に対しまして、9月からの摂取を案内したところ、19名の予約受付を行っているところです。以上になります。

井芹議員。

接種状況についてはですね、ただ今答弁していただいたように、半数近くということで、しっかりとですね、進められているということなんですけれども、今後の見通しですね、それについてはどういうふうになっているのかですね、考えておられるのか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 申し訳ありません、一応、今後のスケジュールということでございますけれども、この後の全員協議会のところでご説明をしたいと思っておりますけれども、一応ですね、今後につきましては、8月の中旬におきまして、全対象者、いわゆる12歳以上のワクチン接種全対象者に対しまして、最終的な接種希望、意向調査を行ったところです。それにおきまして、希望、接種を希望するというふうにおっしゃった方に対して、ワクチンの、ワクチン受付を行っております。で、9月の6日から最終的な一旦終了する見込みとして、受付を行っております、10月の10日までに2回目の接種が終了するという見込みです。その後ももちろん2回目の接種ができなかった方などの、あと新規の方などの受付は順次行っていく予定ではありますけれども、10月10日をもって一旦の終了というふうにご考慮しております。個別接種、町内医療機関における個別接種と集団接種で行いたいというふうにご考慮しております。一応以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、ワクチン接種を希望される方についてはですね、ぜひともそれが十分にですね、できますように、町としてはですね、取り組みをぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、検査の拡充についてですね、お尋ねしておきたいというふうに思いますが、これは子どもの感染拡大と早期発見のためにですね、全国の学校や幼稚園などの教職員を

対象に、80万回分の検査キットを配布するとしていますが、数からしてですね、十分な検査数ではないというふうに思うんですけども、各自治体の配備はですね、どのようになっているのかですね、どんな時にキットを使うようになるのかですね、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 検査キットについてのご質問ですけども、保育園に関して、保育園に対しての抗原簡易検査キットについての資料がありますので、こちらについてお答えいたします。

施設での感染拡大防止や、感染の疑いがある人を早期発見するために、抗原簡易検査キットを配布するというところで、現在、県から国へ要望されているところです。保育園及び放課後児童クラブの一クラブ当たり、職員分として大体10個ずつ要望をされているのですが、国の在庫数等により、調整して、10個来るかもしれませんが、国の在庫数等により調整して今後配布される見込みであるとの情報をいただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国の、文科省のですね、80万回分の抗原検査キットの配布については、これはまだ見通しとかそういうのはまだわからないですね。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） これはあくまでもですね、教職員が疑わしいという場合ということですね、もうすでに学校にキットは届いて配布をしております。ただ、教職員用ではございますけども、場合によっては、児童生徒に使用することもできるということで、ただ、本人が綿棒を鼻に突っ込んで5回ぐるぐるとしながらですね、検体を取る。そこに教職員が付き添うというようなことになってまして、なかなか実施は難しいという思いはありますけれども、届いております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 子どもがですね、感染対策としてもですね、教職員等のですね、検査っていうのはですね、定期的な検査っていうのは必要なんだろうというふうに思います。そういった点で、学校には配布をされているということですけども、その数もですね、ちょっとあれですけども、まああの、不十分だろうと思うんですけども、どういう検査をするかという体制にもよりますけれども、定期的に検査をするにはですね、至らない数字だろうと思いますけれども、まあ学校だけではなくてですね、保育園については今答弁がありました。今要望をしてるということですけども、この抗原検査キット、保育園とかですね、介護施設、学校にはですね、加えてですね、公共施設等へのですね、配備を拡大して、検査体制のですね、拡充をですね、ぜひ求めたいというふうに思いますけども、この点について、町のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから健康推進課長が申し上げているとおり、PCR検査

とか抗原検査、これはその時点での感染の有無を調べるやつです。ですから、そういうことじゃなくて、国も言っておられるように、ワクチンの接種率を上げることのほうが、対策としてその効果は大きいというふうに私も考えておりますので、先ほども課長述べましたとおり、10月10日の一応の終結に向けて頑張っていきたいと思っております。

なお、10日以降に接種の希望者があらわれる場合にも、一応その想定できる人数分の枠は、ワクチンの数はですね、ありますので、あとは個別、それぞれの医療機関の個別接種のような形にはなりますけれども、そういったところの啓発もやっていくということで対応したいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 感染対策としてワクチン接種がですね、重要なあれをしてるわけですが、しかし、感染をですね、防ぐと、抑止をするという点ではですね、この検査っていうのはですね、これはもう欠くことができないというふうに思うんです。感染者をですね、早期に発見して、感染伝播の鎖を断つ上でもですね、これは検査の拡充というのがですね、必要不可欠なことだというふうに、合わせてですね、ワクチン接種と合わせてですね、必要なことだというふうに思います。

何人もですね、コロナ禍で発見されて、それを対策が取られるわけですので、その点はですね、やっぱり両方並行してやるべきだというふうに思います。ぜひこの点でのですね、検討ですね、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、今大変な問題になっておりますのが、自宅療養者の増加の問題です。感染者が増加、急増する中で、菅首相が8月2日、重症者と重症リスクの高い人以外はですね、原則自宅療養という方針を打ち出しました。入院したくてもできない感染者が、自宅で療養中、病状が急変をして亡くなるという、事例が、報道がですね、相次いでおります。国はこの方針を撤回して、病状に応じた、必要な医療を全ての方に提供するということを大原則にすべきではないかというふうに思います。

お尋ねしますけれども、この自宅療養、甲佐町ではですね、おられるのかですね、人数等把握しておられれば、また、県内、上益城郡内についてですね、人数についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、自宅療養者の人数ということでございますけれども、一応、町、市町村単位での人数というのは把握できておりません。郡内でもということでございますけれども、一応郡内も、ちょっとわかりませんが、県内ということでお答えさせていただきます。

直近の9月10日時点での自宅療養者の人数におきましては、545人ということで、2、3週間前に比べれば減少傾向になっているという状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 545人、あの、県内ですね、おられるということですが、町内の人数、郡の人数というのはわからないということですが、町民のですね、命

や暮らしを守るべき自治体がですね、町内にですね、こんなに苦しんでおられる方がいるというのはですね、わからないというのはですね、問題ではないかというふうに思うんですけれども、在宅療養者へのですね、在宅療養者について、これは保健所だけが対応しているのか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 在宅療養者の方に対しての対応ということで、もちろん保健所の方が中心になって対応されているところではございますけれども、その在宅療養者のいわゆる経過観察、健康状態の把握等におきましては、今、民間事業者に委託をされて確認対応をとられているというところで、1日朝夕2回の電話での健康状態把握が行われて、病状変化等の危険性がある場合には、その回数を増やすなどの個人の状況に合わせた対応をされているということでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、保健所の対応がですね、その中心となるわけですがけれども、一部そういうふうに委託をですね、されている部分もあるそうですけれども、今、保健所の体制っていうのがですね、非常に厳しい状況になっているわけですね。そういった中でですね、あるところでも、保健師の資格のない事務職まで対応しているという問題がですね、報道されておりましたけれども、在宅療養を余儀なくされている人がですね、万が一にも亡くなるということがですね、あってはならないというふうに思います。何よりもですね、在宅療養者の方ですね、安全と命を守るべく、住所や氏名など個人情報もですね、自治体と共有すべきじゃないかなというふうに考えます。生活と療養スタイル、そしてまた医療スタッフの連携など、身近な自治体にですね、在宅療養者の方ですね、対応に関わるべきだというふうに考えますけれども、その点についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） あの、感染された方の住所も氏名も、これは公表されていないわけですね。それをまずご理解いただきたい。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、今議会がですね、全国議会あつてますけれども、東京のほうのあれではですね、そういった質問の中でですね、共有をしていくというふうな答弁があつておりますので、まあそこそこのいろんな違いというのはあるんだと思うんですけれども、全く可能性がないというわけではないと思うんですけれども、やはり、もうやっぱり地元ですね、町民の皆さんのそういったのを、健康や命を守るためにですね、そういったことをですね、十分に考えられるのではないかとということで質問をさせていただいております。

最後に、コロナのですね、感染拡大が減少傾向にあるとはいえですね、収束の兆しが明らかになったわけではありません。今後状況によってはですね、学校の授業等もオンラインだったりする可能性もですね、無きにしもあらずなわけですがけれども、その点ですね、

このオンライン授業ですけれども、スムーズにですね、授業が行われる体制はですね、とられているのか。そしてまた、1人1台のタブレットが配られているわけですけれども、こうした機器に対する知識は、大人をしのぐ子どもがいるというふうに思うわけですけれども、それ含めてですね、有害サイトへのアクセス等ですね、どのように対応されているのか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） タブレットの有害サイトのアクセス、そういったセキュリティの対策についてご答弁申し上げますと、タブレットはですね、自宅に持ち帰って使用する、使用しているところでございます。そういった場合はご指摘される事態に陥ることも十分に懸念されるところでございますけれども、このような対策としましてですね、もともと想定しておりましたのが、児童生徒間の相互通信については、いろいろな話題がありますので、使用できないようにですね、タブレット端末自体に直接できないように設定しております。また、有害サイトのアクセスについてはですね、フィルタリングという制限を行いまして、閲覧、また、Twitter、アプリケーション、ソフト、ダウンロードの禁止、それとインターネット接続の利用時間の設定をするなどしてですね、それをタブレットそれぞれ一人ひとりのタブレットに直接設定してるといような状態でございます。

また、家庭に持ち帰って使用する場合はですね、生活リズムが乱れたり、インストールしたアプリ以外は、そういったものをですね、生活リズムが乱れるのを防止するためにですね、インストールしたアプリ以外はダウンロードできず、YouTube動画なども視聴できないように設定をしております。

今言われるとおり、ICT機器にですね、精通している子どもたちはですね、いろいろな技術を駆使して、そのフィルタリングを破るとか、そういった新たな方法を考え出してくる場合もございますので、このような場合にはですね、使用料金やサイトへの通信履歴は個人ごとに管理しております。そういったものが発覚した場合はですね、速やかに対応ができるような体制をとっているところでございます。

それと別に、保護者へのですね、保護者へは児童生徒が機器を使用する場合の注意事項など説明会等を行いまして、使用時間、使用内容についてですね、家庭内でのルールを作るといことや、使用同意書というのをですね、とっております。そういったことで十分な認識と理解を得て進めているようなところでございます。情報が簡単に手に入る社会だからこそですね、そこに潜む危険性についても充分配慮する必要があると考えております。今後も、児童生徒への全体研修や、授業を通して情報を正しく理解し、分析する能力、知識、こういったですね、情報リテラシー教育も行って、情報モラルの醸成等を図って使用方法を守るよう充分指導していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 答弁でしっかりとした説明をいただきました。しっかりとそういった対応をとっていただき、真に子供たちですね、教育効果があがりますようにお

願いをしたいというふうに思います。

次に、船津地区河川防災ステーションについてお尋ねをいたします。この問題については、先ほど質問された森田議員とですね、いくつも質問項目が重なっておりますので、同じ要望についてはですね、省かせていただきたいというふうに思います。

国交省は全国で洪水時の緊急対応を迅速に行うための拠点として、市町村と連携して整備を進めるとした河川防災ステーションの整備事業を進めております。

令和2年度の整備計画として、甲佐町船津地区をはじめ全国で6カ所の整備計画が今年3月に新規登録をされたところでございます。この6カ所を含めると全国で143カ所の河川防災ステーションが整備されるということになってるそうですが、甲佐町は町の中心を一級河川の緑川が流れて、大規模災害などでのリスクを抱え、災害へのですね、不安にはですね、町民の皆さん大変大きなものがあり、この計画についてはですね、反対するものではありません。

この事業についてはですね、町の説明が議会の後ですね、予定をされておりますので、そこについてのですね、詳しく説明をいただきながらですね、いただきたいというふうに思っておりますけれども、その点でですね、いくつか質問をさせていただきたいというふうに思います。

この防災ステーションの計画についてはですね、森田議員も言われましたように、6月に国交省からのですね、ご案内ということで、お知らせということでチラシが配布されて、そこで初めて知ったという方もですね、多かったというふうに思います。

その後、国交省の計画に係るであろう地域の境界線確認、それから廃屋の解体、それから地質調査のボーリング等ですね、また木々の伐採等も行われて事業が始まっているというふうに思うんですが、質問がですね、ダブっておりますので、また別の観点から、この町はですね、いつからこの構想がですね、市町村と連携して整備をするというふうにありますけれども、町はいつからこの構想ですね、持っていたのかですね、お尋ねをいたします。

また、この事業に関するですね、総予算といいますか事業費についてはいくらほどになるのか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ、ただ今の件にお答えしたいと思いますけれども、この防災ステーションの事業については、町としてもこの重要性については充分認識しておりますし、そういったことで、何とかこのこういったステーションを建設していただけたら

いというようなお話は、10年ほど前からいろんな要望、あるいは会議等でもですね、お話をさせていただいたということです。

最終的にはっきりわかったのが、国交省に決定をされるその前ということになります。いつどうやって知ったかというその時期までは認識をしておりません。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それともう一つお尋ねの、現在計画されている事業のですね、事業費はということもお聞きされたと思いますけども、国交省のほうでされる事業は、現在の計画で約6億円というふうに聞いております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 次にお伺いをいたしますけれども、国交省の資料を見ますとですね、防災センターの中にはですね、水防活動の拠点として水防センターをですね、整備するというふうにあります。この整備は自治体がするというふうになっているようですけれども、ほとんどのですね、他地区の整備等もですね、そのように進められていますけれども、今建設中のですね、総合運動公園の管理棟の設計についてはですね、水防センターとしてもですね、役割もですね、転用するという事などですね、水防センターとしての役割も考えた設計になっているふうに考えますけども、この管理費用とかですね、そういったものについてはですね、これは全て町がみるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、現在造っております総合運動公園管理棟と兼用して使うということで、水防センターとして使うときには、会議室がありますのでそういった平常時の水防の会議等の施設を託す。それと、災害時にはですね、そういった平常時の管理棟で使うようなことは何もされておりませんので、そういった会議室を利用したですね、消防団員の待機所あたりか監督員の指令室、そういった間借りをするというような感覚で考えておりますので、特に水防センターに特化した設計はいたしておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それとですね、水防センターにおける管理費用はということですが、これは運動公園の管理棟の施設でございますので、そういったことで管理費用は、水防センターとしての管理費用はですね、現在のところはですね、発生しないというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 井芹議員。

水防センターのですね、設計を特化したというふうな発言はしてないと思うんですけども、最後にですね、地元配布された資料によりますと、そう言われましたように、水防センターとですね、総合運動公園ですね、管理棟と兼用というふうにあったわけですが、それを初めて見て知ったわけですが、議会でのですね、管理棟の工事請

負契約の際についてはですね、この説明はありませんでしたけれども、その点については、必要なかったのかどうかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先日の6月議会に管理棟の建設についてのご議決いただいた件につきましては、契約に対するご承認をいただくということで、その内容的にはどういった機能を要するから管理棟の説明はしましたけれども、その時に水防センターも兼用して使うという説明はその時にはしておりません。で、説明する必要があったのかということになればですね、する必要はなかったのかなという思いでございました。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まああの、河川防災ステーションの中にですね、重要な拠点として水防センターがですね、国としては、その役割を位置づけているわけですがけれども、説明をする必要はなかったというわけですがけれども、それについてはなかったのか疑問を持ちますけれども、ぜひですね、今後執行部におかれましてはですね、今回は国と町連携で極めて大規模な事業でもあります、こういった事業についてはですね、ぜひともですね、議会への説明も十分にさせていただけますように、またこれはですね、議会軽視とですね、取られないような対応をですね、ぜひ求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） その管理棟だけが今論点になってますけど、防災ステーションというのは、その管理棟だけじゃなくて、その敷地の中に備蓄するいろんな資材であったり、そういうのを含めたところで考えているわけですから、その中で管理棟については、この防災ステーションに特化したことでは考えていないということなんです。ただ管理棟だけのことでですね、注目されるんじゃないかと、あのエリア一帯の中での防災ステーションとしての機能の役割とを論点に置いてぜひ判断していただきたいというふうに思います。決して議会軽視はしておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、その点についてはですね、言いましたように、私もやっぱり地元としてですね、いろんな水害もあっておりますので、やっぱり緑川が流れて、非常にですね、町民の人も、住民の人も、こういった対応とする場としてですね、防災ステーションができるということについてはですね、全体として非常に私もそこは認めているところです。そこだけ水防センターだけを特化して私は質問してるわけじゃなくて、そのやっぱり全体の中のやっぱり拠点としては、水防センターを借りることが、やっぱり説明としてはあるべきではなかったのかということ指摘しているわけです。その点ではですね、今後よろしくお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 教育長。

先ほどのコロナの検査キットのご質問のところ、私、検査キットが既に到着しておりま

すというふうにお答えいたしましたけれども、必要数を回答いたしまして、最初に5箱、そして追加で25箱という数字が確定して、その到着を今待っていると、そういう段階でございますので、お詫びをして訂正させていただきたいと思っております。

これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。13時、1時より再開いたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、甲斐高士議員の質問を許します。

2番、甲斐高士議員。

○2番（甲斐高士君） はい、こんにちは。2番、甲斐です。一般質問通告書に基づきまして一般質問を行います。執行部のお答えをどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は国土利用計画の策定についてということで一般質問を行います。この国土利用計画につきましては、町の第7次総合計画の中でも策定についての位置づけがなされ、また、これまでの議会の中でもその必要性について議論されてきているものです。今後の本町における戦略的かつ計画的な土地利用を促進する上での指針となる、非常に重要な計画であるというふうに私も認識しているところです。

今年度がその策定予定となっておりますので、まずはこれまでの策定に向けた進捗状況並びに今後の策定スケジュールについて担当課長にお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） それでは、国土利用計画の策定に向けた進捗状況並びに今後の策定スケジュール等についてお答えいたします。この国土利用計画につきましては、限りある資源である国土を利用するための基本理念を示すものでありまして、町では農地や森林、宅地などの土地利用の現況や変化に基づき、将来人口を前提に目標を設定し、必要な措置を検討することとしております。またそれに基づく土地利用構想図を作成し、今後10年間の土地利用に関し、行政の指針となるべき計画を策定する予定としているところです。

今年度の事業といたしまして、すでに事業が進行しておりまして、町内会議また町内協議、業務内容の仕様についての検討を行い、8月に国土利用計画の実績があり、仕様を満たす10業者で指名競争入札を実施し、委託業者が決定したところです。すでに委託業者との初回協議は終了しておりまして、打ち合わせたスケジュールに基づいて進めているところでございます。

今後の予定といたしましては、関連資料の収集、現状の把握、上位関連計画の整理、また住民アンケート調査、将来の設定、土地利用構想図の作成などを予定しておりまして、進捗に応じて町内協議、また町内会議、町の企画会議等で協議を重ねて計画案を策定し、

町企画審議会、またパブリックコメントへ諮問する予定としておりまして、最終的に作成した計画案につきましては、議会への報告も計画をしているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただ今企画課長から策定に向けた進捗状況並びに今後の策定スケジュールについてご説明をいただきました。委託業者の選定が終わられて、これから具体的な計画策定業務に入っていくところということでございます。

したがいまして、本日はいくつか質問を予定しておりますが、これらにつきましては、計画策定業務がこれからということで、現段階での町の想定で結構ですので、お答えいただければと思います。

まずは本計画の全体構成のイメージについてお尋ねいたします。本町では平成3年度に1度、国土利用計画を策定してあり、今回がそれ以来の策定ということになります。前回の国土利用計画につきましては、更新など行われてきていないため、今回が新たな計画策定という形になるかと思えます。

そのようなことですね、まずはこの今回の国土利用計画がどのような内容の計画になるのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 国土利用計画がどのような内容の計画になるのかということについてお答えいたします。今回策定を予定しております計画が、個別に地域を細分化した土地利用を検討するものではなくて、あくまでも町全体の土地利用構想を検討するようにしているところです。また計画策定によりまして、町の基本構想の施策を地図に落とし提供することで、公共投資の計画性、効率性の向上を図ることができるものと思えます。開発計画に対する行政の指針ともなります。こういったもので、本町における土地利用に関する行政の指針となるべき計画となります。

計画の全体構成につきましては、本町の現状把握と治療における問題点を踏まえまして、今後の土地利用のあり方を示す、土地利用の基本方針を定めることとしておりまして、基本的には平成27年8月策定の第5次国土利用計画、これは全国の計画になります。それと、令和3年3月に策定してあります第5次熊本県国土利用計画に沿った全体構想ということになります。

近年作成されました他町の事例を参考に申し上げますと、まず一つ目に町の概況、次に町の町土地利用に関する基本事項、三つ目に国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、次に、3に掲げました事項を達成するために必要な措置の概要ということになります。これらのものを文書にまとめまして、土地利用現況図、また土地利用構想図などの作成をする予定としているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今企画課長から計画の全体構成のイメージについてご説明をいただきました。ただ今の説明によりまして、今回の計画は個別に地域を細分化し、土地利用を検討するものではなく、あくまで町全体の土地利用構想を検討するのであ

るということでご説明がありました。

また街の基本構想の施策を地図に落としとして検証することや、土地利用構想図を作成するという事でもご説明がありました。ただいまの説明内容から判断しますと、今回の計画はあくまでも土地利用の基本構想的な部分を作成するものであって、詳細な土地利用計画の作成とまではいかないものの、大まかな土地利用のエリア分け、ゾーニングについては計画の中で位置づけられるということ解釈してもよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、甲斐議員おっしゃるとおり、そのような方向も含めたところで現在検討をしているところです。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。大まかな土地利用のエリア分け、ゾーニングを計画の中で位置づけることも含めて現在検討されているということですので、次に土地利用のエリア分け、ゾーニングの部分についていくつか質問を行っていきたいと思います。

今回お尋ねしたいのが、まずは工業用地のエリアの選定について。それから、甲佐町の商店街を中心とする中心市街地の位置づけについて。また新たな住宅開発用地や、観光開発用地等のエリアの選定についてであります。

まず、工業用地のエリアの選定についてお尋ねいたします。この件に関しましては、町では従来から企業誘致の受け皿となるための工業団地の整備について、これまでの総合計画や、また、町長のマニフェストにおいても掲げられてきているところでございます。

今回の国土利用計画の中で、工業用地をどの場所に位置づけるのかといった、そういった具体的な方針などがお決まりかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、ま、工業用地をどのような場所に位置づけるのかといった具体的な方針などが策定されたかということについてお答えしたいと思います。

工業用地、また商業用地など、用地の区分につきましては、現在どのレベルで導入するか検討協議中であります。今回の計画では、農用地区域、また自然公園地域など、法による規制区域、また国道、県道などの交通網、土砂災害警戒区域また浸水想定区域など総合的に検討する予定としているところです。

また近年では九州縦貫自動車道の城南スマートインターチェンジの完成や、九州中央自動車道の部分改修など、さらなる交通環境の向上が見込まれています。

近隣における高速交通のインフラ整備による本町の企業立地場所としての地理的優位性を生かしまして計画策定を進めていく必要があると考えているところです。それに加えて、本町では平成28年3月に工業団地適地調査も実施しているところです。

本町の豊かな自然環境や安全安心快適な生活環境と調和を図りながら検討する必要があると考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今工業用地に関しましての現段階での方針等についてご説明をいただきました。具体的な検討につきましては、これからといったところだと思います。ただ、町の第7次総合計画の前期基本計画の中にも、工業用地のエリアについては2カ所を選定するということが指標を説明してあります。

また、工業用地のエリアの選定というものを行わない限りはですね、先ほどからも申しましたように、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備というものには着手できないと思います。

また当然、この工業用地のエリア選定に関しましては、農振との絡み、農業振興地域整備計画ですね、この絡みも出てくると思いますので、今後は農政サイドとも連携を密に取りながら、工業用地のエリアの選定に関しましては取り組んでいただければというふうに思います。

それでは次に、甲佐町の商店街を中心とする中心市街地の位置づけについてお尋ねいたします。

第7次総合計画の中では、商店街の位置づけとしまして、魅力ある商店街づくりのために空き店舗の利活用や大井出川周辺に設置した急傾地を生かした特色ある町並みを取り組んだ付加価値を通して、賑わいのある商業空間を整備します。というふうに掲げられております。国土利用計画での商店街を中心とする中心市街地の位置づけについての方向性についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 商店街を中心とする中心市街地の位置づけの方向性についてということでお答えいたします。

魅力ある商店街づくりとして、中心市街地に関しまして甲斐議員言われますように、総合計画、また前期基本計画に主要事業として魅力ある商店街づくりを掲げているところであります。

今回策定いたします国土利用計画で、商業地域としてゾーニングするかそういったところを検討中なのですけれども、商業エリアとしてゾーニングする場合には、中心市街地は商業エリアとして選定することになるかというふうに思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今企画課長からですね、現在検討中ということですが、商業エリアとしてゾーニングする場合は、商店街を中心とする中心市街地については、商業エリアとして選定方向ということでご答弁いただきました。

このことにつきましては当然、商店街にお住まいの地域住民の方々や、あとは商工会などと考えを共有して進めていくべきことと思います。その点に関しましては、今後の連携体制ですね、今後どのように進めていく予定なのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 連携体制、また今後どのように進めていくかということですが、魅力ある商店街づくり、また賑わいのある商店街づくり、商業空間の整備な

ど中心市街地の活性化に向けては、町行政だけでできるものではありません。地域の方々や地元の商店街、また商工会などと連携しながら行う必要があるかとは考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今、商店街の地域住民や商工会などと連携を図りながら進めていくということでご答弁いただきました。国土利用計画法に基づく国土利用計画の策定に関しましては、地域住民の意見を反映した計画策定というふうになっております。当然そのような地域住民との意見交換の場というものが必要になってくると思いますし、商業用地に関しましては、そのような話し合いの場を進めていく中で、個別具体的な中心市街地活性化計画というようなものが作成されていくものと思います。事務的にはですね、そのようなことで非常に今後大変になってくるかと思っておりますけれども、より良い計画策定に向けて取り組んでいただければと思っています。

次に、住宅開発用地についてお尋ねします。工業用地や商業用地の周辺には住宅用地というものが必要になるかと思っております。住宅開発用地に関しましての現段階での担当課の構想などについてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、住宅開発用地に関する構想ということでお答えしたいと思います。住宅地に関する構想ですけれども、人口減少を防ぎ、また、流入促進を図るなどと、また就職や結婚を機に転出する若い方々の転出を抑制するためにも、住宅地の確保等は必要なことかと思っております。また、住宅開発につきましては、地元企業や企業誘致の受け皿として、受け皿とも関連し、考える必要があるかと思っております。

生活環境や自然環境に配慮しながら、無秩序な開発防止、また民間活力を利用した住宅開発など、計画的な都市基盤として整備していく必要があるのではないかというふうに思っているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、住宅用地開発については、今、ただ今企画課長の答弁で理解したところです。

次にいきたいと思っております。次に、観光用地の開発についてであります。本町の観光の動向としまして、現在のアウトドアブームに乗りまして、津志田河川公園には多くの来町者が訪れていることや、また、現在はコロナ禍中にありますが、収束後は熊本甲佐総合運動公園をはじめ、井戸江峡交流拠点施設、あとはやな場など、様々な町の観光地に多くの来町者が訪れることが想定されます。

その来町者を商店街を中心とする中心市街地に回遊させるような仕組み作りも当然必要となりますが、合わせまして新たな観光施設の開発ということも今回の国土利用計画の作成にあたっては視野に入れて検討していくべきではないかと考えます。その点に関しまして、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘のとおり、このコロナ禍にありまして非常に津志田河川公園あたりを見ましても、キャンプの利用が増えている状況下にあります。そういう中、本町といたしましては、井戸江狭の交流拠点施設であったり、それから古民家の交流拠点施設、そして今現在整備中の熊本甲佐総合運動公園、そういった所を今手がけているようなところであります。

そういった各施設の魅力を発信しながら、やはり観光の拠点と言います今やな場がありますんで、そういったこと、点をですね、線でつないで、そうしたところで中心市街地等への回遊が出来るような観光ルートだったり、また観光メニューであったり、そういったところの研究が非常に必要だというふうにも考えております。

それと新たな視点では、先ほどどこだったですかね、答弁しましたけれども、陣内城跡が国の指定になったということですね、これも一つの大きな本町にとっての観光資源となりますので、そういったところでうまくつなぎながらですね、甲佐町に関心を持っていただいて、市街地を含めたところでのそういう地域が活性化するようなことを考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高土君） はい、ただ今町長のほうから観光開発に関するお考えをお答えいただきました。先般ですね、金曜日の決算の審議の際に、豊永監査委員から、ここ近年、新たな観光施設が整備されてきたことに伴って、町の様相が様変わりしてきているというようなお報告がありました。私もこれらの整備に関しましては、一町民としてですね、非常に誇らしく思っているところでございます。

ただ、私の考えといたしましては、これらの整備というものは、今後のまちづくりというものをですね、見据えた中では、あくまでもスタートラインだというふうに考えております。大事なことはですね、次の新たな一手ということを常に意識して考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

そして、そのような次の新たな一手というようなものをですね、今回作成されます国土利用計画というものに反映させていくべきではないかというふうに考えます。

一例で申しますと、今日午前中、森田議員からの一般質問の中でですね、安津橋総合、熊本甲佐総合運動公園の整備に伴って、今後は合宿のですね、受け入れとかそういった施設が必要になるんじゃないかということで、荒田地域振興課長のほうからは、古民家を生かしたそういった合宿施設というようなお考えもありましたし、町長のほうからはですね、もう少し大規模なそういった合宿所を視野に入れられて、ビジネスホテルの誘致であったり、そういったお考えもお聞きいたしました。

そのような次の一手、そういったのをですね、例えばじゃあ、その民間に、民間のビジネスホテルあたりを誘致する場合は、じゃあ甲佐町の町土、町の土地としてどこがふさわしいのかというようなことを検討していただいて、それを今回の国土利用計画の地図に落とし込むというような作業が出てくると思います。そういった観点も踏まえてですね、今後の作成には取り組んでいただきたいというふうに思います。

これまでですね、工業用地や商業用地、住宅開発用地、観光開発用地等の計画策定にあたっての方向性等についてご質問いただきましたが、これらに関連しまして、甲佐町開発行為等指導要綱、それから甲佐町開発等支援要綱についてご質問いたします。

今回の国土利用計画の策定後は、この計画に沿ってあらゆる分野での土地開発が行われていくものと思います。町が主体的に開発を行っていくものや、あるいは民間に開発を誘導していくような働きかけということも必要になってくるかと思えます。そのような中で、町では秩序ある土地開発を推進していくための指針としまして、甲佐町開発行為等指導要綱というものを設定してあります。また、民間の開発事業者がこの指導要綱に基づき開発事業を実施される際は、甲佐町開発行為等支援要綱により補助金が支給されることとなります。まずはこの甲佐町開発行為等指導要綱、それから開発甲佐町開発行為等支援要綱の概要について担当課長よりご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、それでは甲佐町開発行為等指導要綱及び甲佐町開発行為等支援要綱の概要についてお答えいたします。

甲佐町開発行為等指導要綱は、平成29年3月に全部改正をしており、平成30年3月に一部改正を行っているところでございます。要綱の内容といたしましては、目的として、甲佐町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な住環境が町民の貴重な財産であることの認識のもとに、開発行為の規制と誘導に関し基本的な事項を定めることにより、町民の健康で文化的な生活の維持および向上を図ることとしており、住宅開発に関しての支援や開発基準を定めております。

また、甲佐町の開発行為等支援要綱は、平成26年4月に全部改正をしており、平成29年3月に一部改正を行っているところでございます。要綱の内容といたしましては、先ほど説明しました甲佐町開発行為等指導要綱の第1条の目的を達成するために行われる開発行為に対して、町から支援する事項を定めております。支援の内容といたしましては、住宅開発行為等推進に必要な道路、水路、水道、環境保全、保安の施設及び環境整備の資材、施設の建設に関するものとし、事前協議によって決定された公共施設の建設費の補助を行っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今地域振興課長のほうから、甲佐町開発行為等指導要綱と、それから甲佐町開発行為等支援要綱についての概要についてご説明して頂きましたけれども、一つこれちょっと確認したいんですけど、この指導要綱っていうのは、あくまでもその宅地開発に特化した要綱になっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、議員がおっしゃるとおり、今の段階では開発、住宅地の開発に特化したふうになっております。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。そういうことで、そこで私の方から一つ

提案ということですね、まず指導要綱につきましては、ただいま説明がありましたように、宅地開発に特化した内容ということでご説明をいただきました。国土利用計画策定後は、本計画に基づく各種開発事業を想定しまして、宅地開発のみならず工業用地の開発や商業用地、観光用地の開発など、あらゆる分野での開発を網羅した内容となるように改正する必要があるんじゃないかというふうに考えます。

また、支援要綱につきましては、現行では宅地開発の規模に応じた補助金が規定されておりますけれども、この補助金額につきましても、要綱の制定当初から、多分おそらく変わってないと思います。その間ですね、本町では熊本地震を始め社会情勢というものが大きく変化してきている中で、果たしてこの補助金額というのが今のご時代に合致しているのかということは疑問に思いますし、そろそろ改正の時期に近づいてきているんじゃないかというふうに考えます。

あとはその改正をする際はですね、先程の指導要綱をあらゆる開発を網羅した内容に改正することによりまして、この支援要綱では住宅開発事業者のみならず、工業用地やそれから商業用地、観光用地などの開発事業者に対しましても、支援の対象となるように改正する必要があるんじゃないかというふうに考えます。

そのような改正をすることによりまして、先ほど一例で申しましたけれども、例えば民間のビジネスホテルを、例えば甲佐町に誘致したいといった場合に、そのような、例えばその民間の観光ホテルとかの開発事業者に対しても、そういった支援がありますよということであればですね、そういった誘致を誘導するような施策につながるんじゃないかというふうに考えます。

合わせまして、この開発指導要綱と、それから開発、甲佐町開発行為等支援要綱につきましては、今回の国土利用計画の策定とセットでですね、改正するのがベストじゃないかというふうに考えますが、担当課の考えはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今の工業用地等の開発にも適用できる要綱改正が必要じゃないかということについてお答えをしたいというふうに思ってます。

まず、現在行っている民間企業への取り組み等についてご説明をさせていただければと思います。民間企業による開発につきましては、先ほど申しました開発行為等の指導要綱及び支援要綱等で住宅開発に特化した部分で行っているところでございます。また、本町は都市計画区域外であるため、都市計画法による1万平米以上の開発については県の許可を、また、工業立地法により9,000平米以上の敷地又は3,000平米以上の工場等を建設する場合には、町に届け出を行っていただき計画のチェックを行っているところでございます。

また、支援計画としましては、本議会において一部改正の議案をご審議いただきます甲佐町工業等設置奨励条例により適用を受けた企業に対して、固定資産税の均一課税を最大3年間行うこととしております。

今、地域振興課では、今説明しましたような内容を踏まえて、今後の定住促進や企業誘致の推進を図るため、開発行為等指導要綱と合わせて開発等支援要綱の見直しや、新たな

支援策も行うべきではないかということで、今協議を行っているところでございます。本年度は議員おっしゃいますとおり、国土利用計画を策定されることになっておりますので、住宅開発のみならず工業用地、商業用地、また観光用地など新たな開発行為に対しまして、企画をはじめ関係課と連携を図りながら、開発基準や支援補助対象等も含めて協議、検討を行っていきたいというふうに考えております以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今地域振興課長のほうからご説明いただきましたけれども、そのような形でより良いですね、事業の促進というのが図られるような体制というものを、町のほうでも今後検討していただければというふうに思います。

それから、本日の質問の最後になりますけれども、本日いろいろとですね、質疑のほうやりとりをさせていただきましたけれども、この国土利用計画の策定に関しましては、今後おそらく相当な事務ボリュームが出てくるんじゃないかというふうに思います。私も以前は役場のほうにいまして、その時は企画課にいて、いろんな総合計画であったり、町の重要な計画というものを担当させていただいた中で、今回の国土利用計画というのも町の重要な計画になるということで、非常に策定に関しては事務ボリュームがあるというふうに推測いたします。

そのような中でですね、一応、令和3年度国土利用計画策定というふうに企画課長の方からも説明いただいておりますし、また、先ほどの冒頭の企画課長からの説明の中では、今回はあくまでも基本構想的な部分策定ということで説明はいただいたんですけども、基本構想を受けてその下に必ずこの土地利用計画、そういった詳細な計画というのも今後出てくると思うんですけど、そのあたりについての、今度私も心配してるのは事務スケジュールですね、大丈夫かどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、今回の計画策定にあたっては、今年度の事業ということで、来年の令和4年3月までに一応策定するって言うところで現在進めているような状況ではあります。期間的にも議員言われるようにとてもタイトなスケジュールでもあります。この国土利用計画策定につきましては、先ほど言われましたように第7次甲佐町総合計画の基本構想、また前期基本計画にも掲げられておりまして、各主要事業にも関係するものであります。より良い計画を策定することはもちろんですけども、調査の段階や計画の段階で、また内容次第では想定外の調査、また検討というのが必要になってくるところも想定されるところです。

また、最近のコロナ禍でもありまして、委託業者との打ち合わせ会議、また資料収集等もいろいろな場面で影響を及ぼしてくるような可能性もないとは限りません。そういった期間の制約のために実効性のない計画、そういったものになってはなりませんので、期間延長等の必要が生じる際にはですね、繰越等も視野に入れて関係者協議を行いまして事業を進めていきたいというふうには考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。ただ今企画課長のほうからご答弁ありましたが、今回国土利用計画を作って、実効性のない計画になってはいけないということですので、ぜひより良いですね計画策定というものに取り組んでいただければというふうに思います。

最後に、本計画の策定にあたりまして、町長の考え、想いというものを聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただ今、甲斐議員のほうから、例えばゾーニングの指定のあり方の考え方であったり、それから開発支援等に対する議員の考え方、ご提言等もいただき、非常に参考になるお話だったと思います。

大型ホテルの建設にしても、何かの支援をやっていきながら誘致するとか、町にも町有地もありますし、その考えについてはいろんな方面の考え方があろうかと思っておりますので、土地なのか補助金なのか、あるいはまた別の形でやっていくのか。非公式には、金融機関等とも、場所は言いませんけれども、そういうことは考えられないかというようなことでの話をさせていただいた経緯もあります。決してあの、まだ諦めるようなことでもないようなお話も聞いておりましたので、まだそこからの話があっておりませんので、そこで止まっておりますけれども、やっぱり何かアクションを起こしていかないと物事が進まないわけでありまして、そのためにもこの今回のですね、国土利用計画の策定というのは、非常に意味を持つ大きな計画だというふうに考えています。

これまで4期の就任、町長就任後、いろんな政策を掲げる中で、2期目からはまちづくりの基本方針の4本の柱を中心に、それを町の総合計画と連動させながら、これまでいろんな政策を進めてまいりました。で、その4本の柱のうちの中に、活力あるまちづくりというものを上げさせていただいております。この項目では若者の転職や雇用拡大を目的とした企業誘致というものを掲げてますし、その企業進出の受け皿の重要性が非常に大事なんだということをですね、掲げさせてこれまで取り組んでいるようなところです。

で、これまでもずっと申し上げてきた経緯もありますけど、本町の場合は他の自治体にあるような工業用地がないと。で、どうしても本町の場合は農振法の縛りがありますので、それも解決できないことはないんですけど、時間がそのかかってしまうということが第一にあります。その辺を整理していく間にタイムラグが生じてしまって、企業側としてはどうしてもきちんと整備してあるそういう工業団地のほうに目を向けられてしまってですね、結局はその甲佐町としてはそういう引き合いに負けてしまうような状況になりますんで、これを何とか解決するためには、やはり町の土地利用に関する考え方を町内外にやっぱりきちんと整理して、例えば県庁あたりの企業誘致課のほうに関しましても、甲佐町はこういう考えでこういう土地利用の考え方を持つてんだよといくようなことをやっぱり示すためには、ぴしゃっとした、きちんとしたその裏付けの計画がないとですね、これはあの非常に、町長はそがん思うとったっちゃ何もなかじやなかねって言われてしまいそうなどころもありましてですね、やはり相手を説得するためには、そういうきちんとした計画を

立てているかいないかは大事なことになると思いますので、その辺を関係各課が今回、絵に描いた餅で終わるような計画じゃなくてですね、実効性のある次につながっていくようなきちんとした計画をぜひ作り上げたいというふうに考えております。

いろんな考え方等について、議員各位からもいろんなご意見等もいただくことになろうかと思っておりますけれども、ぜひその節はご協力とご理解のほうをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、ただ今、本計画の策定にあたっての町長の考え、思いというものをお聞かせいただきました。町長の考え、思いというものを実現するために、私も議員としてできることを頑張っていきたいと思っておりますし、また、町執行部におかれましては、担当課のみならず、全町体制ですね、より良い計画策定というものに取り組んでいただければと思います。

そして、本計画策定後は、この計画に基づき、戦略的かつ計画的な土地利用が図られ、総合計画の基本理念でもあります「人と自然が共生し賑わいを育む安全安心快適を実感できるまち」の実現に向けてまちづくりが推進されていくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで2番、甲斐高士議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時43分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田でございます。一般質問通告書に基づきまして一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の一般質問通告書には2件の質問事項を上げております。まず第1点目に、水害対策についてということで、8月の線状降水帯による県内の11日から続く長雨により、本町においても8月17日に警戒レベル4の避難指示が出ております。そういった長期的な長雨の中で、本町において被害があったのでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。今回の8月の11日から19日にかけての長雨による被害はということですので、お答えいたします。

今回の被害につきましては、気象庁の甲佐観測所では、13日の日の午前7時台に41ミリ、8時台に50ミリと2時間の間で91ミリの観測をしております。この間にですね、集中的に雨が降り、被害が起きたものと想定をしております。

被害の状況につきましては、道路冠水箇所が7カ所、こちらについてはですね、湯田川沿線上とか内田川沿線、それと中横田地区の中学校付近、あと船津谷地区あたりが冠水が起きております。それと、土砂流出箇所が4カ所、こちらは小鹿地区、六谷、坂谷地区や湯田線上と、あと寒野地区、それと路肩決壊が1カ所、こちらは下横田の内田川沿線沿いの路肩が決壊をしております。それと河川の護岸の決壊ということで安平川3カ所、坂本川1カ所、合計4カ所の被害が出ております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。ただ今、被害箇所が冠水箇所7カ所と、土砂警戒、崩れた所が4カ所というふうに被害が出ておりますけれども、本町においては長期的な長雨ではあったんですけども、所々やんだりということで被害が最小限で済んだのではないかなというのが予測される場所ではございますけれども、これがもしずっとひどくその13日短時間に91ミリですか、これが長く続くようなことがあったらとんでもない被害になったのではないかなというのが推測されてくることではございますけれども、こういったことで6月からの梅雨だったり今の線状降水帯というゲリラ豪雨だったり、これから水害の被害というのはもう想像できないようなことが起きているのが日常でございます。

そういった中で、事前に対応できること、そういったことがあるのであればどういったことがあるのか、担当課としてできること、そういったことがあるのであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今回のような長雨に対する事前の対応ができるのかということですが、毎年ですね、長期的な長雨が続く場合の対策としては、梅雨もそういった長雨に入る時期と重なる部分もございますので、梅雨に入る時期と事前の対策、準備にあんまりの変わりはなくですね、準備を行っております。いつもと変わらない準備はですね、対策としては行っているということです。

それと、最近のですね、異常気象はどこで起きてもおかしくないような状況でございますので、気象の予測とか、緑川水位の情報、それとダムあたりからのですね、放流状況などをですね、事前に共有してですね、気象予想を注意しながら見ておく準備をしております。

そういった予測をするとともに、そういった行動計画、タイムライン等をですね作成して、関係機関とも情報を共有して災害の対応、待機に備えて準備をしています。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、今担当課長のほうから、例年の梅雨とかそういった部分で対応するというところでございますけれども、下の平成28年の豪雨被害からの対応はということで、28年度の復旧については終わっていると思っておりますが、それから同じように例年の対策だということで、その対策費ですね、予算は今どのぐらい予算を計上されているん

でしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、毎年のですね、災害に対する事前の対策費というのはですね、非常に維持管理費と重なる部分もございますけれども、道路の維持管理費とか重機借上費で年間50万。あと河川費として河川のしゅんせつ工事費に400万円、重機借上料に100万円、水防費としてこちらも重機借上などに47万円と資材の購入費、まあ20万円程度が当初からですね、予算として計上させていただいております。で、いざ災害が起きた場合はですね、いろいろな予備費あたりの流用をさせて対応をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、まあそういったことですね、年間まあ50万としゅんせつは400万、重機等が100万ということで、今後その先を見据えていく上で町長にお尋ねいたしますけど、そういった本町にできる水害対策ですよ、国県との協議レベルでしていただかないといけないことはですね、閣議に要望を通していただくということで、お願いしないといけない立場かと思っておりますけれども、こういった予算をですね、毎年度どのぐらい計上されて、その随時対応はされてると思うんですけれども、来年以降からですね、いつ起こるかかわからないということで、予算等はもう少し上げていって町としての対策をしていただけないかと思っておりますけど、その辺はどう。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど建設課長が、維持管理、維持工事的なやつは、しゅんせつ等は今国土強靱化の関係で国からの予算も一部あります。で、他の部分については、ほとんどが町の単費ということで先ほどお話ししたような金額になってしまうんですけれども、いざ災害が発生したりした場合には、さっき話があったとおり予備費の充用であったり、あるいは基金を取り崩して町長の専決処分に対応するとかいったことで対応させていただきたいというふうに思っています。

そういう中であって、国土強靱化の5カ年計画、ご承知のとおりですね、国のほうも示しておりますので、町としてもその今まではなかなかそういう計画がなかったんで、どうしても町としては取り組みづらいところがあったんですけれども、緊急自然災の対策事業だったり緊防債であったりですね、そういった事業を活用しながらこの国土強靱化5カ年計画で各自治体で取り組めるようなことを示されておりますので、本町としてもそういう事業を活用しながら整備をする計画を今立ててございます。その中の一部が、大町の整備ですね、それとか、あと下横田のその住宅地に冠水するような状況、解決するための方策であるとか、まずはそういったことから始めようと思っております。

あと、大きな所の龍野川の内水対策であったり、それから井戸江峡、失礼しました、大井手川に流れ込む南谷川、湯田川、そういったところについては、ちょっとそう簡単にはいかない部分もありますし、県国ともいろんな協議をしながら進めざるを得ないところもありますので、そういった大きなことについても、一昨年になりますかね、国交省の熊本

河川国道事務所と、それから県の河川課、それと上益城振興局土木部、そういった関係するそれぞれの団体との協議会をですね、内水対策の協議会を設置しましたので、この中で町が考えているそういう対策事業についての効果であったり、また、国県としての考え方であったり、そういうアドバイスもいただきながら事業を進めたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういう構想をですね、実現できるように取り組みはしているんだというようなことについては、ご理解をしていただきたいかなというふうに思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、そういうことで今、町長に答弁いただきましたけども、そういったことで内水対策事業ということで今取り組んでいるということで、大いに期待してですね、早急に、なかなかその実現するまでには時間がかかるとは思いますけれども、本町においてですね、特に水害の被害がある所はだんだん特定されてきて、冠水する箇所はですね、毎年毎年同じようなところが冠水している状況でございますので、そうした所が少しでもですね、解消できればと思います。

続きまして、中山間総合整備事業についてということに、次の質問にいきますけれども、第3期中山間総合整備事業の採択は受けていると思いますけれども、私はこのなぜ質問を上げたかといいますと、この事業は地震の発生により延期といいますか、先延ばしになった事業でもございますし、今この状況でコロナ禍という中で、国の予算等の部分が経済対策と、今後そういった部分に予算が流れるのではないかなというような懸念もございます。そういった中で、今の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは中山間地域総合整備事業の進捗状況ということでお答えしたいと思います。まず、本事業は、甲佐町、御船町、益城町の3町で広域連携型として県営事業で実施します農業基盤総合整備事業となります。

甲佐町の事業数としましては、溜池の整備事業5工区、ほ場整備事業3工区、営農飲雑用水事業1工区の合計9工区、予定の事業量としましては、3町全体で20億7,700万円、うち甲佐町分が10億6,800万円となっております。事業期間は、令和2年度から令和8年までの7年間の予定となっておりますが、国からの補助金の交付状況等によっては、事業期間が延長される場合もございます。

さて、進捗状況でございますけれども、令和2年度につきましては、まず宮内地区の営農飲雑用水事業について地質調査及び一部実施設計が行われております。補助整備事業につきましては、中横田の宮上内田校区で換地委員会を設置し、換地計画及び実施計画に着手されている状況です。

溜池整備事業では、世持上溜池において地質調査及び実施設計が行われております。令和3年度、本年度の予定としましては、営農飲雑用水事業では、実施設計、用地買収及び水源側の工事に一部着手される予定となっております。

補助整備事業では、中横田の宮上内田校区は引き続き換地計画作成と実施設計を行い、県道改良の関係で遅れておりました上揚校区に関しましても、本年度から着手される予定となっております。

溜池整備事業では、世持上溜池の用地買収と工事着手が予定されております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、まあそういうことですね、令和3年度の計画を今お聞きしましたがけれども、その中で溜池の事業が世持ということで、他にも溜池の事業を選択されている所があると思いますけれども、先ほどの水害にも関連しますけれども、この溜池の事業を早急にしていただかないと、今は雨が降ったり降らなかったり、適度になってしまうような状況じゃございません。そういった中で、そういう溜池のですね、事業自体が最終的に終わるとするのは、もう令和8年、その最終年度計画予定でしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、先ほど申しました通り、令和8年度が一応この事業の計画の最終年度ということになっております。ただ先ほども言いましたが、国庫補助の配分状況によって若干ずれ込むというようなことが想定されると思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、そういうことですね、この今の情勢の中でどのような配分になるかわかりませんが、この事業はですね、早期完了を願って私の一般質問を終わります。

これで7番、荒田博議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。14時10分から再開いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番、日本共産党の佐野です。一般質問通告書に従い、質問を行います。

まず質問事項の1番、上豊内資源保全会の多面的機能支払交付金返還問題について質問を行います。

この問題につきましては、10日審議しました令和2年度一般会計決算においても、会計決算審査意見書で未返還金の解消に努めていただきたいと指摘をされております。

さて、多面的機能支払交付金は、法に基づく補助金であり、罰則条項もあります。多面的機能支払交付金交付要綱には、次のように述べられております。農林水産大臣は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持発揮を図るため、多面的機能支払交

付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の定めによるほか、この要綱の定めるところによるとあります。

この中で出てきます補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律には、補助金の返還についての条文もあります。また、第3条には、関係者の責務として、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれていることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとあります。この法律には、罰則条項もありますが、罰則条項を紹介していただいでよろしいでしょうか。農政課長、お願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金の適化法でございますけれども、その罰則内容ということでございます。この補助金の適化法につきましては、国庫補助の決定を受けた者、つまり今回の場合であれば県、それから間接補助で町と。県と町がその対象となりますので、資源保全会には適用されません。

しかしながら、本制度は農地の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、そういう法律に基づき制度設計された事業となっており、第15条で、前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処するという条項がございます。それによる刑事訴訟につきましては、町が違反内容や諸事情を調査検討し、悪質であると判断した場合において行うものでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、農政課長より紹介されましたように、多面的機能支払交付金は法律に基づいて交付され、交付金の50%が国からのものであり、25%が県から、残り25%が町からとなっています。当然ながら、法律に基づく補助金ですので、決まりどおり実行されなければ罰則もついてまいります。質問を進めさせていただきます。

返還金はどうなったのかであります。令和2年12月11日甲佐町議会全員協議会の提出資料には、上豊内資源保全会から町へ返還金、平成27年度から令和元年度5年間分の全額返還金488万2,755円となっております。上豊内資源保全会から上豊内区へ流用された金額、それを町の返還ということで約150万というのがその間の実際の返還の流れになっていると思います。

今月10日に審議しました令和2年度一般会計決算書には、歳入、款、諸収入、目、雑入の中に、多目的機能支払事業補助金返還金157万1,021円が上げられております。これは返還金488万2,755円の一部であることに間違いありませんでしょうか。また、157万1,021円はどうしてこのようなルートで返還しなければならなかったのか。また、いつ返還されたのでしょうか。また、残金の返還の見通しはどうなっていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではお答えいたします。今年の3月30日に補助金の交付決定の取り消しと納期限を5月31日とする488万2,755円の返還命令を発出し、5月の19日に資源保全会から上豊内地区に流用され、上豊内区の決算として入金された金額154万9,938円と資源保全会の通帳に残っていた金額2万1,083円の合計額157万1,021円が納付され、未返還額が331万1,734円となっております。

そして、なぜこのようなルートで返還されたかについて説明を申し上げますと、資源保全会は、維持向上活動で構成員に支払うべき対価を当該の構成員には支払わず、当該対価相当額を区の会計に入金しておりますが、区は当該対価相当額を受け入れるべき法律上の根拠を持つべきものではありません。したがって、法律上資源保全会は区に対し、区の会計に入金した金員の限度で、不当利得返還請求権を有することとなり、この不当利得返還請求権は資源保全会の財産として評価することができると民法703条の規定にございますので、資源保全会は、区から不当利得返還請求権に伴う債権の回収を行い、その後、町に返還したという流れでございます。

そして最後に、今後の見通しでございますけれども、返還額が現在のところ完納しておりませんので、6月30日に督促を行っております。現在、その後複数回にわたり資源保全会と返還に向けた協議を行っている段階でございますので、現在のところ協議中としか申し上げられません。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、上豊内資源保全会は、問題の発覚以前もその後も、活動のあり方が正常化されていないというふうに思います。この返還金約150万円をどのように工面されたのか、役員会をきちんと召集して決定されていないとも聞いております。組織としての活動のルールがまだないというふうに考えます。役員会に影響力のある方の考えで設定されているというふうに思います。そうした点では、多面的支払交付金要綱に基づく組織活動のあり方をしっかりつかんでいただくための指導や援助が、まだ役員に行き届いていないというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。まず、返還金の工面について役員会が開催されていないということですが、少なくとも1回は開催されており、町のほうも同席しております。その中で影響力のある方の考えで全て決定しているということでございますけれども、同席しました役員会では、返還金について役員で負担するという意見が出まして、一部上豊内地区に負担を求める声が出ましたけれども、すべての役員に意見を述べてもらい、大半は役員で負担をするという意見に賛成でした。

最終的には多数決まで取られましたが、反対者もいたため、再度協議をすることとされました。その時の印象としましては、すべての役員が自分の考えを十分に述べられておりました。反対の意見の方の意見も十分に聞き入れられて協議がなされており、一部その影響力のある方のみの方の考えで進んでいるというふうには感じられませんでした。そして、地域活動に対する指導助言が役員に届いてなかったのではないかと、そういうところに関しま

しては、確かに説明会、勉強会などを通じて何回も行ってきましたけれども、残念ながら今回の返還が生じたということは、充分ではなかったのではないかというふうに感じております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、補助金の返還問題を起こさないために、町はどのような対策をとるのかということですが、令和2年12月11日の議会全員協議会資料の他の資源保全会の状況によれば、全保全会に対し、ヒアリング及び調査指導を実施とありますが、具体的にはその内容はどのようなものか、また、結果において問題になっている事例は確認されなかったとありますが、実際の活動や帳簿の記載や報告は完璧であったのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。今回の上豊内資源保全会の問題を受け、その他の残りの全資源保全会に対しヒアリングを行っております。具体的な内容としましては、各資源保全会の会長及び会計を含む役員さんに役場に来ていただき、実績報告書の領収書及び出面表など各種帳票の確認作業を行っております。そして総会の開催状況、活動内容等の確認を行っており、帳簿と実績報告の整合性についても問題ある所はございませんでした。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 問題となりました上豊内資源保全会の不正問題は、補助金の交付返還を求められた期間は5年間となります。この間に町は活動に問題点はないか確認してきたと思いますが、その確認については具体的にどのような調査を行われていたのか答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。その確認方法と申しますのは、基本的に実績報告時の書類審査となります。報告数値の領収書の確認、活動記録の出面表等の確認となっております。また、長寿命化事業、いわゆるハード事業部分となります。この部分につきましては、その例えば農道舗装であったりとか用排水路の布設替えであったりとか、そういう場合には現地確認、そして数量等の確認も併せて行っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 結果からすればですね、上豊内の問題は、問題点を見つけ出すことができなかったわけですから、今お話がありました調査、審査といいますか、そういった点ではこれからも同じような調査をすれば不正があってもすり抜けることができるのではないかというふうに思います。新たな確認方法が必要ではないかというふうに考えますが、そういった点はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、新たな確認方法ということでございますけれども、

私が考えます今回の補助金返還が発生しました一番の原因は、制度、それと国の要綱、そしてその資源保全会での中の規約等での認識不足というふうに考えております。説明会はもちろん、申請時や実績報告時にヒアリング等を実施し、確認指導を行っております。

また、今年度は特にこの規約の認識、今までずっと役員さん代わられてきて、以前の内容のままの規約ということになっておりますので、再度そこを周知するために今年度、各団体に規約と構成員名簿の提出を求め、町と団体双方で個別チェックと規約内容の再確認を行っております。

今後においても、計画書作成の段階から町も積極的に関与していき、各団体に対しての抽出検査なども検討しながら、本制度に対する認識を深める取り組みを強化していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 新たな確認方法もですね、考えてやっていかれるということで、こういった問題が本当に起こらないようにですね、ぜひチェック体制をやっぱりしっかりやっていただきたいというふうに思います。質問を進めます。

今回の問題点は、村、上豊内地区のためにしたかしたかではないというふうに思います。ルールを守って活動したかどうかの評価の原点ではないかというふうに考えます。村のために活動したのだから、役員の罪は村全体で負うべきだという意見や、この問題を告発した事がいけないとか意見がありますが、この意見は上豊内資源保全会の活動が、活動の一番重要な点である多面的機能支払交付金要綱に基づいた活動であったかどうかを軽視ないしは無視する意見だというふうに思います。

国は法治国家であり、あらゆる活動が憲法から法律から条例等の決まりに基づいて行われています。そのことは都道府県から地方自治体からあらゆる企業から団体から個人まで、あらゆる活動が法律や条例等ルールに基づいて行われます。そのことは活動が結果を出したとしてもルール違反があれば評価はできません。ルール違反をしたものがわかれば、場合によっては今回と同じように一定の懲罰が課せられます。スポーツをはじめこれは、あらゆる場面でルールを守ることが第一の条件というふうになります。

例えば平成29年度上豊内資源保全会総会会議録が町への報告文書の中にあります。その文書は全て架空のものです。一部内容紹介します。

総会日時、場所、一部者数、司会進行、総会の成立、開会宣言、主催者あいさつ、議長選出、議事、監査報告、満場一致で採択、質問及び回答が延べ3回あり、最後にその他の項に、本日の総会に委任状の方、欠席の方には、後日総会の資料及び総会で決定した書面、議事録を送付する。出席した方にも後日議事録を配布する。最後に閉会で締められております。

先ほども言いましたが、これは全て作文されたもので、実際はなかったものなんです。上豊内資源保全会は、総会の未開催や支払われるべき日当の支払いや活動報告を町納税課に提出の際の報告文書において、総会が未開催であるにもかかわらず、さも開催されているように作文された報告や支払い、支払っていないにもかかわらず印鑑を偽造し、押印し、

日当が支払われたような書類を作成し報告していたことと、なぜそういうことをしなければならなかったのかについては、いまだに役員からきちんとした説明もなく理解できないところですが、わかるのは、総会をしなければならないこと、構成員の過半数の出席が必要なこと、農道の草刈り等の作業には日当の支払いが必要なこと、監査は適正にされなければならないこと、などが十分に理解されていたから報告に必要なものとして作成されたものです。

また、組織の構成員とされた方に秘密にしておきたかったことは確かだったというふうに思います。莫大な返還金請求が起こったのは、多面的機能支払交付金要綱のルールを守った活動をしてこなかったこと、問題の発覚を代表を含めた役員の定員についての説明不能の状態が原因であります。活動を村のためにしなかったではありません。

同要綱第12条、交付金の取消し等には、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合、その他不適当なプールした場合、期限を期して当該交付金の全部または一部の返還を命ずるものとあります。今回の返還金は、交付決定の取消しに該当したため、交付金要綱のルールを守らなかったからではないでしょうか。農政課長、答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、ただ今おっしゃいました多面的の要綱の取消しの要件というところがございますけれども、これ国のほうの要綱でございますので、国の要綱につきましては、県、そして県の要綱につきましては町が対象となります。今回、上豊内資源保全会に対しましては、町の補助金交付規則第19条により交付決定の取消し、そして、第20条により返還命令、あくまでも町の規則により行っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 令和2年12月11日、議会全員協議会での多面的機能支払交付金返還に関する報告の3、交付金返還の原因となった不適切事項の1、経理上の不適切処理で維持共同活動の賃金を個人に支払ったような報告をしていたが、実際は個人への支払いはなく、区の会計に入金されていたとありますが、上豊内資源保全会での日当、賃金、100%が区会計への入金とはなっていないのではないでしょうか。農政課長、答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、資源保全会の日当賃金が100%入金となっていないか。それにつきましては100%ではございません。一部領収書等の紛失により確認できていない部分もございますけれども、内容については議員同席頂きました上豊内資源保全会と、それと異議申立者の方、それと町も同席した話し合いの中でも議員確認いただきましたとおり、区に入金する日当賃金を、まず資源保全会の口座から出されまして、そして区のほうに入金する前の段階で、区の支払いに使われて残高を入金されていた、いわゆる相殺されていた。もちろんこの相殺する行為というのが正しい行為ではございませんけれども、以上のようなことで数字の食い違いが出ているものと認識をしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この問題の発端は、上豊内資源保全会役員の正規の活動を長年行ってこなかったことにあるというふうに考えます。そうした意味では、役員は心から反省をし、新たな活動に足を踏み出さなければならないと考えますが、実際今のところそうなっていないと思います。

上豊内資源保全会役員は、多面的機能支払交付金要綱に基づく活動しないと、やめたということも聞いたりしますが、問題発覚以後、会議も活動もあつてないというふうに思います。活動を止めるにしても再開するにしても、構成員を集めた総会を開催し、そのもとで決定されなければならないというふうに考えます。この点では上豊内資源保全会役員の皆さんは、ルールを全くご存じないのか、無視をされているのか分かりません。こういったところでは、これから先この資源保全会の活動自体は再開できない状態にあります。こういった点で農政課としての指導援助は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、議員おっしゃいますとおり、現資源保全会はこの問題が発生したため、令和2年度から活動休止されております。しかし、おっしゃいますとおり、総会が開催されておられませんので、役員の辞任であったり、組織の廃止等については議決をされておられませんので、現在そのままの状態となっております。

そのため町といたしましても、今後上豊内地域全体の活動の為にも、組織を解散するのか、今回の問題を踏まえ、現在の組織で事業内容を見直し、新たにスタートするのか、早急に総会を開催し決定していただきたいということを助言させていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、農政課長のほうからですね、お話もありましたけれども、やはりあの、上豊内区でですね、再度多面的支払交付金を活用しての活動が再開できるようにと、やはり区民の人は思っているというふうに思います。そういった面ではやはりこういった多面的機能支払交付金を活用した活動というのは、それぞれの地域の中、上豊内も含めてですね、ぜひとも必要なものだというふうに私は考えております。

いろいろ感情の問題もあるかもしれませんが、やっぱり改めて一斉に立ってですね、再開できるということをですね、考えられないかということで考えておりますので、その点はどうしてもやっぱり町、農政課の力がですね、必要になるかと思っておりますので、ぜひ力を貸していただきたいというふうに思っております。

この質問の最後になりますが、この問題についての町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 既存の組織を再開するという考え方に対する私の考えですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでの経緯、それから町の担当課としての考え方については、議員とそれから担当課長のやり取りの中でお示ししたとおりです。で、そういう中で、この多面的機能支払交付金を活用した活動を再開しようとする場合は、これはもう言うまでもなく、資源保全会の組織は必要ということになります。

で、現在の状況については、先ほどからお話があるとおりでありまして、新たな形での組織、新たな形での活動ということも含めた場合に、既存のそういった資源保全会自体が現存しているわけですから、いわゆるこれを無視してからまた新たな方向に進んでいくことは、ちょっと考えにくい話じゃないかなというふうに私は理解をしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 予定しておりました質問がかなり多くなりましたので、早口で申し上げて大変失礼をしたというふうに思います。次の通学路の安全対策の問題について質問を進めさせていただきます。

通学路における点検の実施はあっているのでしょうかということで質問します。私も車やバイクを運転しますので、街の道路の状況は気になることもあります。令和2年度主要政策の成果の中で、交通安全施設整備事業で、区画線を整備しているというような報告もあっておりましたが、方向指示の白線や横断歩道の表示など、もはや消えてしまったり薄くなっている箇所が多くあるような気がいたします。

本年6月、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名の児童が死傷するという痛ましい事故が起きました。文科省、国土交通省、警察庁合同による通学路における合同点検の実施についての依頼があつてと思います。

私はこれまでも通学路の安全対策については、危険箇所、要注意箇所の点検を行い、改善を図ってきていると思いますが、今回の依頼があつた通学路の点検の実施は行われたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今年度通学路における点検の実施ということでお答えいたします。児童生徒の登下校時における通学路の安全対策については、今年度も各学校においてですね、学校職員、PTA連携により、危険箇所調査を実施しておるところでございます。また、教職員においては、その他に定期的なパトロールを実施しております。その中でも台風や大雨の時はその都度ということで、朝早くからですね、子どもが登校できる状況であるのかというのをですね、教職員が点検しているところでございます。

その点検した内容についてはですね、教育委員会に報告を速やかにいただいているとこ

ろでございます。

そのほか、地域学校安全指導員や地域ボランティアによる同伴登下校、それと巡回指導等協力をいただいているところがございますが、そこでもですね、危険箇所等の調査や報告をその都度いただいているところがございます。

ご質問のですね、今年度の通学路の点検につきましては、今年9月の16日にですね、合同点検を予定しております。その際は、各学校から危険箇所等を調査した内容を集約しまして、関係機関のメンバーでですね、協議を行うこととしております。

また、その後、当日にですね、現地調査を行いまして、今後の安全対策等についての検討を行うこととしているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町ホームページには、平成30年度の通学路安全対策一覧表が掲載されております。それを見ますと、問題箇所が67カ所もあり、通学路の危険要注意箇所の内容が深刻な状況があるというふうに思います。歩道がない、白線が消えている、転落の恐れ、転落する危険、街灯がなく下校時に危険、横断が困難で危険など、言わば子どもは命がけで登下校しなければならない実態があると思います。

この調査の後、昨年令和2年度、同じように通学路保全対策調査があつてありますが、それを見ますと、危険箇所91カ所で完了が31カ所というふうになってます。30年度も令和2年度も、危険箇所が増加して、完了もしておりますけど、やはり危険な場所が残されているというところがあるというふうに思いますが、やはりこれは通学路でありますので、場合によってはですね、やっぱりこう、負担をかけずに、経費をかけずにできるような所もあるかというふうに思います。そういった点ではこの危険箇所をぜひとも少なくする。またはこう、理想的にはゼロにするというような取り組みが必要かというふうに思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校教育課長。

おっしゃるとおり、通学路の安全確保につきましては、交通事故防止等に関わる安全確保の様々な方策をですね、検討いたしまして、継続的に体制を確立する必要があるというふうに思っております。

平成30年度12月に危険箇所等を調査し、終了したものをもとにですね、関係機関で役割など内容を検討する会議を開催しております。その中で、通学路交通安全プログラムというような要綱的なものをですね、作成しておりますが通学路安全確保に関する取り組みの方針ということでございます。

後日ですね、その内容をもとに30年度甲佐町通学路安全推進会議のメンバーでですね、合同現地点検を実施しております。そしてまた、同年、最終的な検証確認のため、通学路安全推進会議というのを行いまして、その結果についてはですね、その年度の分を通学路安全対策一覧表という一覧表にしまして、町のホームページに掲載しているところがございます。

それから、昨年も甲佐町教育委員会での校長会を通しまして、各学校の通学路の点検は実施しております。コロナ禍でありましたので、合同点検はできていませんけども、改善した箇所や新たに発生した危険箇所など内容についてはですね、更新してホームページに掲載しております。

ご指摘のありました2年度の一覧表では、91カ所掲載しております危険箇所はありますが、内訳といたしましてはですね、完了済と一部完了を含めた施工中、調査中などがですね、60カ所弱あります。あと30数カ所がですね、未整備とはなっております。児童生徒の安全確保のためにですね、関係機関と十分協議を行いまして、計画的、継続的に今後整備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この通学路安全対策一覧表というのは、場所と状況内容、対策内容ということで具体的に書かれてありますので、ものすごくわかりやすいんですね。そういう中で、例えば通学路に草が生えて通りにくいというような所はですね、これは令和2年度もその前も平成30年度も同じように書かれてあるんですよ。そういった意味では、手がつけられてないんじゃないかなというふうに思います。他にもですね、まだ白線が消えているというような所はですね、そんなに時間も経費もかからないんじゃないかというふうに思うんですね。そういうのに、対策がすぐ可能な場所はですね、早く改善をされてですね、対策一覧の中からですね、消していくというふうにですね、で、こう取り込んでいきたいというふうに思います。その点はどうですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ご指摘のまだ改善されてない所についてもできるんじゃないかということでございますけども、草刈り等についてはですね、定期的には実施はしておりますけれども、ずっとその部分が伸びているところがありますので、そういった部分についてはですね、防草ネットとか、防草コンクリートあたりのですね、要望しているところでございます。

それと、白線が消えかかっている箇所につきましては、元年度にですね、町内全域の調査を行っております。その中で緊急性を要する箇所につきましては、白線の引き直し等を実施しております。その他ガードレール、転落防止柵、標識、カーブミラーなどそれぞれ数カ所設置しているところでございます。

また、一時停止線などについてはですね、一部新設して引いてあるところもございます。そういった形で、常に要望を行っておりますけれども、現在、協議検討中の場所につい

てはですね、今まで設置されていなかったところを新設するというような場合は、警察を含めた関係機関とですね、詳細に調査を行って、設置場所など慎重に検討する必要がありますので、そのような理由から、若干時間を要しているというふうにご認識いただければというふうに思います。

また、そのような中でもですね、特に緊急性があると思われる所、これにつきましては、学校と関係機関がその都度速やかに現地調査を行っております。本年度についてもですね、その対策を速やかに講じておりますけれども、まず建設課におきまして甲佐中学校の通学路排水対策、それと白旗小学校の通学路二箇所ですね道路補修等を行っているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町としてもですね、いろんな対策をされているというふうなお話がありました。

そういったところで、具体的な対策をされてですね、やっぱりその、この危険箇所の中からですね、削除ができていくように思います。それと、全国的にも問題になりましたブロック塀についてはですね、これも何箇所か記載があります。そういったところはですね、持ち主の方としっかり相談をされてですね、やっぱりそういう危険ブロックはですね、なくしていくというようなことですね、ぜひやっていただきたいというふうに思います。では質問を進めさせていただきます。

この通学路安全対策一覧表にもございますが、防犯灯の設置状況です。この通学路安全対策一覧表の中学校の通学路の中に、防犯灯の設置が必要だという箇所が6カ所ですか、6カ所ございます。その危険の内容というのは、街灯がなく下校時に危険というふうに記載があります。

そういったことで、この備考欄に防犯灯計画外というふうに記載があります。そして、町のその資料を見させていただくと、計画の中にこの2カ所は載っていないというふうにちょっと、防犯灯の整備方針、今年の3月にできているというふうに思いますが、これを見ますと、3カ所が防犯灯整備ということになって、2カ所が候補が上がっていますが、ここの通学路の安全対策一覧表に載っている、例えば県道三本松甲佐線、やな場から井戸江峡というのは街灯がなく下校時に危険ということですが、そして対策は防犯灯の設置ですけど、防犯灯の計画外というふうになってますので、この状況はどうかということでご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） はい、それではお答えをさせていただきます。まず、防犯灯の設置状況でございますけれども、何回も申しておりますが、28年から5年間、防犯灯整備計画の5カ年計画、これによりまして、主要通学路を中心に設置を進めてまいりました。令和2年度で、物理的に設置できない場所等を除き、13路線、約14キロに278基の設置を終了したところでございます。

さらに今年新たに3月、防犯灯整備方針というのを策定しまして、町内のこれは今度3

路線を中心に延べ3.4キロ、39基を目標に防犯灯の設置を進めているところでございます。

お尋ねの中学校安全対策一覧表の六箇所につきましてははですね、既に対応済みでございます、県道でありかつ道路が狭くて設置ができない部分、あるいは地中にケーブルが埋設してあって設置ができない部分、さらには用水路の上に歩道が設置をされており設置ができない部分、また、稲あるいは花の生育に支障が出るということで設置が困難な場所以外は設置が終了しているというところでございます。

また、先ほど議員おっしゃいました防犯灯計画外と申しますのは、これは当時防犯灯整備5カ年計画の設置路線に入っていなかったというものでございまして、しかしながら、通学路安全対策一覧表に示された路線につきましては、計画外であっても随時対応をしております、例えばナンバー88の路線につきましては、既に25基の防犯灯を設置しておるということでございます。

防犯灯整備方針につきましては、主要通学路ということですね、先ほど言われました県道三本松甲佐線、やな場から井戸江のほうだと思えますけれども、ここにつきましてはですね、いわゆる必要であれば、この設置方針と、整備方針というのを見直すこととしておりますので、ご質問の事につきましては、学校やですね、県道でありますので県と相談しながら、必要性あるいは設置が可能かどうかを判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今ご説明がありました、やはりあの、この防犯灯の設置状況を見ますとですね、地区で言えば宮内地区には何か全然設置がないというふうな状況だというふうに思います。やっぱり宮内地区にお住まいの方はですね、中学生ご本人様も保護者の方もですね、やっぱりこう、設置を強く望んでいらっしゃるというふうに思います。そういったところでは、困難性がある問題もあるかもしれませんが、ぜひ設置をですね、お願いできないかというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日14日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時56分

9月14日（火曜日）

令和3年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

- 1. 招集年月日 令和3年9月10日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 9月14日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 9月14日 午後2時09分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 開議 9月14日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第2 同意第3号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて
- 日程第3 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第5 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第6 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第7 議案第46号 甲佐町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第8 議案第47号 甲佐町債権の管理に関する条例の制定について
- 追加日程第1 発議第3号 専決事項の指定について
- 日程第9 議案第48号 甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第50号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第51号 甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第52号 甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第53号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第54号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議第2号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 同意第2号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宮川安明君） 日程第1、同意第2号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。同意第2号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、本田一誠、令和3年9月10日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員であります美濃田恵一氏が令和3年9月30日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町固定資産評価委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

甲佐町固定資産評価審査委員会委員としてご提案をいたしております本田一誠氏は■■■■■■として多年にわたり■■■■■■■■■■に携われ、また、平成24年11月から現在まで糸田区の区長として町行政の円滑な運営のためご尽力をいただいているところであります。このように氏は、地域からの信頼も厚く、地域行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより、質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

なるためでございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 教育委員会委員の任命について、それではご説明申し上げます。

今回、教育委員会委員としてご提案をいたしております渡邊眞彰氏は、ご存知のように平成25年10月から8年間、教育委員会委員としてその職責を全うしてこられ、本町の教育にご貢献をいただいております。このような氏の教育行政に対する豊かな経験と見識を高く評価しており、委員として適任と判断し、引き続き任命したいので議会の同意を求めらるるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番、はい。甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、現、渡邊眞彰氏が10月17日に任期満了となるため、今提案理由がありまして、また引き続き氏にお願いしたいということで、何ら異議なく同意したいと思っております。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第3号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第3 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第3、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

令和3年6月17日、町長名です。

記1、令和3年度甲佐町一般会計補正予算第2号。

次の次のページをお願いいたします。

令和3年度、甲佐町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億5,337万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条 地方債の追加は第2表 地方債補正による。

令和3年6月17日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款20 繰入金に50万円を追加し、4億8,018万4,000円としています。1の基金繰入金です。

款23 町債に860万円を追加し、10億40万円としています。1の町債です。

歳入合計。補正前の額73億4,427万9,000円に910万円を追加し、73億5,337万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款10 災害復旧費に910万円を追加し、8,260万3,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額73億4,427万9,000円に910万円を追加し、73億5,337万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、1、追加です。起債の目的、災害復旧事業債、限度額860万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行ったあとにおいては当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰上げ償還もしくは低利債に借換えすることができる。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてお願ひいたします。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認についてということでありまして、909万円あまりの追加ということで、思ったことは、災害復旧費ということで何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第4、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは承認第6号についてご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書。熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について。地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年7月15日、町長名です。

熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により熊本県市町村総合事務組合同約の一部を次のとおり変更する。熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更する。別表第1及び別表第2中「熊本県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院

設立組合」に改める。

附則、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は令和3年4月1日から適用する。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてでありますけれども、市町村総合事務組合の規約の一部変更ということで、熊本県北病院機構設立組合を玉名市玉東町病院設立組合に改めるということで、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第5、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 承認第7号についてご説明申し上げます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第7号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

令和3年8月19日、町長名でございます。

記1、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例です。理由といたしましては、行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、個人番号カードの発行に係る事務に関し地方公共団体情報システム機構が定めた額の手数料を徴収することができることとなり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町手数料条例の一部を改正する条例。甲佐町手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第15号」を削り、「第16号」を「第15号」とし、第17号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。承認第7号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町手数料条例の一部を改正する条例ということで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより本条例が改正されることになりましたので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第6、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を

付して報告する。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度の決算に基づき、いわゆる財政健全化法第3条第1項の規定による4つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載しております。まず上段の表の網掛け部分をご覧いただきたいと思っております。実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は特別会計及び水道事業会計を含む会計の状況を示すものでございます。いずれも赤字ではありませんので比率は出ておりません。

次に実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値で表したものでございます。令和2年度は6.3%となっております、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。前年度の6.4%から0.1ポイントと若干減少しておりますけれども、その6.3%となった原因としましては普通交付税に算入する地方債の償還額などが増加したことなどによるものです。なお、令和2年度の単年度の実質公債費比率につきましても同様の理由により前年度の6.4%から0.1ポイント減少し6.3%となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模というものを基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえるものでございます。令和2年度は53%となっており、早期健全化基準の350%を下回る値となっております。失礼しました。令和2年度については53.1%となっております。これは350%の早期健全化基準を下回る値となっております。前年度の55.1%から翌2ポイント減少し53.1%となった要因としましては、将来負担に充当可能な財政調整基金などの基金残高が増加したことによるものでございます。ただいま説明いたしました各比率が、その下の欄の早期健全化基準15.00、20.00、25.0、350.0%を越えますと、黄色信号になりまして財政健全化計画の策定が義務付けられることとなります。さらに、その下の財政再生基準を越えますと赤信号となりまして財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければならないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても資金不足比率の欄には数値が出てきておりません。一番下の表の網掛け部分であります資金不足額に三角がついてマイナスの1億8,988万9,000円となっておりますので、これについては資金不足は生じていない状況となります。このように本町では令和2年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っている状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
以上で報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を終わります。

日程第7 議案第46号 甲佐町過疎地域持続的発展計画について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第46号「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。議案第46号についてご説明申し上げます。

議案第46号、甲佐町過疎地域持続的発展計画について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、甲佐町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年9月10日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、過疎地域の市町村は各都道府県の策定する持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めなければならないため、この議案を提出するものです。甲佐町過疎地域持続的発展計画の説明につきましては、計画案と一緒に配布しております概要版説明資料の1、説明資料の2、こちらにて説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画課長（古閑 敦君） ありがとうございます。それでは、まず概要版の説明資料1により説明いたします。青い説明資料になります。まず今回の計画策定の経緯につきましては、これまでの過疎地域自立促進特別措置法の期間満了に伴いまして、令和3年度から新たな過疎法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されまして、本町はこれまでと同様に本法の規定に基づく過疎地域に指定されることとなりました。指定期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となります。今回、引き続き本町が過疎地域の指定を受けたことによりまして様々な優遇措置を受けることができますが、そのためには法に基づく市町村計画、これを策定する必要があり、今回令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画案を策定したところです。計画の基本方針といたしまして、生活基盤となる交通施設の整備及び生活環境の整備、地域資源等を活用した産業や観光の振興及び企業誘致の促進、結婚から子育てまでの包括的な支援の充実、教育環境をはじめとした教育の振興、保健、医療、福祉のより一層の連携、地域活動や将来を担う人材の確保・育成、情報通信技術を活用した持続可能な地域づくりの構築など、様々な取り組みを行うことで住民の皆様が誇りと自信、愛着を持ち持続可能な地域の形成及び地域資源等を活用した地域活動力の向上を実現させることとしているところです。この基本方針のもと、過疎地域からの脱却という目的に向かい、各施策を進めてまいります。計画の期間といたしましては、過疎地域の指定は令和3年から令和12年までの10年間ですけれども、今回の計画は前期分として5カ年間、令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画ということ

になります。

次に、計画の構成といたしましては、まずはじめに基本的な事項といたしまして町の概況、人口及び産業の推移と動向、町行財政の状況、基本方針、基本目標、達成状況の評価、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合、これを記載しているところです。また、計画がより実行性のある計画となるよう人口目標や財政目標などの目標設定を行うとともに、達成状況の評価を明記することでP D C Aサイクルに基づく評価を行うなど、新たな項目も追加しているところであります。

次に、2、移住定住地域間交流の促進、人材育成から一番下になります13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの各項目につきましては、それぞれの項目ごとに説明いたしますが、それぞれの項目ごとに現況と問題点、これを提起しまして、その問題点に対する今後の対策とその事業計画を整備して記載しているところです。項目ごとの施策の概要につきましては、説明資料の2、こちらに沿って説明いたします。

説明資料の2をお願いします。

まず最初に、2の移住定住地域間交流の促進、人材育成では、まず移住定住といたしまして現在実施している各種支援制度の更なる情報の発信、若者や結婚、子育て世帯に向けて住宅整備に対する経済的支援、民間による宅地開発の支援。地域間交流といたしまして地域資源等を活用、連携させた交流システムの構築の支援。人材育成といたしまして地域活性化に進む活動を推進する団体等への支援と組織の育成強化、地域活動の担い手となる人材の確保・育成などの施策を展開していくこととしています。

次に、産業の振興といたしまして、まず農業では人・農地プランに位置づけられた担い手への支援、農業への企業の参入、若手農業者による株式会社等の農業所得の最大化の実現、地域農業を支える人材の継続的な確保・育成、鳥獣被害に強く生産性の高い新規作物の研究導入及びブランド化、地域の実情に応じた有害鳥獣対策の推進、農業用施設の整備と長寿命化対策の実施。林業といたしまして甲佐町森林整備計画に基づく施策の推進、林業従事者、特に若い労働者の育成・確保、地産事業の推進。商工業的といたしまして、商工会等と連携した市街地の環境整備や商業の活性化に関する取り組み、空き店舗利用活用、買い物弱者への支援、地元購買率の向上、町の特産品等の販路改革、商工会と連携した個々の商店及び地元中小企業の経営安定化。観光又はレクリエーションといたしまして様々な媒体を活用した観光情報のPR活動強化、外国語表示を兼ねた案内板の設置推進、熊本甲佐総合運動公園の活用推進。企業の誘致対策といたしまして県と連携強化を図り効率的な立地PR及び広域的な誘致活動等の推進、空き家、空き店舗、未利用公共施設等活用し、ICTを活用したベンチャー企業やサテライトオフィスなどの誘致、甲佐町国土利用計画の策定とそれに基づく企業誘致活動の推進と仕事の創出。企業の促進といたしまして空き家、空き店舗、未利用公共施設等を活用した企業への支援、県や商工会等と連携し地域特性を生かした企業の促進に向けたシステム作りへの取り組みなどを展開していくこととしております。

次に、地域における情報化といたしまして民間事業者等と情報共有等を通じた通信環境

の向上、見やすい、分かりやすい公式ウェブサイトの運用と公式SNSやメールアプリシステムとの連携、行政サービスのオンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務効率化、またデジタル化、高齢者等への操作研修などデジタルデバインド対策や地域情報化を担う人材確保・育成など施策を展開していくこととしております。

次に、交通施設の整備、交通手段の確保といたしまして、まず国道、県道、町道におきましては県道嘉島甲佐線の整備促進、甲佐町道路整備5カ年計画に基づく安全快適な町道整備の推進、橋梁等の計画的な維持・修繕、交通弱者に対する通行の安全性・利便性に配慮した施設整備の実施。農道、林道といたしまして、農道、林道、作業道等の適正な維持管理と長寿命化。交通確保対策といたしまして、町の地域公共交通に関する指針の作成及び民間事業者支援の継続実施など事業展開していくこととしております。

次に、生活環境の整備です。2枚目になります。まず水道施設、簡易水道等で甲佐町水道事業基本計画に基づく計画的な更新、近隣市町との連携と信頼性の高い水道施設の構築及び経営基盤の強化、2つの組合へ簡易水道の施設老朽化対策支援と上水道拡張の検討、宮内地区飲料水供給施設の更新及び統合を通じた安全安心な水の安定供給。生活排水処理施設といたしまして、甲佐町生活排水処理基本計画に基づく合併処理浄化槽への切替え促進と適正管理。廃棄物の処理といたしまして、郡内5町で連携した一般廃棄物の広域処理に向けた新施設建設の推進、リサイクル推進員と協力したリサイクル推進等の周知徹底、関係機関との連携強化を通じた不法投棄・野焼きの防止。消防防災施設といたしまして、初期消火対策の推進、消防施設整備の充実、防災施設設備等の防災環境の整備推進と自主防災組織等と連携した研究・訓練実施。公営住宅といたしまして、甲佐町公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な長寿命化の推進などの施策を展開していくこととしています。

次に、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、子育て環境の確保といたしまして、子育て支援サービスの事業内容及び地域における子育て支援等の充実、子ども医療費助成の継続実施、不妊治療に対する支援の継続実施。高齢者等の保健福祉の向上及び増進といたしまして、超高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実、障害のある方に対する差別や偏見のない環境づくりと自立支援のための環境づくりの推進、ボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含めた保健、福祉、医療が一体となって支える体制づくりの推進、甲佐町フィットネスセンターの更なる活用の推進、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進などの施策を展開していくこととしております。

次に、医療の確保といたしましては、県や医師会等の関係機関と連携した救急医療体制の推進、乳幼児予防接種の広域化の継続実施などを展開していくこととしております。

次に、教育の振興といたしまして、まず学校教育では地域とともにある学校づくりの推進と個性を生かした豊かな想像力を育成する教育の推進、ICT機器の活用充実、学校運営協議会の活性化と学校経営の充実、学校施設整備の充実を通じた安全な教育環境の確保、県立甲佐高校との連携。社会教育では、まず家庭教育、地域力、地域教育力といたしまして、生涯学習センターを活用した公民館講座の活動支援、地域と学校が連携協力した奉仕

活動、体験活動の支援及び指導体制の充実、地域学校共同活動等の教育支援活動の推進。人権教育といたしまして、地域の実情を踏まえた人権教育及び啓発の推進、学校教育等と連携した更なる人権教育の推進。図書室に関しましては、図書室の利用者増に向けたPRの継続実施及び住民ニーズを反映した蔵書や資料の充実、新たな図書貸出し返却システムの検討。スポーツレクリエーションといたしまして、総合型スポーツクラブの運営充実、県内スポーツチームとの連携による取り組みの推進など施策を展開していくこととしております。

次に、集落の整備といたしまして、地域において自主的・自発的な活動を支援する仕組みづくりの検討、集落支援員及び地域おこし協力隊の派遣制度などを活用した支援の検討など施策を展開していくこととしております。

次のページをお願いいたします。

地域文化の振興等といたしまして、まず芸術文化活動の支援といたしまして、住民が行う芸術・文化活動に対する支援及び自主文化事業の充実、地域文化の継承といたしまして、郷土芸能の活動や存続に対する継続支援と後継者の育成や郷土文化の継承の促進、地域の特色ある郷土芸能や年中行事の映像等への保存・継承。文化財の保護といたしまして、まず指定文化財が未指定文化財の継続的な調査、価値付けの実施、地域文化の掘り起こしやそれらの保護・保全、陣内城跡の積極的な周知広報などの施策を展開していくこととしております。

次に、再生可能エネルギー利用の推進といたしまして、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進といたしまして、行政が率先し温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの活用、住宅やオフィス、店舗、工場等への太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入促進。再生にも有効なエネルギーシステムの構築といたしまして、自立分散型のエネルギーシステムの普及拡大、電気自動車等の次世代自動車の活用推進などの施策を展開していくこととしております。

次に、その他地域の持続的発展に関し必要な事項といたしましては、地域活性化に資する活動を推進する団体等への支援と組織の育成強化、地域活動の担い手となる人材の確保・育成、これらの施策を展開することとしております。

項目ごとの施策の概要につきましては、今、資料によって説明したところになります。このように様々な取り組み、施策を行うことで持続可能な地域の形成及び地域資源等を活用した地域活動の向上を実現させることとして各施策を進めてまいります。

以上、甲佐町過疎地域持続的発展計画の概要になります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。ここの中にですね、34ページですね、子ども医療費の助成の継続ということでありますが、厚労省のホームページで子ども医療費に対する支援ということで調べてみますと、熊本県の45の自治体では16自治体が15歳までの医

療費を助成し、29自治体は18歳までの医療費を助成をしております。このうち、29自治体のうち、10自治体がおよそこの3年間で15歳から18歳まで引き上げられたものです。そういった意味で継続ということもですね、評価できる面はあると思いますが、こういった面で、この子ども医療費の助成の引上げ、18歳まで引上げということは、いわゆるその発展計画にならせんかなと思うんですけど、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 子育て支援対策等については、これまでも述べてきたとおり一つの事柄に注視するというだけではなくてですね、全体的な視点から取り組んでいくべきものだろうというふうに思っております。今回の過疎計画策定時点におきましては、この子ども医療費に関しましては、一応現状の体制を継続していくんだというような考えで計画を立ててあるということでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） さっきの医療費の件ですけれども、町長よく一面的だというふうにですね、おっしゃって、全体を見てもらわなければ困るというふうにですね、かねがね言われるんですけども、その点についてですけれども、町側で今実施は、今、子育てについてはですね、いろいろ、町長が言われてたように実施をしていると思うんですけども、大きくはですね、住宅政策がですね、大きなものだろうというふうに思うんですけども、それ以外についてはですね、なかなか不妊治療も新しく、制度として作りましたけれども、そうした新しく家を建てる人以外の一般的なですね、子育て中の世帯にとってもですね、様々な支援策っていうのは、それについては、やはり他市町村ともですね、是非検討をされてですね、いただきたいなというふうに思います。過疎債をですね、使ってやっているとことなんですけども、どうかこの過疎債の中ですね、この枠をですね、広げていただいて、やっぱり広く子育て世帯にですね、その家を建てる人の支援だけではなくてですね、普通の世帯にもですね、及ぶような政策をですね、是非充実させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 支援策については、住宅に関する手立てということではなくて、甲佐町がわりと先進的にですね、取り組んできたものもたくさんあったかと思えます。で、医療費の中学生までの無償化についても、これも郡内では早いほうだったと思えますし、あと様々な点でもですね、いろいろ取り組んできたという自負はあります。で、過疎債の枠を広げるとおっしゃいましたけれども、この過疎債のソフト事業に使える枠っていうんですか、それは昨日申し上げたとおりある程度決まっていますので、で、甲佐町でできる範囲でのソフト事業に充当できる対応はずっとやらしていただいているんで、それ以上といってもこれはなかなか難しい。枠が決まっている状況ですのでね、ていうことはまず理解していただかなきゃいかんかなと思います。で、新たな支援策としては、18歳までのというような佐野議員のご提案にもありましたけれども、現段階ではこの医療費無償化については中学校までということ現段階では考えてます。で、それは、そういったこと以外でも

何かできんかなということ、それは執行部内でもですね、今いろいろ検討をしているところですけど、まだ最終的なこれといった事業の立案、制度設計ができておりませんので、その点がはっきり見えた段階では議員の皆様方にもお示しができるかなと思います。ただ現段階ではまだ今検討中ということでのご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。3番、田中です。生活環境の整備の中で廃棄物の処理、郡内5町で連携した一般廃棄物の広域処理に向けた新施設の建設推進ということになっておりますが、今どのあたりまで進んでいますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 初日でしたか、ご説明申し上げたとおり、現段階で用地買収のほうがほとんど終わりに近づいているわけですが、ただ相続等の理由でちょっと時間がかかっている筆が1筆ありますので、その点については司法書士の先生にですね、お願いして進めさせていただくというようなことになっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。ページのですね、14ページで、産業の振興の中で林業の分野をうたっているところがございます。で、以前も私1回早い時期にお尋ねしたことがあると思うんですけども、この文章読みますと、本町の森林は2,557ヘクタール、町の総面積に対する割合は44%ある。その中で、人工林が1,505ヘクタールございます。あるということがございます。で、何を言いたいかといいますと、甲佐町、特に町が所有する町有林、甲佐岳、それと寒野の手蝶山、豊内の湯田の裏、白旗小学校の裏、私が知る限りではその辺にありますけど、ほとんどが人工林です。以前は町としても植林をしたり間伐をしたり、今も間伐はされとっと思うんですけど、もうそういった樹木も樹齢50年を越えるような伐期を迎えた材、その杉とか檜の良材が非常に多くなってきていることと思うんですけども、この下のほうを見ますと国産材価格が長引く低迷と書いてあります。で、ずーっと見てみますと、結構間伐っていうか材木を伐採した大きなダンプ、トラックへの交通量が増えてきたような感じを私は持っております。で、どうも感じるにですね、この木材の需要価格については以前に比べて少し上がってきてるんじゃないかというような認識を今思ってるんですよ。そうしたときに、以前はその材料を出すのに費用が結構かかって、索道辺をはったときに採算が合わないというようなこともありましたけど、今、テレビ等で見てみますと、もう間伐して枝切りして出せるような機械も紹介されていたような報道も見ますので、時期的には一番いいチャンスが到来しはしないかなという思いがあるんで、担当課としてのそのへの認識についてはどう考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、町が持つてゐる町有林の今の樹齡がですね、もうかなり適齡期を過ぎておるといふことで、鳴瀬議員言われるように木材の単価といふか木材の仕入れ価格が高騰化しているといふような状況も知っておりますけども、そういった提案をですね、今後もちよつと参考にしながらですね、政策について反映させていきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ひいてはですね、今のところは健全な財政がなつるといふことで説明をいただきましたので、もしそれが財政にもプラスとなつて町のほうに入ってくればですね、ものすごい財産があるのと一緒なんで、是非そのへんも注視していただきたいと思ひます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野。甲佐町過疎地域持続的発展計画の名称のように町の発展はいかに持続的に発展するかが重要と考えます。そこで子育て環境の括弧の中の子ども医療費助成事業については、今後いろいろな助成を継続し不妊治療に対する支援も継続するとありますが、厚労省ホームページで子ども医療費支援の実際の状況見ますと、熊本県45地方自治体では16自治体が15歳までの医療費を助成し、29自治体が18歳までの医療費を助成をしております。この29自治体のうち10自治体がおよそこの3年間で15歳から18歳までに引上げたものです。町はこの過疎地域持続的発展計画でも分かりますように定住促進や産業振興交通対策、環境整備、子育て支援等全面的な町の発展を考えていますが、甲佐町の支援においてはもっと政策の発展が必要と考えます。また町道整備5カ年計画には一部賛成できない路線も含まれております。といふことで甲佐町過疎地域持続的発展計画案については反対です。

以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい。議案第46号、甲佐町過疎地域持続的発展計画でありますけれども、これは今回の過疎計画は10年間延長されて、そのうちの5年間分について計画をされております。今の反対理由の中では、子育て支援が非常にこう、もっともっとやるべきじゃなかつたといふようなことを言われておられますけれども、町長のほうでは子育て支援は今後総合的に考えて、今検討中であるといふことでありますし、また一部の路線が反対だとありますけれども、そういった路線に賛成だといふような明確はなかなか難しい

ものではないのかなという思いもあります。今度の過疎計画、この5年間の計画の中で、大いにこう甲佐町の発展をですね、実施していただいて、その礎となるような計画を立てて、それを実行していってもらいたい、いうふうに考えますので、本議案につきましては賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第46号「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 賛成多数、よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第47号 甲佐町債権の管理に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第47号「甲佐町債権の管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、おはようございます。はい、議案第47号でございます。甲佐町債権の管理に関する条例の制定について。

甲佐町債権の管理に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

提案理由といたしまして、公正かつ効率的な行財政の運営に資するための町の債権の管理に関する規定を設ける必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、甲佐町債権の管理に関する条例案について要点をご説明させていただきます。

第1条は目的でございます。この条例は町の債権の管理について必要な事項を定めることにより当該事務の適正化を図り、もって校正かつ効率的な行財政の運営に資することを目的とするものでございます。

第2条は定義でございます。この条例の言葉となります。町の債権につきましては金銭の給付を目的とする町の権利とします。それから町税とございますが、次の強制徴収債権。これにつきましては町の債権の中では保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などが当たります。

次に、非強制徴収債権。これは町の中で町営住宅使用料等、水道料、有線使用料、老人ホーム措置負担金等として運用することといたします。強制徴収債権は滞納処分ができる債権、非強制徴収債権は裁判所に訴えなければならぬものとなります。

第3条は他の法令等との関係、第4条は町長の責任について規定をしております。

第5条は台帳の整備について。台帳に記載すべき事項を定めることとします。

第6条は債務者に関する情報収集等となります。滞納者の情報につきまして庁内で共有し強制的な徴収をする場合、それから資力がどうしてもなくて強制徴収をしないように見合わせる、それから最終的には債権放棄する、そういったことを適性に判断していくために庁内で情報共有を図るとともに全庁体制で債権管理に当たるための規定となります。

第7条は徴収計画について定めております。

第8条は保険料などの強制徴収債権の滞納処分に係る権限の委任を町長が職員にすることができるとしているものです。

第9条は同じく保険料などの強制徴収債権の滞納処分は督促後速やかに行わなければならないとするものです。

第10条は町営住宅、水道料などの非強制徴収債権の強制執行、その他とるべき措置、それから時期についての基準を定めたものとなります。とるべき基準といたしましては、裁判所介しての強制執行ですとか徴収、停止、債務の免除、それから債権放棄、そういったこととなります。

第11条が債権の放棄としておりますが、これはあくまでも強制徴収ができない町営住宅使用料ですとか水道料などの非強制徴収債権について放棄ができる場合を定めたものでございます。放棄がすることができる場合としまして、当該債権について施行の期間を満了したとき。1つ飛びますが、3号、債務者が死亡し、その債務について限定処分があった場合。第4号に債務者である法人が清算終わったとき。第5号に破産法上の破産、選考。会社更生法上の更生計画の認定などで債務の責任を逃れたときとしております。

それから、元に戻りまして第2号ですが、債務者が無資力又はこれと同じ状態にあり、相当の期間経過しても資力が回復する見込みがない、一定の期間を過ぎても生活が著しく困窮されている場合というふうにしております。このようなことで債権管理条例の中で債権の管理について、その統一的な基準を整備しまして、まず生活に著しく困窮されていて、そういったことでお支払いができない方、それからお支払いができるのに支払いをされない悪質な滞納者の方、こういった方を基準によって区分をしたところですね、どうしても徴収が、お支払いができない案件の方につきましてはこの条例等の基準によりまして、議会の議決によらず、その計画的に放棄をして整理ができるように、生活困窮されるような方の滞納を整理をするようにしたいというものです。それから悪質な滞納の案件に関しましては、機動的にタイムリーに強制徴収を可能とするようなことで債権の管理・収入を確保してまいりたいということでございます。強制執行などに関しましてはどうしても議会の議決が必要になるものでございますが、債権の管理を、基準をですね、このように条例などに整備をしまして、また、債権の管理のための庁内の情報共有も十分図ったところ

で、全庁体制で債権管理に取り組んでまいりたいということでこの条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 昨日も説明を受けたんですけども、ちょっとお聞きそびれた点なんですけれども、何条ですかね、第11条の中にですね、の4の中に、債務者である法人の清算が終了したときというふうにありますけれども、漠然とわかるんですけども、少し、もう少し突っ込んで具体的にちょっと説明をお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、法人に関しましては、まず解散の登記ですとか、清算の登記などは商業登記簿上で登記があるのですけれども、法人がもう立ち行かなくなりまして清算をされる場合、債務と負債をすべて整理して会社をたたまれるような場合、もう最終的にもうその法人はもう消滅するということになります。そういった事例になってまいります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第47号、甲佐町債権の管理に関する条例の制定についてということでございますが、ただいま担当課長の説明がありましたとおり、公正かつ効率的な行財政の運営に資するための町の債権の管理に関する規定を設ける必要が生じたということでございますので、制定については何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第47号「甲佐町債権の管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号「甲佐町債権の管理に関する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、宮本修治議員ほか1名から発議第3号「専決事項の指定について」が提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号「専決事項の指定について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。資料配布のためしばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第3号 専決事項の指定について

○議長（宮川安明君） 追加日程第1、発議第3号「専決事項の指定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） はい、それでは発議について朗読いたします。

発議第3号、令和3年9月14日、甲佐町議会議長 宮川安明様、提出者、甲佐町議会議員宮本修治、同じく荒田博。

専決事項の指定について。町長において専決処分することができる事項を指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。提案理由、議会の権限に属する事項について迅速な対応を行うことにより円滑かつ能率的な行政運営を図ることが適当であることから、地方自治法第180条第1項の規定により町長が専決処分することができる事項として指定するものである。

専決事項の指定。甲佐町議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項に指定する。

1、町営住宅等の家賃等及び明渡しの請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2、町の金銭債権でその額が1件100万円以下のものに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

3、法律上、町の義務に属する損害賠償でその額が1件100万円以下のものの額を定めること。並びに、これに伴う和解及び調停に関すること。

附則、この指定は議決の日から適用する。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

8番、宮本議員。

○8番（宮本修治君） それでは、説明を行います。議案第47号、甲佐町債権の管理に関する条例の制定についてが可決されたことに伴い発議したものでございます。可決された甲佐町債権の管理に関する条例第10条で強制執行その他、その保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならないと規定されており、地方自治法第96条で議会の議決事項となっております。訴えの提起、和解及び調停について町長の専決事項として指定することにより迅速な対応が可能となります。また、損害賠償に伴う和解及び調停に関しましても迅速な対応が可能となり専決事項を指定することで円滑かつ能率的な行政運営がされるものでございます。

以上のことから議員各位におかれましても賢明なるご判断をお願いし、説明とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい。発議第3号でありますけれども、これは今、宮本議員のほうから発議された中では、もう提案理由の中で迅速な対応を町が行うことによりまして円滑かつ能率的な行政運営ができますこと、それに対しまして議会の権限の中から町長に専決事項として、ここに書いてます1、2、3の3つの条件のもとに指定をするものでありますので、何ら異議なくこの発議に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから発議第3号「専決事項の指定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの発議第3号、専決事項の指定についての件で、議員各位には本当に有り難く感謝を申し上げるところであります。先ほどの議案第47号、甲佐町債権の管理に関する条例の制定を受けての議員の皆さん方の発議ありましたけれども、今回、その発議の決定によりまして、今後の甲佐町の債権の管理についてより一層のスムーズな運営が、管理ができるなというふうに思っておりますので、改めて議員各位にはお礼を申し上げたいと思います。本当にお世話になりました。

日程第9 議案第48号 甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第48号「甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、それでは議案第48号、甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日をもって失効し、令和3年4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことなどに伴いまして本条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。

甲佐町税特別措置条例（平成元年甲佐町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1号、該当工場等の項、固定資産の種類欄中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第24条」に改め、第2号該当工場等の項、固定資産の種類欄中「第25条」を「第26条」に改める。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

経過措置、この条例による改正前の過疎地域自立促進特別措置法に基づく甲佐町税特別措置条例（以下旧条例という）の規定により不均一課税をした固定資産税及び不均一課税をするべきであった固定資産税については旧条例の規定は、この条例の施行の日以後もなおその効力を有する。令和3年4月1日から交付日までの間に清算設備等の取得等をしたものについては、旧条例の規定するところにより固定資産税の不均一課税をすることができるというものでございます。

その次のページが新旧対照表と資料としてしておりますが、この一部改正の条例に関しましては新しい過疎法が今年4月1日に施行されたことから、甲佐町税特別措置条例

第2条関係の別表中の第1号該当工場等において参照する法律名が変わることになりましたので、この部分について改正するものとなります。また、第2号該当工場等になりますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律について、昨年10月に一部改正がなされております。その際に法律に条ずれが生じておりまして、このために第25条を26条に改正するというものになります。

議案につきまして以上となります。よろしくご審議お願いします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい、1番、甲斐でございます。議案第48号、甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課から説明がございましたとおり、過疎地域自立促進特別措置法の執行に伴い新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴うため本条例を改正する必要性が生じたということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第48号「甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号「甲佐町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第49号 甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第49号「甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、では、議案49号についてご説明申し上げます。

議案第49号、甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって

失効し、令和3年4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、本条例中を改正する必要性が生じたためこの提案を提出するものでございます。

次のページが改正分となっております。次のページをお願いいたします。

甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例。甲佐町工場等設置奨励条例の一部を次のように改正する。

第1条中「工場等を新設し、又は増設する」を「工場等を新設又は改修等をする」に改める。第3条第1項、各号別記以外の部分中「新設又は増設される」を「新設又は改修等をされる」に改め、同項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条」に、「雇用者（日日雇い入れられる者を除く）の数が5人を超える者」を「雇用者（日日雇い入れられる者を除く）を5人以上」に改める。第5条第1項中「適用工場等を新設し、又は増設する」を「適用工場等の指定を受ける」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページが資料としまして、新旧対照表となっております。左側に現行法、右側に改正案というふうになっています。

説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。議案第49号、甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例に関しましても新たな過疎法の施行に伴いまして条例の一部改正が生じたということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第49号「甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号「甲佐町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第50号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第50号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとするものです。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例。甲佐町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第27条の2中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に、同条「第8号」を同条「第9号」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによりまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたのでこの議案を提出するものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第50号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより本条例の一部を改正することが生じたということで何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第50号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第51号 甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第51号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは議案第51号についてご説明申し上げます。

議案第51号、甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名です。

甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「11人」を「10人」に改める。

附則1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例の施行の際、現に在職する農地利用最適化推進委員の任期中に限り、改正後の甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第2条中「10人」とあるのは「11人」と読み替えるものとする。

提案理由といたしましては、農地面積の減少に伴い農業委員会に関する法律施行令に定められた定数の基準に従い農地利用最適化推進委員の定数を改めるため、この議案を提出するものでございます。今回の改正は農業委員会等に関する法律施行令により農地利用最適化推進委員の定数が定められておりました、区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して経た数以下であることとなっております。これにより計算し、定数を11人としておりましたが、農林業センサスにより経営耕地面積が936ヘクタールとなったため100で除した数、9.36に小数点以下を切り上げて10人となりますので、今回定数を改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 担当課長のほうに質問させていただきます。今回936という、ヘクタールという我が町の農地面積がっておりますけれども、農林センサスは5年以上ですかね、ということは5年前と何が、どれぐらい減って、農地が減ったのか、その点をもう少しこう、教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、ご説明申し上げます。まず、今回が936ヘクタールということになります。で、この11人の定数に関しては5年前、10年前、農地利用最適化推進委員さんができたときの面積により継続しておりました。そのときの面積が1,035ヘクタールということで、10年間で99ヘクタールが減少しているということになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 100ヘクタール近く減ったということになりますけれども、これは、大体分かるんですけれども、大体その理由をですね、大体どういう理由でこういう減少があるのか、それと、甲佐町の地域でどの地区かがこう、多くこの農地が減っているのか、その点を教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。今回、数値で用いておりますのが、その経営耕地面積というところで、実際に遊休農地等ではなく実際に耕作されている農地ということになります。で、要因といたしましては耕作放棄地、遊休農地の増加というのもございますし、あとは農地の転用等により面積が少なくなったっていうところが主な要因ではないだろうかというのは感じております。ただ、どの地区とかがそういう部分が多いっていうところになりますと、詳細の分析まではしておりませんが、考えますのが、今回の熊本地震によりまして農地が地震により耕作が不能になったっていうところで山付き、特に宮内地区あたりでの減少っていうものが大きいものではないかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。現在、農地利用最適化推進委員についてご説明を受けておりますけれども、これは農業委員会に関する法律が改正されたときに、もともとは農業委員さんだけだったんですけど、その方たちとともに農地を守っていくための推進委員さんということで、できたと考えております。で、そのとき、現在考えますと農業委員さんは先般説明を受けたと思うんですけど14名ですかね、で、本来ならば最適化推進委員さんも14名おられるのが一番いいと思うんですけども、やっぱそういった法律の関係の中でやっぱ制約を受けると、特に推進委員さんについてはですね。ということで、面積が10年間で99ヘクタールですか？減少したということですね。これについては決算のときもちょっとお尋ねしましたけれども、住宅用地だったり工場用地、雑種地、あるいは太陽光発電用地、その他もろもろによって開発等され発展していった、その過程かなと思うんですけども。じゃあ、一つだけお尋ねしますけど農業委員さんは14名ておられますけど、この方たちはどのような感じで選ばれてきているのかを説明いただけますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは農業委員さんの選任についてということで、ご質問でございますけれども、先だつての決算の認定の際にも若干申し上げたと思いますが、農業委員さんに関しましては、まずは推薦、公募っていうかたちで募集をいたします。で、その中で公募、推薦で応募してこられた委員さんを内部の評価委員会に1回かけます。そこで適格かどうかというところを町長の諮問を受けまして、決定をすると、そしてそのあと議会のほうで議決をしていただく、そして町長が任命するっていうような流れになっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） その、何か要件があるんでしょ。14名の内訳にはこういう人、こういう人、こういう人っていう選定の理由が。それは分かりますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、要件につきまして14名のうち明確に定まっていますのが、14名の過半以上を認定農業者もしくは、その認定を受けた法人の役員が占めなければならないっていうのが1点。それともう1点、これはもう必須、これも必須でございますけれども、利害関係がない者、非農家の方を1名以上入れなければいけない。あとは、これは努力義務ということになりますけれども、若手農業者、それと女性農業者を入れるように努力をしなければならないということで明確に基準で決まっておりますのが過半が認定農業者でなければならない、それと利害関係がない者を必ず1名以上ということが決まっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。議案第51号、甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これにつきまして、今、ただいま質問させていただきましたけれども、農地面積の減少ということでございますけれども、これにつきましてはいろいろな町としての開発も当然学んできたものと考えます。ただ、残った農地については今まで以上に管理されていってですね、いい、より農業政策ができるようなことを期待いたします。で、最終的には農業委員会に関する法律によって人数が決定しているということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第51号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第52号 甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第52号「甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それでは、議案第52号について説明を申し上げます。

議案第52号、甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。

甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例。甲佐町集会所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、中早川集会所の項を削る。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、道路改良のため解体撤去した中早川集会所を新築移転後、中早川区へ譲渡したことに伴いまして本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。表のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい、議案第52号、甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、担当課長のほうから説明がありましたとおり道路改良に伴う本議案の改定でありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第52号「甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号「甲佐町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 昼食のため、しばらく休憩します。

休憩 午後12時05分

再開 午後13時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第53号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案第53号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第53号についてご説明いたします。議案第53号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）でございます。次のページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,300万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ76億2,638万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款14、分担金及び負担金に112万9,000円を追加し、4,280万2,000円としています。2の分担金です。

款16、国庫支出金に7,330万9,000円を追加し、15億6,613万円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款17、県支出金に3,351万1,000円を追加し、6億3,335万9,000円としています。2の補助金、県補助金です。

款19、寄付金に1,000万円を追加し、1億1,000万1,000円としております。1の寄付金です。

款20、繰入金から4,120万6,000円を減額し、4億4,597万8,000円としています。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款21、繰越金に1億3,143万8,000円を追加し、1億8,143万8,000円としています。1の繰越金です。

款22、諸収入に452万6,000円を追加し、5,279万円としています。5の雑入です。

款23、町債に6,030万円を追加し、10億6,070万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額73億5,337万9,000円に2億7,300万7,000円を追加し、76億2,638万6,000円としています。次のページをお願いします。

歳出です。款1、議会費に84万9,000円を追加し、7,911万9,000円としています。1の議会費です。

款2、総務費に5,934万3,000円を追加し、10億9,882万1,000円としています。1の総務管理費、2の徴税费です。

款3、民生費に1,131万6,000円を追加し、19億2,922万4,000円としています。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に3,451万2,000円を追加し6億5,665万2,000円としています。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に1,411万3,000円を追加し、3億3,847万1,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費に489万1,000円を追加し、2億2,254万9,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に1,846万3,000円を追加し、9億5,388万5,000円としています。1の土木管理費、4の住宅費です。

款8、消防費に3,431万1,000円を追加し、3億3,726万円としています。1の消防費です。

款9、教育費に483万3,000円を追加し、7億8,678万6,000円としております。1の教育総務費から3の中学校費までです。

款10、災害復旧費に9,037万6,000円を追加し、1億7,297万9,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から次のページにわたりまして2の公共土木施設災害復旧費までです。

歳出合計、補正前の額73億5,337万9,000円に2億7,300万7,000円を追加し、76億2,638万6,000円としております。次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。事項として投票用紙分類機ユニット賃貸借料、期間が令和4年度から令和7年度まで、限度額が180万円です。次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1、変更です。起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。記載の目的が、過疎対策事業債に2,960万円を追加しまして、補正後の限度額を6億5,770万円としております。また、災害復旧事業債に3,070万円を追加し、補正後の限度額を3,930万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。本予算全部ということなのですが、昨日、全員協議会の中での新型コロナワクチン接種の進捗状況をお聞きしておりますが、対象者数は

9,219名が接種、今のところ9割ほど終えるということでございますけど、本町におけるワクチン接種事業に対してどのくらい費用がかかるのかを、今回の補正でも増額とされておりますけれども、大体わかるようであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 今現在、その補正等も今回お願いしておるところでございますけれども、その事業費にというところでございますが、まだ変更も、今これからは起こるといことも考えられますので、総事業費については、今現在の予防費の中のいわゆる8,100万、この中での事業費ということでございますので、予防費は、このほかの予防接種とかもございまして、具体的な金額は申し訳ありませんがちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時11分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 申し訳ありません。先ほど私が補正以前の額で8,100万というふうに申しましたが、一応概算の金額でありますけれども、9,150万ほどが今の現状の金額ということになります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの18ページの歳出なんですけど、款5の農林水産業費の農地費の中の原材料費で、今回補正額で70万ほど農業用施設の原材料ということで計上になってます。であの、当初予算はちょっと見てきたんですけれども、当初予算ではおそらくたしか50万の当初予算だったと思います。それに対して今回、9月補正で70万の増額ということで、考えてみるとですね、おそらく当初予算は非常に予算組みをされる時に、非常に苦慮された予算組み、圧縮された予算ではなかったかなとちょっと推測をしますけど、原材料支給というのは、地元からの要望が前年度ぐらいに上がってきて、それを予算化されたと思うんですけれども、それに対して圧縮された当初予算、そして今回9月に補正で70万上がってきたということで。

でその、農政関係のその要望、原材料の中で、今回70万増額することによって、要望額全体の何割をカバーすることができるかというのは大体時期的にはわかりますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。原材料費についてですけれども、今回補正に上げておりますのは、この間の5月の梅雨の走りの時に豪雨がっております。その豪雨で農道が穿掘してだいぶ歩行ができなくなったというところで、その農

道については毎年毎年砂利等で補充しておったんですけど、ここ数年続いているということで、今回の大雨でかなりそれがひどくなったと。その農道については、もともとその地域の多面的とか中山間のエリアに入っていない所というところで、町の方で毎年砂利を入れておりますが、生コンを支給して一気にやっちゃって、今から先、来年以降の需要をなくそうというところで、行政区のほうからも以前からも要望上がってございましたけれども、今回それで予算化したところがございます。

おっしゃいましたとおり、地域からの要望というのでもかなりございます。それに対する率というのはなかなか把握、把握といいますか計算上ができないところもございます。といいますのも、その箇所箇所によって、例えばその地域での多面的とかそういう取り組みでお願いする、で、町がじゃあそこについて、方法がないので町から支援するというのもございます。特に農道、農業関係については、町がすべてするべきものではないというふうに考えますので、で、実際のところ予算要望が上がって、それを複数年に分けて支給している部分もございます。で、当初予算で組んでる部分については、そこで行政区のほうとお話をして、その範囲の中で組んでいる額ということになっております。

議員おっしゃいますとおり、なかなか財政状況が厳しい中でございますので、その部分について縮小もしておるところでございますが、基本的には行政区のほうとお話をして、できる範囲のところ予算を組んでいるというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 非常に予算に対して苦慮されておるということが重々わかりました。なぜ質問したかといいますとですね、毎年同じ箇所をですね、部落要望として上げて、なかなか予算が思うようについてこないとかいうのが、いろんな複数の部落から出てお尋ねすることがあります。

そういう中で、最終的にはやっぱり担当課である課長さんとか課員の方で協議されて現地を見られて、ここ、いうなれば3年4年かかる所は2年でここはいくとか、ここについてはもうちょっと待ってもらって、一気に次年度以降仕上げるとかいうようなそういった判断についてですね、そういった明確なある程度お答えをですね、地元に戻していただければ、それは地元の方でも、皆さん方ですよ、こういった条件だったけんもうちょっと待ってくれとか、そのことにつながっていくと思うんですよ。

で、あとは技術的なこともあるでしょうけど、その効果がなるべく一気に発揮できるように、ちょこちょこやっていくんじゃないかと、ある程度その状況を見てですね、そのへんの考え方を地元に戻ってやっぱりわかりやすく伝えていただければいいのかなと思って質問いたしました。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 鳴瀬議員のほうから原材料の件でのご質問をいただいておりますけど、これは鳴瀬議員もですね、いろんな各行政区のほうからお願いが上がって、なかなかそれを全て処理をしようとするとき、非常に苦慮された経験があるんじゃないかと思っております。ほとんどとは言いませんけど、各行政区から要望書を取りまとめして、執行部に

上がってくる時にですね、その大半はやはりハード事業、特に町道あるいは農道の維持管理、修繕というのが非常に多いわけなので、これをおっしゃるように計画分けして2年3年でやるのが一番いいんでしょうけど、なかなかその辺が、あんまり予算の関係という言葉は使いたくないんですけど、現実問題としては、一般財源を使うわけですから、里道等の狭隘事業等使える場合はまた別な話なんですけど、なかなか町の単独事業の予算といったら厳しい面があります。

ただ、おっしゃるように意味合いは充分わかりますので、そのへんを頭に入れながら対応するようにまた頑張ってみたいと。そういうことでご理解ください。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。宮本議員。

○8番（宮本修治君） 20ページの土木費の中で住宅管理費、住宅使用料等訴訟委託料61万6,000円となっておりますけれども、このちょっと説明をお願いしたいと。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、この住宅使用料等訴訟委託料というものは、先ほど条例改正と、あと議員さんの町長の専決事項の中で、訴えの提起あたりの指定がなされたんですけれども、その中で住宅使用料のですね、悪質な滞納者、その2名の方をですね、未払い賃料の請求と、建物の明け渡し請求をやっていこうという弁護士さんへの委任費用でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 滞納の2名ということで、明け渡しも含めたということですが、この61万6,000円弁護士費用として払うということですが、かなり高額かなと思いますけれども、この61万6,000円を払って、その滞納者も含めて滞納金額というとは2名の方でいくらあるわけですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 2名の方で約ですね、1名の方が100万円、もう1名の方が30万円で130万円です。以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 1名の方が100万円と1名の方が30万円ということは、もう入られた時から払ってないということですかね。100万円ということは高額ですね。それでは、町側からとしてはいろんな対応はされてたということですかね。でも、訴訟になるのでも、もうそういう方は悪質とみなしたということですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今回の2名の方につきましては、町営住宅、公営住宅ではなくてですね、サンコーポラスに居住された方で、家賃が約4万円ほどしますので、1年間払わないと50万円程度の家賃が溜まっていくということで、もう入居当時からですね、平成22年から入居されて、払ったり払わなかったり、ここ20年ぐらいきております。で、もう私たちのいろんな対策をしてもですね、あまり相手にしてもらえない、とい

った悪質な案件でございます。

それともう1件のほうはですね、もう退出をされてですね、町外に行かれておりますけれども、そちらも追跡調査をしてですね、このままで滞納のまま置いとくわけにはいかないということで、訴訟をしてですね、未払家賃の回収をするということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。20ページのですね、田原地区消防格納庫整備工事ということで予算計上されておりますけれども、この田原地区消防格納庫につきまして今、田原地区の現団員数とか、あとは私の記憶、私も以前役場で消防の担当してたんですけど、あんまりそういった消防の団員数が多いような地区ではなかったかなと思うんですけど、今後、隣の府領地区とかと合併を見据えたところでの、こういった格納庫の整備をされているのか、そのあたりをお尋ねします。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 失礼しました。田原地区が今府領の団員数は今9人という状況でございます。で、今後府領との統合とかは考えられないかと言うところでございますけれども、消防団の各部の統合につきましては、もうだんだん少子化しておりますので、当然ながら、必要なところは統合していくというようなことで、団のほうと協議しながら進めていくわけでございますけど、田原地区と府領というかたちになって、もしも、府領のほうに統合になるということになればですね、ここの消防の倉庫については、もう自主防災あたりのですね、地区の資材等の格納庫いう形で活用していただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。それとちょうど消防格納庫の整備ということで関連してちょっとお尋ねしたいんですけど、消防詰所格納庫ですね、その財産の管理というのは、町ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、消防詰所格納庫については、町が全体的な管理はですね、するべきものだろうとは思いますが、通常、維持経費については、部の運営交付金と聞いておりますので、部のほうで維持管理をお願いしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） すいません。はい、これ要望といいますかですね、実はあの、先般の大雨の時に、これは私の地元の消防詰所なんですけど、水道が簡易水道が引いてあってですね、で、大雨の時に消防団が詰所に待機してて、まあ、災害時には消防団としては詰所というのは拠点になる施設なんですけど、で、うちの消防詰所、うちのっていますか、下豊内地区の消防詰所につきましては簡易水道が引いてあるということで、山水で泥水しか出てこなくてですね、詰所に待機してるけど、水を使おうと思ったら泥水、もう山水で、水道が使えなかったというような話も出ておりますので、そういった災害時の拠点となる施設だから、今後ですね、そういった所、ほかにあるかもしれませんので、調査をしていただいて、できれば上水道あたりの整備もご検討いただけないですかということで要望しておきます。以上です。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 下豊内の消防詰所についてはですね、最近そういったことで上水じゃなくて生水は簡易水道を使っているということでお聞きしてですね、あそこはどうして整備してなかったのかなというふうに今感じているところです。

仁田尾とかはもう上水が取れないので、ボーリングしてですね、地下水でやっているというような状況もありますので、下豊内については上水路が引けるような状況であればですね、予算化しまして上水を引いて、きれいな水を使っただけのような形で整備を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。14ページの財産管理費の中の委託料、不動産鑑定等業務委託料が100万ほどありますけど、ここの場所と鑑定をする目的を教えてくださいのと、もう1点ですね、20ページの土木費の中の住宅費の熊本地震関連費の中の工事請負費750万、下豊内区急傾斜地対策仮設撤去工事としてありますけれども、この撤去工事というものがどういうもので発生したのかを教えてくださいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは財産管理費の委託料の内容ということでお答えさせていただきます。

この不動産鑑定等業務委託料につきましては、旧甲佐幼稚園の部分の不動産鑑定になります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、この下豊内地区急傾斜地対策仮設撤去工事につきましては、平成28年の熊本地震において、免の山の上がですね、亀裂が生じまして、崩落の危険が生じたということで、応急対策といたしまして、甲佐町の建設業協会のほうに依頼をして、大型土嚢をですね、約927袋を下の家屋の前に設置をして、その後、県によりましてですね、緊急急傾斜地対策事業をですね、県のほうにおいて平成29年12月から工事が開始され、平成31年3月に工事が完了しております。その工事の完了をもって、もう工事もある程度安定して、法面も安定したということでですね、仮設した大型土嚢を撤去を

するという工事で今回計上をさせていただいております。

この中で県の工事でありましたので、撤去についてもですね、県と協議をいたしましたけれども、町で設置したということで、町でこちらをお願いするということとなりました。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今の下豊内地区の崩落の件ですけれども、その崩落についてはですね、役場からはっきり見えて非常に危険であったし、早急な対応を県のほうに依頼されて、完了も早かったと思いますけれども、その後の、まあ安全性を図ったと言われますけれども、土嚢を早く撤去したいというですね、地元の人声も何回かあったと思うんですけれども、それがなんで今に、当初予算でも良かったのではないかという思いもありますけれども、そのへんはどういったことで9月補正となったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、当初予算でもよかったと思うんですけれども、地元との調整あたり、これの撤去するにあたってはですね、仮設道路とか何か必要ですので、その辺のですね、調整がうまくいってなかったことが大きな要因の一つだと思われまして、今回補正で対応できるのは、復興基金あたりを利用してですね、この工事ができるということで今回9月補正で上げさせていただきました。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。19ページです。19ページの商工費でございます。委託料、222万5,000円。ふるさと甲佐応援給付金運營業務委託料でございます。この222万5,000円というのは、この給付金の額に応じての、その算定方法は何かあるわけですかね。5,000万だったら何パーセント、1億以上だったら何パーセントプラス、そういう何かあるわけですかね、教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今のふるさと納税の運營業務委託料につきましては、契約を行われてますけれども、寄付金額の20%ということで契約させていただいてます。ただ、その20%のうちに手数料ですね、各サイトの手数料等については、その業務委託料の中から差し引いたところでの業務委託ということになりますので、寄付金の総額の20%というのも少し下がるような形になっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） じゃあ、まいっぺんですけれども、観光費の中で備品購入費で井戸江峡交流施設備品ですね、37万1,000円、これは何かテントか何かということだったんですけども、これはオープンされてから今年とわずかでございますけれども、どのような影響があって損傷したのか、その点をちょっと聞かせてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、議員おっしゃるとおり、井戸江峡キャンプ場は

井戸江交流拠点施設の備品についてはテントということで考えております。これについては、予備分という形で今、テント常設、シーズン中になりますと、ある程度常設をしております。こういう常設をしていきながら、あと、どうしても汚れがついたりとか、そういう部分で取り外しをして清掃するあたり、清掃するにあたっては、その分が張れませんが、その分の対応として予備分として今回購入するようにしています。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） このテントというのはですよ、今では一年とわずかですかね、そういう中において、その木造か何かで作るような感じはできんわけですかね。いくらか長持ちするような感じもするんですが。まあ、景観的にもまた変わってくるかと思えますけどもですね、その辺はどんなお考えか、はい、どのように思っているのかと。

それから、河川に下りる時に、段差があるかと思えますけども、1番最初、私たち議員もですね、1回説明に視察されてあそこまで来たんですけども、何かその高さがですね、非常に心配かと思えます。今のところ事故もありませんけども、その点あそこに、フェンスですね、そのようなものは考えておられるのかですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。将来的にですね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、このテントはですね、木造に出来ないのかということですけど、今、景観上、グランピングという形で売り出しておりますので、今の状況でいかせていただきたいというふうには考えているところです。

また、河川に下りる、下のほうのテントサイトに下りる部分については、当初予算です、スロープの工事の予算を計上させていただいています。それについては、県との協議を行いながら、スロープの設置をしていきたいというふうを考えてますし、ベースという部分をですね、当初検討もしましたけども、どうしてもやっぱり景観上、フェンスとしますと、どうしてもその景観上は良くないのかなという部分で、今あそこに照明、夜については照明がつくような形で、昨年度追加で工事をさせていただいていますので、それに対応していきたいというふうを考えております。今後は利用状況、またその県と考えまして、その都度検討していきたいというふうには考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第53号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）でありますけれども、2億7,300万あまりの追加補正ということで、質疑も出つくしたと思

い何ら異議なく賛成いたします。

これで討論を終結します。

これから議案第53号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第54号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第54号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第54号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。2ページをお願いいたします

令和3年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,677万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9,913万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和3年9月10日提出、町長名でございます。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款7、繰越金に1,677万円を追加し、2,677万円としております。1の繰越金です。歳入合計、補正前の額14億8,236万3,000円に1,677万円を追加し、14億9,913万3,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款5、保険事業費から5万6,000円を減額し、1,760万3,000円としております。2の特定健康審査等事業費です。

款7、諸支出金に16万6,000円を追加し、117万円としております。2の繰出金です。

款8、予備費に1,666万円を追加し、1,940万2,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額14億8,236万3,000円に1,677万円を追加し、14億9,913万3,000円としております。

今回の補正の主なものは、令和2年度の決算の確定に伴う繰越額の増額と、繰入金精算に伴う一般会計への繰出金の増額補正になります。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部について質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第54号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、令和2年度の決算を受けての増額補正となっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第54号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり決定されました。

日程第16 議案第55号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第55号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第55号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします

令和3年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億730万4,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分每ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和3年9月10日提出、町長名でございます。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。款4、支払基金交付金に125万9,000円を追加し、3億9,226万6,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款8、繰入金に25万1,000円を追加し、2億7,636万1,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款9、繰越金に5,922万円を追加し、5,922万1,000円としております。項1、繰越金です。歳入合計、補正前の額15億4,657万4,000円に6,073万円を追加し、16億730万円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款 1、総務費に17万円追加し、4351万7,000円としております。項 1、総務管理費です。

款 5、基金積立金に2,000万円を追加し、2,001万3,000円としております。項 1、基金積立金です。

款 7、諸支出金に1,902万5,000円を追加し、1,902万8,000円としております。項 1、償還金及び還付加算金及び項 2、繰出金です。

款 8、予備費に2,153万5,000円を追加し、3,357万1,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、補正前の額、15億4,657万4,000円に6,073万円を追加し、16億730万4,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、令和 2 年度の決算の確定に伴い、歳入においては繰越金の補填、歳出におきましては基金積立金、それと、令和 2 年度の事業終了に伴います国、県、支払基金への返還金並びに町の一般会計の繰出金について補正をお願いしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7 番（荒田 博君） はい、7 番。議案第55号、令和 3 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、ただ今担当課長の説明にありますとおり、主なものが令和 2 年度の決算を受けての増額補正となっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。これから議案第55号「令和 3 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号「令和 3 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 56 号 令和 3 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第56号「令和 3 年度甲佐町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第56号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ219万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,528万4,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和3年9月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款5、繰越金に219万6,000円を追加し、219万7,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計、補正前の額、1億6,308万8,000円に219万6,000円を追加し、1億6,528万4,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、後期高齢者医療広域連合納付金に189万5,000円を追加し、1億5,892万8,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款5、予備費に30万1,000円を追加し、30万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額、1億6,308万8,000円に219万6,000円を追加し、1億6,528万4,000円としております。

今回の補正は、令和2年度の決算の額の確定に伴う繰越金の増額と、令和2年度分保険料の追加納付にかかる歳出の増額となります。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。議案第56号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額で219万6,000円の増額ということでございます。補正内容につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金の確定による歳入額の補正、また、歳出におきましても、広域連合納付金の補正並びに予備費での補正ということ

でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を集結します。

これから議案第56号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって議案第56号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決されました。

日程第18 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（宮川安明君） 日程第18、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） はい、それでは発議第2号について朗読いたします。発議第2号、令和3年9月14日甲佐町議会議長宮川安明様。提出者、甲佐町議会荒田博、同じく宮本修治。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書を甲佐町議会会議規則第13条の規定により提出する。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国において令和4年度地方財政対策及び地方税制改正へ向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している状況を踏まえ、他の地方歳出に不合理なシワ寄せが出されないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは

断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を、令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月14日、熊本県甲佐町議会。提出先、衆議院議員議長殿。参議院議員議長殿。内閣総理大臣殿。財務大臣殿。総務大臣殿。経済産業大臣殿。内閣官房長官殿。経済再生担当大臣殿。以上、朗読を終わります。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

7番、荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。今回の意見書提出に関する発議につきましては局長朗読のとおりですが、新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保充実が必要不可欠であります。このため、地方財源、地方税財源の確保を求め、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出を発議したものです。

議員各位におかれましては、賢明なるご判断をお願いし、説明とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 本町においては、新型コロナウイルス禍の中において、地方創生や安心安全な町、そういった持続可能な社会を実現するためには、どうしても財源の充実が不可欠でありますので、本意見書の発議を提出することに賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を集結します。

これから発議第2号、コロナ禍により厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定しました。

日程第19 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第20、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、日程第21、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、以上の2件については一括議題とします。お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の上の2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただ今申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第22、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了しました。これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 9月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は9月10日から本日までの5日間にわたり、提案をいたしました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行にあたりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました一般財源補正予算を始め各議案の成立によりまして、新型コロナウイルス感染症予防対策に万全を期すとともに、町政全般にわたり、なおいっそうの政策推進を図り、町民の皆様方の福祉の向上に努めてまいります。

また、本議会でご指摘をいただきました各事項については、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導いただきますよう心からお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は10日に開会をし、本日14日までの5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに今期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の政策に充分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも町民の負託とご期待に応えるべく、さらなる尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意いただきますようお願い申し上げます、令和3年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時9分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和3年第3回定例会

令和3年9月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明

編集人 甲佐町議会事務局長 北畑公孝

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198